

長期の臨時休校によって生じた学校現場の課題の検討

－小学校の夏期休業終了までの動向をもとに－

橘田 重男

A Study to the Assignment of School Scene by Long extra closed School

Shigeo KITTA

＜要約＞

昨年度 2月からの新型コロナウイルス感染症による日本の学校現場への影響は、未だかつて経験のない事態を招いた。殆どの学校は長期の臨時休校となった。その間の授業日数の減少は、40 日余りに及んだ。それが、学年末・学年始めに当たったことで、特に教育課程の混乱とその修正には相当な労力を要することとなった。発生した主な課題として、(1)学習内容の遅れと、それへの対応として①学習支援員の導入②教材・単元の精選、(2)授業時数の確保(夏休みの短縮・時間割の時間増など)、(3)「新しい生活様式」に対応した感染予防対策、などが挙げられる。それも現場での対応が中心となるため、現場の負担が更に増加する中、模索が続いている状況である。また、この機会に、従来、当たり前であった「対面授業」の在り方、更に「9月入学制」導入検討にまで至ることとなった。影響は本年度に留まらず、来年度以降も何らかの対応が続くことが予想される。

はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響で、およそ 2019 年度 2 月から 2020 年度 5 月に至る、約 3 ヶ月以上の期間に渡り、日本のほとんどの学校は長期の臨時休校となった。教育課程の年間計画に位置付けられている長期休業を除いて、これ程まで長期に渡る臨時休校は未だかつてない事態であった。その発端となった、安倍首相による「全国小中高の一斉休校要請」も前代未聞の出来事であった。それを受け、文部科学省一都道府県教育委員会ー市町村教育委員会から、学校現場への休校要請があり、各学校における休校への対応が図られた。これまでには、冬期にインフルエンザの集団感染によって、各地で数日間の学年閉鎖や学級閉鎖などの対応は図られてきたが、今回の感染症による全校臨時休校は、それをはるかに超える事態となった。特定の学校や特定の学年や学級であれば、該当する範囲の単位で、臨時休業分を閉鎖後の事後指導や補習で何とかやり繕りしてきた。小中学校では休業中も担任が家庭訪問をして、個別指導をしてきた。

しかし、今回は日本中のほとんどの学校では、相当

な長期間休校という、異常事態の中、感染の拡大がある程度落ち着いた時点で休校を終えることになったが、その休校期間の代償は未だかつてない大きさである。またその後への影響も計り知れない。そこで、今回の事態の経過を追い、学校現場における課題を検討してみる。

1. 感染症による休校

(1) 感染症による「臨時休校」の定義

「学校保健安全法(1)」において、「感染症予防を目的に、学校の全体または一部を臨時休業できる」と規定している。公立校では各自治体の教育委員会、私立校では学校法人が、学校の設置者としての権限を持つ。学校全体を休業する場合は、「臨時休校」とも呼ぶ。首相や文部科学省は学校の休業を決定する権限は持たないが、「地方教育行政法」の規定で、文部科学大臣は都道府県と市町村の各教育委員会に対して、必要な助言や援助をすることができる。今回の「全国一斉休校要請」は、この規定によるものである。全校の休校に及ばないと判断した場合は、特定の学年を「学年閉鎖」や特

定の学級を「学級閉鎖」とする。

(2)例年の臨時休校の状況

前年度 2019 年度下半期(9/2~2/16)のインフルエンザによる臨時休校措置などの状況(厚生労働省 HP 資料(2))より

臨時休校 412 校 週平均 17.2 校

学年閉鎖 5,070 校 週平均 211.2 校

この数は例年の平均的なものであり、全国的には一部の学校や学年で臨時休業が実施されているという状況である。この点からも、今回の新型コロナウイルス感染症による全国一斉休校は特別なことでその規模は比べものにならないことが分かる。同じ感染症による休校措置でも、コロナ禍による休校は、別に考えなければならない状況である。

2. 今回の新型コロナウイルス感染症による、小学校現場の状況と対応の経過を、全国の平均的な経過とおよそ重なる、Y県 T市の公立小学校(主に T 小学校)の対応の経過

(2月末～夏期休業終了の間)

<経過>

2019 年度

3 学期

2 月 28 日(金) 安倍首相による「全国小中高の一斉休校要請」

3 月 2 日(月) 休校の連絡・授業のまとめ

3 日(火) 休校中の連絡・課題配布(半日)

4 日(水)～24 日(火) 臨時休校(25 日間)

* 休校中 小学校内で 1～3 年生の希望児童の受け入れ

19 日(木) 卒業式(簡略化して短時間に実施)

25 日(水) 修了式・離任式(午前中の 1 時間、校庭で実施)

25 日(水)～4 月 5 日(日) 春期休業(12 日間)

2020 年度

1 学期

4 月 5 日(日) Y 県教育委員会からの通知(3)

6 日(月) 始業式・入学式(予定) → 延期

6 日(月)～19 日(日) 臨時休校(20 日間)

19 日(日) 入学式 → 再延期

20 日(月) 始業式 → 再延期

20 日(月)～5 月 5 日(火) 臨時休校(15 日間)

※連休も含む

5 月 4 日(月) 安倍首相による「全国非常事態宣言」
継続の発令(5 月 31 日まで延長)

* 15 都道府県と 32 県に対応要請の違い

6 日(水) 始業式 → 再再延期

10 日(日) 入学式 → 再再延期

※ 5 月連休明けになんでも、入学式・始業式ができるない。

15 日(金) T 市教育委員会からの通知

* 参考資料参照

15 日(金)～22 日(金) 6 日間 分散登校

各クラス 3 グループ時間差登校・一部授業開始

24 日(日) 入学式

25 日(月) 始業式

通常授業開始

6 月 通常授業

7 月 31 日(金) 1 学期終業式

8 月 1 日(土)～18 日(火) 夏期休業(短縮 18 日間)

* 例年の夏休み 7 月 23 日(木)海の日～8 月 23 日(日) 32 日間

8 月 19 日(水) 2 学期始業式

<授業日数に関わる平均的な日数の例年との比較>

	例年	本年	増減
3 学期授業日数(前年)	50 日	35 日	- 15 日
1 学期授業日数	79 日	48 日	- 31 日
夏期休業日数	32 日	18 日	- 14 日

3. 今回の事態から発生した課題と学校現場の対応

文部科学省は、今回の事態に関わる通達として、「年度内に予定していた学習を終えることが難しい場合、来年度か再来年度に繰り越し、2～3 年かけて遅れを解消することを特例として認める」「繰り越しできない小学 6 年、中学 3 年、高校 3 年は対象外とする」という内容の通知を出した。Y 県の教育委員会は、感染症対策の指針として、「運動会や文化祭の時間短縮や規模縮小、延期、中止の検討」「体育や音楽、家庭科での接触を避ける」「指導計画の見直し」などを示した。しかし、感染症対策をしながらも長期休業の影響から、学校現場には現実的な課題が発生している。

(1) 学習内容の遅れとそれへの対応

地域間や学校間の誤差はあるものの、全国的傾向として休業期間中に学力差が広がったことが指摘された。文科省の通知では「学習内容が定着しているか確認し、不十分な子どもには個別指導を求める」「教科書会社と連携して、学年をまたいで学習しやすい教材を開発して、教育現場に提供する」などの対応を指示したが、現場の混乱とのずれが見られた。

対策として、以下の取り組み経過などがあった。

①学習支援員の導入

小学校の場合、市区町村単位になるが、児童の学習支援を目的に、学習支援員を採用し、学習内容の遅れや個別支援への対応を図っている。Y県の例では、地域在住の教員OBに応援を求め、学習支援員として多数を再任用として雇用した。

②教材・単元の精選

文科省の通知では「教科書の内容を授業で扱う部分と、家庭学習など授業以外で学ぶ部分に仕分ける」「(学習モデル案として)子どもたち同士で話し合ったり、一緒に作業したりして学ぶ内容は授業が担い、学習の定着を図るための演習などは家庭学習でも良い」のように、学校の授業で不足する部分を家庭で補うことを求めた。しかし、前述のように各家庭間での環境の差が大きく、このことからも学力差が拡大することが危惧される。

(2)授業時数の確保

T小学校においては、授業日数の不足として、2019年度(3月)：15日 2020年度(4～5月)：31日 合計46日の数字が判明した。

授業再開後の対応として、S教諭への聞き取りによると、「実質的には6月から本格的に授業再開し、それ以後は主要教科の国語・算数の時間を多く取り、音楽・図工・体育・総合(生活)などの時数を減らした」「2学期に回す単元が2つ程度あった」「じっくり指導したい内容も、時間をかけて出来ず、理解の状況が心配される」「話し合い活動や発表活動が少なくなり、一斉学習が中心となった」「生活科や総合学習での校外での学習活動ができない」などの実態が浮かび上がった。

加えて、①夏期休業の短縮、を実際に実施して、②平日時数の増加、や③土曜日登校などの対応も検討しているとのことであった。

また、④行事の中止・縮小、に関わり、文科省は通知で「授業時間の確保のため、学校行事の縮小もありうる」とした。行事に関わりT小学校では、運動会は9

月下旬に半日実施で、競技数を大幅に減らす。練習は例年の全校特別日課は組まず、全校・複数学年練習はなし、学年練習7時間程度に縮小する。当日は児童の家族・親族のみ見学可で実施する。また、児童会関係の行事は全て中止とし、体育の水泳授業は行わず、夏休みのプール開放は中止する。

(3)感染予防対策

国の「新しい生活様式(4)」の提唱や県教委の「学校再開に向けた感染症対策の指針」などを受けた学校現場の対応

T小学校の場合

児童が登校している時間では「マスク・うがい・手洗いの徹底」「共有箇所の除菌」「ソーシャルディスタンスを取り」を基本にしながら、以下のような取り組みを行っている。

○登校時

児童玄関で養護教諭がセンサー式体温計で体温計測し、37度以上の場合はチェックする。

アルコール消毒後、入室する。

○教室環境

エアコンは28度設定で、全ての窓を開け、扇風機2台を動かす。

机は前後左右を1m以上、できるだけ広く間を空ける。(教室一杯になる)

○マスク

常時マスクをする。登下校・体育・校庭での遊びの時は外して良い。

○アルコール消毒

休み時間の前後・トイレの後・給食前は必ず手洗いをしてアルコール消毒をする。

○健康チェック

毎日(含む休日)家庭での体温計測と体調記録記入(保護者に依頼)

S教諭への児童の様子の聞き取り

「児童は、大人が感じていることとは違い、意外にも今の状況を受け入れながら日々生活している様子である。本校では、幸いなことに登校を渋る児童は増加していない。体調が悪い児童が出た場合は、感染などを考慮して、保健室での休養はせず、保護者に迎えに来てもらい帰宅する。全体的に、児童は学校が好きで、熱中症アラートの為に校庭で遊べないことを残念がつ

ている」

4. 学校の在り方を改めて考える機会としての「対面授業」の捉え方

従来の学校における活動は、「対面式」授業が基本となり、教師と児童、児童同士が共有する同じ時間と空間で行なわれてきた。そのことがこれまで当たり前のようにされてきた。しかし、今回のコロナ禍によって発生した「3.」の課題を踏まえた上で、「対面授業」の在り方を改めて考える必要がある。

(1) 「対面授業」と「非接触型授業(教育)」の視点

従来の「対面授業」の良さとして、まず学びの共有ができる。話し合いや討議を通して、考えや意見をお互いに出し合い、考えの違いを探り、時には擦り合わせを図ることもある。また、言い方や微妙なニュアンスの違いまで感じながら話を進めることもある。何よりも、

その場の雰囲気(空気)・間・臨場感を体感しながら理解していく経験の積み重ねができた。それが、今回の感染防止対策から、「三密」(密集・密閉・密接)を回避するように指示が出された。しかし、本来、学校の教室は、「三密」の環境そのものであり、その環境を基本に授業が成立していた。

今回の事態を機会に、「非接触型授業(教育)」の推進が提示された。「学校に登校して、授業で学習をする」というこれまで当たり前に思われてきた教育スタイルに代わるものとしてのオンライン授業が注目されている。そのためには、対面授業をしなくても学習できる環境の必要性があり、オンライン授業を継続していくことで、より良い方向性を模索することがある。

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点

児童自らが主体的に学習に取り組む視点として、学習者の意欲の重要性から、主体的に学習に取り組める児童の育成を目指して、新学習指導要領で「主体的・対話的で深い学び」が提唱された。これから社会に求められる資質・能力を身に付けるにあたって、児童が「学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて、より深く理解する」ことが求められる。そのためには、教師側から一方的に知識を伝達するような授業ではなく、まさに児童側の「主体的・対話的で深い学び」を目指す授業である。これは目新しいキーワードのようでもあるが、これまでの教育実践で目指してきたもの

でもある。そのような教育実践に学びながら、目前の児童の実態を捉え、分析し、指導計画を組み立てていくことが求められる。その指導計画をもとに、授業でどのような学習活動を仕組んでいくかがポイントとなる。それは、児童側の学びの立場から、「児童が学習活動を通して、どう考え、何を表出するか」を考えることにある。この「対話的学び」のためには、班になってアイデアを出し合ったり、テーマについて意見を交換したりするグループ学習が基本になっている。しかし、感染防止の視点ではそうした活動は難しくなる。

対面授業ができない場合は、オンライン上での教師やクラスメイトとのやりとりになるが、それはある意味、新鮮ではあるが、その場の臨場感を感じながら学習するまでは至らない。対面授業での学びには及ばない点が多い。

5. 「9月入学制」の検討

(1) 提案と検討

今回の長期臨時休校を契機に、県知事や政府の一部から「9月入学制」の議論が始まった。「9月入学を巡る文部科学省の課題のまとめ」によるそのメリット、デメリットの提示からも、現状において解決しなければならない様々な課題が山積していることが判明してきた。これらの課題解決の見通しが立って、初めて議論の段階になると思われた。その中で、海外の多くの国で9月入学を実施していることや留学生の受け入れなど、国際化社会に向けた機運も高まった。その後、文部科学省は、休校のために年度内に予定していた学習内容を終えることが難しい場合、来年度か再来年度に繰り越し、2～3年かけて遅れを解消することを特例として認めた。

(2) 問題

9月入学になると、幼稚園・保育所を卒園後の、4～9月の小学校入学までの半年間が空白期間として発生し、「小学0年生」が出現することとなる。その受け入れ先は、幼稚園・保育所や学童保育などが考えられるが、現状の在園児に加えた受け入れとなり、新たな課題となる。入学時の年齢が7歳5ヶ月の児童も出現してしまう。文部科学省の試算では、来年度実施の場合、小学校入学予定の約100万人と再来年入学予定の児童の一部約40万人が新1年生となる、とのことである。この学年は前後の1.4倍で、その後の入試や就

職の倍率が上がり「狭き門」が予想される。関連の法律の改正については、学校教育法から生活保護法をはじめ、改正に必要な法律は33件に上ると指摘されている。会計年度や教員人事などにも影響し、これらには大きな財政支出が伴うことになる。その後、文部科学省は、9月入学をめぐる課題のまとめで、移行の3パターンを提示したが何れの場合も問題が残り、各界関係者からの慎重論も多く出て、結論としては、「来年度以降に見送り」となった。今回のコロナ禍の特別な状況の中でこそ起きた議論だったことから、この先、コロナ禍のような状況が起きなければ、当面は「9月入学」に変更することはないものと予想される。

6.まとめ

昨年の2月下旬に始まった「コロナ禍」による学校への影響は、7ヶ月経過しても未だ続いている。今後も秋から冬にかけての第3波も予想され、感染が終息するまでは長い時間がかかりそうである。学校においても、感染予防を最優先した「新しい生活習慣」を定着させなければならない。それによる多くの制限が、全ての学校教育活動に、当分の間かかることになる。具体的な経過にふれたT小学校においても、長期の休校期間による学習の遅れや行事への影響はまだ解消されず、児童の学校生活は落ち着かない状況のままである。今回、2学期開始までの小学校での対応を中心に検討したが、その後の教育活動も例年のように進まないことが予想される。取り組み内容によっては、来年度への影響も残ることも考えられる。今回の学校現場の混乱を総括し、今後の学校教育活動に生かすまでには時間がかかりそうである。

最後になりますが、コロナ禍の大変な折り、執筆に快くご協力いただいたY県T小学校の校長先生とS先生に感謝申し上げます。

【注】

- (1)第4節 感染症の予防 第20条「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる」
- (2)全国学校保健統計の「インフルエンザ疾患発生報告における施設数の推移」(R2年2月21日)
- (3)文部科学省通知を受けて、順次、県教委からの通知が出された。4/5付けの内容は、長期臨時休業中の「子どもの居場所づくり等」に関するものであった。

(4)政府の専門家会議の提言で、「新規感染者が減り、対策を緩められるようになった地域では、感染拡大を予防するための、生活上の具体的な実践例」を提示した。

【参考資料】

山梨日日新聞記事(2~8月のコロナ禍関連)

文部科学省「学校における感染症対応への指針」

山梨県教育委員会「学校再開に向けた感染症対策の指針」他通知

【事例資料】「T市の通知」

令和2年5月15日

T市立小中学校保護者様

T市教育委員会
教育長 ○○○

新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時休業期間等変更のお知らせ

日頃から、本市教育行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、県が国の緊急事態宣言解除を受けたことにより、次のように臨時休業期間の変更及び入学式を実施します。

保護者の皆様には、多大なるご負担をおかけすることになりますが、児童生徒の安全と健やかな学びを保障するため、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業期間 (変更前)令和2年5月7日(木)
から5月29日(金)
(変更後)令和2年5月7日(木)
から5月22日(金)

2 入学式 令和2年5月24日(日)
午前 小学校 午後 中学校
*中学校は、午前に始業式を行います。

3 学校再開後の日程 5月25日(月)午前授業
(小学校は始業式を含む)

26日（火）午前授業
27日（水）午前授業
28日（木）一日授業（弁当持参）
29日（金）一日授業（弁当持参）
6月 1日（月）給食開始

4 学校再開後の学童登録児童について

- ・学童保育は午後2時30分からの受け入れとなります。
 - ・5月25～27日までの午前授業期間は、学童保育受け入れ開始時刻まで学校で預かりますので、お弁当を持たせてください。なお、今後の感染拡大防止のためにも、可能な限り家庭で過ごすようご協力をお願いします。
-

東アジアにおける高齢者介護の現状と課題に関する 研究

—日本と台湾のケアマネジメント実施の比較を通じて—

張 昌鎬・李 垠周*・康 國鎮**

Study on the Current Issues of the Elderly Care in East Asia
-Comparisons of Care Management between Japan and Taiwan-

Changho JANG, Eunju LEE, Kookjin KANG

*東國大學校 社會福祉學科 教授 **ソウル在家老人福祉施設長

本研究ではアジアでケアマネジメントを実施している2つの国である日本と台湾の現状の比較を通じて、その共通点と相違点から課題や対策を考察した。その結果、共通点として日本と台湾共にケアマネジャーになるためには、一定の国家資格を持ち実務経験がある者ではなければならない。しかし、「学習」→「演習」→「現場実習」という一連の学習過程を設けていない。そこで、両国ともにケアマネジャーになる以前資格の業務の延長線でアセスメントを実施しケアプランを作成している。すなわち、同じ利用者であってもケアマネジャーになる国家資格により、ケアプランが異なる。これに対してケアマネジャーになる一定の養成過程を設け、ケアマネジャーという専門職としての職業的アイデンティティを持つようにしなければならないと提言した。

相違点として、日本の場合は介護保険制度の実施時に、ケアマネジメントも同時に実施したが台湾の場合、政治的理由などによって実施されていなかった。

そのために日本は利用者の権利意識が高くなり、援助者と利用者が対等な関係での契約によるサービス提供が可能になる。反面、台湾はケアマネジメントをバックアップする介護保険制度が実施されていないためケアマネジャー1人の担当件数が1ヶ月に200件を超え、明らかに限界を超えている。そこで、介護保険を実施し、量的・質的にもレベルが高いサービスの提供を可能にする必要があると提言した。

キーワード：ケアマネジメント、共通点、相違点、介護保険制度、権利意識、契約

I はじめに

1. 研究の背景と目的

少子高齢化は、日本や欧米諸国だけでなく台湾・韓国といった東アジアの国でも進んでいる。さらに、これらの国は始まった時期や継続した期間は少し異なるが、団塊の世代や急速な少子高齢化を経験している。それによる様々な問題に直面しているのも共通点である。すなわち、団塊の世代、急速な少子高齢化、独居老人や老人世帯の増加、急激な世代間扶養の弱体化などにより、高齢者の介護を家族介護だけに依存することは現実的に困難である。このような様々な困難を解

決するために、高齢者介護制度の整備を進めてきた。その中で介護保険制度とケアマネジメントの導入を試みた。しかし、それぞれ国家の事情(主に政治的・経済的事情)により、介護保険制度とケアマネジメントを同時に導入した国家(日本)、介護保険制度だけを導入した国家(韓国)、ケアマネジメントだけを導入した国家(台湾)がある。

このように東アジア地域の高齢者介護制度には、それぞれの国の事情や状況によって異なる点も多い。

したがって、本研究ではケアマネジメントに焦点を合わせて研究を行うために、日本と台湾を比較することとした。

例えば、日本は2000年からドイツを参考に介護保険制度を導入したが、ドイツでは実施していなかったケアマネジメントを同時に実施した。一方、台湾では2003年から日本を参考にケアマネジメントを実施しているが、介護保険制度は導入に向けて検討はしたが実施されていない。

また、日本のケアマネジャーは民間の機関に務めているが、台湾では公的な機関に勤務している。

以上のような状況を踏まえて、本研究では日本のケアマネジメントと台湾のケアマネジメントの登場背景や実施前後の事情の共通点と相違点を様々なデータを通じて分析し、そこから見えてきた課題や対策を考察した。

2. 先行研究の検討

台湾におけるケアマネジメントの研究は、主に日本に留学経験のある研究者を中心に行われている。

さらに、比較研究よりはケアマネジメントの必要性や台湾のケアマネジメントの課題、今後の展望に関する研究が主である。すなわち、莊秀美ら¹（2015）は台湾のケアマネジメントの導入からケアマネジャーの中心業務、ケアマネジャーになるための資格、勤務先、業務遂行の課題に関して論じている。また、葉千佳²（2016）は、日本の介護保険との関係に着目しながら、台湾のケアマネジメント及び長期介護システムの課題や日本の介護保険制度及びケアマネジメント定着の過程に着目し、日本の経験を参考にする必要性を主張している。

これに対して、西下彰俊³（2017）は、外国人介護労働者の特殊性に着目しながら、在宅介護サービスを中心に、台湾における介護システムと介護サービスの概要を示しながら、ケアマネジャーの低賃金や200以上の限界を超えた担当ケース数などの課題に関して論じている。しかし、ケアマネジメントに関する国家間の比較研究はそれほど行われていない状況である。

したがって、本研究では以上のような先行研究を含めながら、日本と台湾のケアマネジメント実施経験からの現状と課題を中心とした比較研究を試みた。また、本研究はある時点における比較研究ではなく、時系列を軸にした研究である。

3. 研究方法と倫理上への配慮

本研究は、主に公表された資料から得られた情報をもとに様々な文献を分析しながら進めた。これらの情報は公的な機関が、政策を検討するための情報であり、特に個人に関する情報は含まれてない。その点で、倫理面での問題は発生しなかった。

II 日本と台湾のケアマネジメントの導入背景と形成過程の比較

1 ケアマネジメントの導入以前の日本と台湾の状況

日本と台湾は、アジアの中でケアマネジメントを実施している二つの国である。そこで、日本と台湾のケアマネジメント導入の背景、実施年度や実施時の高齢化率などを比較してみると＜表1＞のようになる。

＜表1＞日本と台湾のケアマネジメント形成過程比較

	日本	台湾
導入背景	医療費抑制のため在宅介護を推進、在宅保健福祉サービスが推進、医療、保健、福祉の機関間の連携、自立した日常生活が営めるように介護サービスの効率性と効果性を高める、介護保険による措置から契約への変更に伴う尊厳を保持	急速な高齢化や家族形態の変化、女性の社会進出などによる家族介護の限界、高齢者の医療・福祉に関する政策を展開、老人長期介護三年計画、長期介護のための医療、保健、福祉が連携したケアマネジメント実施
実施年度	2000年	2003年
専門職の名称	介護支援専門員（ケアマネジャー）	照顧管理専員（ケアマネジャー）
勤務地と担当件数	民間施設や機関（在宅ケア支援事業所、特別老人ホーム、地域包括支援センターなど） 担当件数は39件、40件以上の場合は作成コストが減算 施設の場合は100人の入所者に対して最低1人以上	公的施設（長期ケア管理センターなどの県や市の公共施設） 担当件数は200件と制限（実際にはこの制限を超えている）

(1) 日本のケアマネジメントの導入背景

日本は、超高齢化社会における様々な課題の中の一つである、増大する高齢者の医療費抑制を主な柱として、1983年老人保健法の施行による老人医療費の有料化⁴、老人病院の制度化による医療費抑制等の施策が進められ、それと平行して在宅の受け皿としての在宅保健福祉サービスが推進された。さらに老人保健事業が市町村の事業となったことの影響をうけ、1980年代半ばより市町村レベルでの在宅の「寝たきり老人」対策として医療、保健、福祉の機関間の連携が必要になった。また、在宅福祉サービスの数も徐々に増えてきた。

しかし、従来別々に活動していた医療や福祉の機関が連携をとることは容易ではなく、縦割り行政の弊害や医療機関等でみられた利己主義や孤立主義的体質が連携を阻む要因としてあげられ、良好な連携を築くことはできなかった。そのために、医療、保健、福祉を連携しクライエントのニーズに合わせたサービスが提供できるケアマネジメントは、2000年介護保険の実施と同時に脚光を浴びるようになった。

ケアマネジメントとは、高齢者が自立した日常生活を営むという目的のために、高齢者の現状や自立に向けての希望を十分に把握し、それを踏まえてその人にとって最もふさわしいサービスが利用できるよう支援する仕組みである。

しかし、介護保険とケアマネジメントは基本的な原理が全く異なるものである。介護保険は、社会的連帯でもって国民の介護リスクを保険方式で解決していくことを目的にしているが、ケアマネジメントはさまざまな生活課題（ニーズ）を解決することで要援護者の地域生活を可能にし、自立を支援することである。

このように、ケアマネジメントの実施によってクライエントのサービスの質を向上させる意義は、介護保険制度が目指す「自立支援」の理念を実現させることができることである。すなわち、介護保険制度は高齢者が要介護状態等になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ、医療、保健、福祉の連携による自立した日常生活を営むことができるようすることを目的としているのであり、そのための制度運用の仕組みとしてケアマネジメントを導入した⁵。

(2) 台湾のケアマネジメントの導入背景

台湾では長い間、家族が介護を担い介護費用を負担することが一般的であった。初期の社会保障制度は特

定対象（軍人・公務員・教職員）の制度であり、行政サービスは低所得者や退役軍人に對し行われていた。そこで、1980年に老人福利法を設立し、一般の高齢者及び障害者に対する医療・福祉に関する政策を展開してきた。1997年には老人福利法の全面的改定が実施された。しかし、急速な高齢化に伴い、保健医療の面で大きな役割を期待されていた全民健康保険制度の收支のバランスが保てなくなり、同時期に高学歴化や女性の社会進出によって家族形態が変化し、今まで義務化されていた在宅での家族介護に限界が生じるなど、高齢者介護に関する様々な課題が明らかになっている。そこで、内政府（内務省）は1998年に「老人長期照顧三年計画」を提出し、施設サービス及びデイサービスの拡大を奨励した（張李淑女、徐慧娟、2013）⁶。その老人長期介護三年計画のなかで、長期介護におけるケアマネジメント方式が初めて取り入れられた（葉千佳、2016）⁷。2000年4月には「建構長期照顧体系先導計画」（介護体制構築 三ヵ年先導計画）が施行され、介護サービスの実証的研究とモデル事業が同時に進められて、台北市（都市型）と嘉義市（農村型）を実験都市とした多元的な地域の長期介護サービスの実施が開始された。その後、各県と市に「長期照顧管理示範中心」（長期介護管理模範センター）が続いて設立され、2007年より長期照顧十年計劃（長期介護十年計画）が始動した。「長期照顧服務法」（長期介護サービス法）は2015年5月に立法院（国会）を通過し、2年後の実施を予定していたが政権交代により、民進党の蔡英文総統は長期介護政策を推進することの重要性は訴えたものの、いまだに介護保険制度は実施されていない。

このように、両国ともに医療、保健、福祉を連携し、クライエントのニーズに応えるためにケアマネジメントが実施されるようになった。

2 日本と台湾のケアマネジメントが制度化した年度と専門職の名称

日本は2000年介護保険法と共にケアマネジメントは実施され、名称を介護支援専門員またはケアマネジャー（care manager）と呼称されている。

これに対して、台湾ではケアマネジメントの実施は1990年代後半から福祉分野と医療分野が共同し進めてきた（莊秀美、2012）⁸。福祉分野において、1998年から実施された老人介護三ヵ年計画では、介護援助の窓口として総合的に介護ニーズをアセスメントし、サ

ービスをコーディネートすることを通じて介護サービスの統合や移送職務の連携を効率的に進めることができるように設置されている。2003年に県や市に介護管理ステーションが設置され、2004年に長期介護管理センターに改称された。

一方、医療分野の関連施策の介護サービス及び産業発展方針第一計画では、介護サービス資源やケースマネジメントを統合するため介護管理センターを設置した。このように、福祉側の長期介護管理センターと医療側の介護管理センターが同時に存在していた。当初、両者を合併し運営する自治体もあれば、それぞれ独自にサービスを提供する自治体もあった。その混乱を終結させるために介護サービス及び産業発展方針第2期計画では、両者を統合し2005年に長期介護管理センターに改称した。長期介護管理センターには照顧管理専員（ケアマネジャー）が配置され、介護サービスの過程において介護支援サービス機能の要となる役割を担う者として位置づけられている⁹。

日本は、介護保険の実施と同時にケアマネジメントという名称を使用した。これに対して、台湾は福祉分野の長期介護管理センターと医療分野の介護管理センターを長期介護管理センターに統合し、介護管理センターにいたケースマネージャーをケアマネジャーという名称に変更した。

3 ケアマネジャー勤務地と担当件数

日本のケアマネジャーの勤務地は民間施設や民間機関である在宅ケア支援事業所や特別老人ホーム、地域包括支援センターなどである。ケアマネジャー1人あたりの担当件数は、1ヶ月につきケアプラン+（予防計画×1/2）=39件であり、40件以上の場合は作成にあたっての給付額が減算される。また、施設の場合は100人の入所者に対して最低1人以上と義務付けられている。

これに対して、台湾のケアマネジャーの勤務地は県や市に設置されている公共施設の長期ケア管理センターである。また、台湾の一人のケアマネジャーの担当件数は1ヶ月に200件と制限されているが、実際にはこの制限を超えており、担当件数は台湾が日本の数倍になっている。

この件数は利用者のアセスメントの実施、ケアプランの作成、担当者会議の主催、またモニタリングを実施しなければならないケアマネジャーには、明らかに

限界を超えている。

これを両国の比較から考えると1つ目は、日本にはケアマネジメントを支持する介護保険制度が実施され介護保険法に限度件数が制限されているが、台湾にはケアマネジャーをバックアップする介護保険制度が実施されていない。

2つ目は、両国の勤務地が異なり、日本は民間施設であるが台湾は公共施設であることに起因していると考えられる。

すなわち、日本は勤務地が民間であるために、利用者により良いサービスを提供しなければならないとう競争原理が働くからであると思われる。

4 ケアマネジャーになる過程とケアマネジャーの業務内容、業務範囲、研修

ケアマネジャーになる過程や業務内容、業務範囲を見ると表2のようになる。

表2 日本と台湾のケアマネジャーになる過程とケアマネジャーの業務・業務範囲の比較

	日本	台湾
ケアマネジャーになる過程	一定の国家資格所持者が実務経験5年以上で受験資格を得る。ケアマネジャー受験資格の変更（介護等業務10年以上従事した者、介護職員初任者研修（ヘルパー2級）、社会福祉主任用資格を取得した者は受験資格がなくなった）	ケアマネジャーになる受験資格はないが、長期介護管理センターにケアマネジャーとしての採用資格は、社会福祉士、看護師、作業療法師、理学療法師、医師、栄養師、薬剤師等の資格保有者かつ2年以上の介護関連領域での実務経験が必要。資格取得に伴う議論が活発
ケアマネジャーの業務	アセスメント、ケアプランの作成、モニタリング、ケア計画の変更	アセスメント、ケアプランの作成、モニタリング、ケア計画の変更
業務範囲	保健、福祉、医療の広範囲	保健、福祉、医療の広範囲
研修	2006年の資格更新制の導入（ケアマネ	研修制度の必要性議論

ジャーの業務を行う際は、5年に1度の研修を受けなければならぬ」と主任ケアマネジャー制度の導入	
--	--

<表2>のように、日本のケアマネジャーになる過程は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士の国家資格を持ち、実務経験5年以上で受験資格を得る。さらに、急いで導入したために国家資格に必要な「学習:理論的体系」→「演習:理論学習で学んだことの検証・確認」→「現場実習:一定期間身を置いての疑似体験」という一連の学習期間を設けることができなくなり、国家資格ではなく公的資格(都道府県知事)になった(張昌鎬ら、2007)¹⁰。

また、このケアマネジャーの資格は常に見直されケア予防を目的に設置された地域包括支援センターなどでは配置しなければならない資格になった。

2006年の介護保険制度改革では、ケアマネジャーの資格を5年ごとの更新に変更と介護支援専門員のオブザーバー的存在として、新たに主任ケアマネジャーの資格が創設された。

さらに、ケアプランの作成の報酬が要介護度別に設定され、1人あたりの受け持ち件数が多くならないようにするなどの工夫が図られた。

2015年には、ケアマネジャーの質・専門性の向上のためという理由で、国家資格有資格者の一部科目の免除が廃止された。

2018年の改正では、無資格で介護等業務に10年以上従事した者、介護職員初任者研修(ヘルパー2級)、社会福祉主任用資格を取得した者は受験資格がなくなり、条件がかなり厳しくなった¹¹。

日本のケアマネジャーの業務は在宅や施設で生活している方々の相談に応じ、介護サービス計画(ケアプラン)の立案、実施やモニタリングを行う。また、介護サービスの利用調整や関係者間の連絡などをすることで、クライエントの心身の状況にあわせて自立した日常生活を営むことができるよう支援をしている。

一方、台湾では2007年の長期介護十年計画に伴い、全県と市に「長期照顾管理中心」(長期介護管理センター)が設立され、主に長期介護十年計画の実行と長期介護サービスを要介護者および家族に統合的に提供する「単一窓口」としての役割を担っている。2014年現在、台湾全国には22の長期介護管理センターがある。各センターには担当地域のクライエントに対するケアマネジメントを行う「照顧管理專員」(ケアマネジャー)が駐在し、要介護レベルのアセスメント及び要介護認定から、プラン作成、サービス調整、半年毎の再評価などのケアマネジメント業務及びサービスの質の監督、苦情処理などの業務を実施している。台湾長期介護十年計画におけるケアマネジャーとしての採用資格は、ソーシャルワーカー、看護師、作業療法師、理学療法師、医師、栄養師、薬剤師等の資格保有者、または公衆衛生学の修士課程を卒業した者で、かつ2年以上の介護関連領域での実務経験が必要である(葉千佳、2016)¹²。

III 日本・台湾のケアマネジメントの実施状況

日本・台湾のケアマネジメントの実施状況をまとめたものが<表3>である。

<表3>日本・台湾のケアマネジメントの実施状況

	日本	台湾
介護保険制度	実施	未実施
ケアマネジメント	実施	実施
実施年度	2000年	2003年
実施時の高齢化率	17.3%	6.2%
現在の高齢化率	28.4%(2019年)	16%(2019年)
実施時の特殊合計出生率	1.36	1.24
現在の合計出生率	1.36(2019年)	1.05(2019年)
団塊の世代年度	1947～1949年	1950～1960年前後

<表3>のように、日本は2000年からの介護保険制度の実施と同時にケアマネジメントを導入した。このために、日本ではケアマネジメントを介護保険の一部分として考えてしまう人々も少なくない。しかし、介護保険制度とケアマネジメントの基本原理は全く異なる。介護保険は保険方式、すなわち、社会連帯で国民のケ

ア問題を解決することを目的にしているが、ケアマネジメントは様々なニーズ(生活課題)充足のために援助が必要な人々の自立を支援し、地域生活を可能にすることである(張昌鑑ら 4人、2017)¹³。このように、ケアマネジメントはケア担当者がクライエント側の立場に立って、クライエント本人や家族のニーズを的確に把握し、その結果を踏まえ「ケアチーム」を構成する関係者が一緒になって、ケアの基本方針である「ケアプラン」を策定し、実行していくシステムである(高齢者介護・自立支援システム研究会、1995)¹⁴。

また高齢化率と関連させて見ると、日本の場合、ケアマネジメント実施時である 2000 年の高齢化率は 17.3%であったが 2019 年には 28.4%になり、19 年間に 11.1%増加し、平均的に年間 0.58%ずつ増加していたことになり台湾の増加率が日本より少し高い。

しかし、これを＜表 1＞の団塊の世代と合計出生率を関連させてみると両国共は団塊の世代を経験しているが、団塊の世代の時期が異なり日本は 1947 年から 1949 年であるが、台湾は 1950 年から 1960 年前後になっている。つまり、日本の高齢化には団塊の世代がすでに全部含まれているが、台湾の場合は今後の継続的に含まれるようになり高齢化率のスピードが日本より速くなると思われる。

さらに、高齢化率に大きく関連があるのが、特殊合計出生率である。日本の場合、ケアマネジメント実施時である 2000 年の合計出生率は 1.36 であったが 2019 年も同様に 1.36 になり出生率は低いがそれほど変化はない。しかし、台湾の場合はケアマネジメント実施時である 2003 年の特殊合計出生率 1.24 であったが 2019 年には 1.05 になりケアマネジメント実施時点で日本より大きく低いが 2019 年にはさらに低くなっている。

また東アジアの社会保障を議論するときに、儒教的社会、家族による老親扶養という面に着目して「アジア型福祉国家」を特徴づけることが多い(小島克久、2013)¹⁵。

しかし、日本においては年金が成熟した現在、老親扶養のうち経済的扶養は担わなくなっている。年金により高齢者世帯の経済的な生活基盤はある程度整っており、子ども世代から経済的援助を受けている高齢者世帯は少ない。反対に親から子ども世代への経済的支援は、生活費の支援から土地、住宅の購入の支援まで幅広く行われている。また、介護の社会化が進展する

につれ、2000 年から介護保険制度が導入されるようになった(岸田宏司、1995)¹⁶。

要するに、少子高齢化に伴う様々な問題に対処するために日本はケアマネジメントと共に介護保険制度も実施しているが、台湾はケアマネジメントを実施しているが介護保険制度は実施していない。

IV 両国の比較から見えてきたケアマネジメントの課題と対策

日本と台湾の共通点としては、ケアマネジャーになる過程にあると思われる。日本は、一定の国家資格を持ち実務経験がある者が、都道府県が実施する試験に合格すればケアマネジャーになることができるが「学習」→「演習」→「現場実習」という一連の学習過程を設けっていない。

これに対して台湾も、ケアマネジャーの採用資格に一定の国家資格を持ち実務経験がある者としているが一連の学習過程を設けていない。

このケアマネジャーになる一連の学習過程を設けていないということから、日本と台湾両国のケアマネジメントを巡る課題は同じである。すなわち、日本ではケアマネジャーなる以前の資格の延長戦でアセスメントやケアプランを作成しているために、同じクライエントでも担当ケアマネジャーによってアセスメントやケアプランの内容が全く異なる。

さらに、白木はケアマネジャーの基礎資格の違いが、ハラスマントの温床にもなっていると指摘している(白木裕子、2020)¹⁷。

また、白澤はケアマネジャー生誕 20 年を迎え、日本の介護保険制度は素晴らしいと思うが、生活全体を支えるためには、多面的なニーズをくみ取るケアマネジメントが必要であると指摘しながらケアマネジメントが抱えていた課題の一つとして医療との連携を挙げている(白澤政和、2020)¹⁸。

このように、複雑かつ多様な状況に身を置くクライエントの生活を支えることを目的としているなかで起こる問題を解決するためには、ケアマネジャーになる方法の見直しが不可欠であり、制度の改正やケアマネジャーの研修強化だけでは不十分である¹⁹。

これに対して、台湾でも次のように大きく取り上げている。

ケアマネジャーには予想以上に高度な援助技術が求

められている。しかしながら、ケアマネジャーに求められる実践力は現実とはギャップがある。それは、ケアマネジャーという名称を持っていても、看護師、PT、OT、ソーシャルワーカーなどの資格を持っている。異なる教育課程を経たケアマネジャーは、バックグラウンド違いによって職務実践の理念や方法が異なるからであると思われる²⁰。

また、多くのケアマネジャーに関する実態調査によれば、ケアマネジャーの職務実態から様々なジレンマを抱えているようである。アセスメントのばらつき、業務範囲が不明確、チームワークの欠如などを含めたケアマネジメントを支えるアセスメントに関する問題など様々な課題が指摘されている²¹。

これも、ケアマネジャーという職業に対する職業的アイデンティティが形成されないからであると思われる。すなわち、ケアマネジャーになる以前の資格による職務を遂行しているが、ケアマネジャーという専門職としての職業的アイデンティティが形成されていない問題であろう。

実践共同体のなかにおける職業的アイデンティティ²²を形成させるトラジェクトリーとしては、2つのものが考えられる。まず、1つ目は、個人的トラジェクトリー (personal trajectory) である。これは、個人の中における変化を描いたものである。2つ目は、制度的トラジェクトリー (institutional trajectory) であり、各専門家養成機関における学習カリキュラムである²³。

クライエントの生活状況やニーズに対して、多くの専門職や関係者が協力して地域のサービスを調整し、柔軟に提供するというケアマネジメント本来の実践を行うためには、医療・保健・福祉に関する一定の学習過程と実習を経て試験に合格した専門家としてのケアマネジャーの活動が必要であることが見えてきた。

日本と台湾の相違点から見えてきた課題と対策を考えると次のようである。〈表3〉で見るように、日本は介護保険制度を実施するときに、ケアマネジメントも同時に実施したが台湾場の場合、介護保険制度は設立されていたが政治的理由などによって実施されていない。

日本はこの介護保険制度を実施することによって利用者の権利意識が高くなり、援助者と利用者が対等な関係での契約によるサービス提供が可能になる。

そのために、介護保険による財源確保が可能になり

ケアマネジャーが介護保険該当サービスを一元的に提供できる権限を利用者と一緒に有することになり、従来のような保健・医療・福祉での縦割りの相談窓口に赴いてのサービス申請はなくなることになる。

それを〈表1〉のように、台湾の一人のケアマネジャーの担当件数が1ヶ月に200件をこえ、明らかに限界を超えることはなくなり量的・質的にもレベルが高いサービスの提供が可能になると考えられる。

また、相違点として考えられるのが、〈表3〉のように、ケアマネジメント実施時の高齢化率を見ると、日本(17.3%)に対して台湾(6.2%)になり日本が約3分の1にすぎないため、今後に備える時間がまだ十分あるように思われたが2019年には日本(28.4%)に対して台湾(16%)になり台湾の高齢化が急速に進んでいる。さらに、台湾の高齢化には団塊の世代が現在も継続して含まれるようになる。

その上に、ケアマネジメント実施時の特殊合計出生率が日本(1.36)に対して台湾(1.24)であったが2019年には日本(1.36)に対して台湾(1.05)になり台湾が急速に進んでいる。このような状況を見ると台湾も時間的余裕がないと思われる。

以上のような共通点から見えてきた課題に対する対策の一つとして、日本と台湾にケアマネジャー養成に「学習」→「演習」→「現場実習」という一連の学習過程を設けることを提言したい。

また、相違点から見えてきた課題に対する対策として、台湾では介護保険を早めに実施し、ケアマネジャーが良い環境のなかで利用者にサービスを提供できるようにすることを提言したい。

V おわりに

少子高齢化問題は後戻りのできない社会問題であるために社会的課題として解決に取り組まなければならない。この少子高齢化による様々な問題は、欧米諸国だけではなくアジアの諸国でも深刻な社会問題になり、様々な対策を実施している。

そこでアジアの中でケアマネジメントを実施している国家は日本と台湾だけである。したがって、本研究では日本のケアマネジメントと台湾のケアマネジメントの登場背景や実施前後の事情の比較から共通点と相違点を様々なデータや文献を分析しながら、そこから見えてきた各国の課題や対策を考えた。

日本と台湾のケアマネジメントの共通点からは、両

国ともにケアマネジャーになるための一定の基礎資格を所持していても、ケアマネジャーとしての養成機関による学習制度がないために、ケアマネジャーになる以前の基礎資格の延長線としてアセスメントやケアプランが作成されているだけではなく、基礎資格の違いがハラスマントの温床にもなっている。

これは学習過程がないためケアマネジャーという専門職としての職業的アイデンティティが形成されていないからの問題であると指摘し、医療・保健・福祉に関する学習課程をもうけることを提言した。

また、相違点として日本の場合は、介護保険制度を実施するときにケアマネジメントも同時に実施したが、台湾の場合は、ケアマネジメント実施時に介護保険制度は設立されていたが政治的理由などによって実施されていなかった。そのために日本はこの介護保険制度を実施することによって利用者の権利意識が高くなり、援助者と利用者が対等な関係での契約によるサービス提供が可能になる。反面、台湾はケアマネジメントをバックアップする介護保険制度が実施されていないためケアマネジャー1人の担当件数が1ヶ月に200件をこえ、明らかに限界を超えている。そこで、介護保険を実施し、量的・質的にもレベルが高いサービスの提供を可能にする必要があると提言した。

本研究の限界は日本と台湾のケアマネジメントや介護保険制度などの観点から行われたため、今後はサービス利用者の立場からの研究も必要であると考える。

さらに、この結果が今後ケアマネジメント実施されると思われるアジア諸国にも参考になること期待している。

【引用・参考文献】

- ¹ 莊秀美（2012）『社区發展』「社区整合照顧與社會工作」PP. 146–159.
- ² 葉千佳（2016）『社会福祉学評論 第17号』「台湾長期介護管理センターにおける ケアマネジメントの現状とその課題 —T 市の取組みを通して—」P. 17.
- ³ 西下彰俊（2017）[『現代法学』「台湾における高齢者介護システムと外国人介護労働者の特殊性」PP. 24–26.]
- ⁴ 1973年から1983年まで制度的に70歳以上の高齢者の医療費を無料化した。
- ⁵ www.fukushihoken.metro.tokyo.jp
- ⁶ 張李淑女、徐慧娟（2013）『長期照顧政策與管理』、洪葉文化、191–219
- ⁷ 葉千佳（2016）『社会福祉学評論 第17号』「台湾長期介護管理センターにおける ケアマネジメントの現状とその課題 —T 市の取組みを通して—」P. 17.
- P146–159.
- ⁸ 莊秀美（2012）『社区發展』「社区整合照顧與社會工作」P146–159.
- ⁹ 莊秀美ら（2015）「台湾における専門職としてのケアマネジャーの職務と資格に関する課題」P. 112.
- ¹⁰ 張昌鎬ら（2007）『社会福祉講義』学文社、P. 72.
- ¹¹ <https://www.fukushi-work.jp>
- ¹² 葉千佳（2016）『社会福祉学評論第17号』「台湾長期介護管理センターにおける ケアマネジメントの現状とその課題 —T 市の取組みを通して—」P. 18.
- ¹³ 張昌鎬ら（2017）『ケアマネジメント実務論』共同体出版、P. 53.
- ¹⁴ 高齢者介護・自立支援システム研究会（1995）「新介護システムの基本理念 高齢者の自立支援」厚生省高齢者介護対策本部事務局監修『新たな高齢者介護システムの構築を目指して 高齢者介護・自立支援システム研究会報告書』ぎょうせい.
- ¹⁵ 小島克久（2013）「東アジア地域における新たな介護制度の創設過程とわが国の影響の評価等に関する研究」『平成24年度総括研究報告書・分担研究報告書』P. 2.
- ¹⁶ 岸田宏司（1995）「多様化する家族と高齢者扶養—ボスト孝行社会の親と子の支援関係」
www.nli-research.co.jp/report/detail/id
- ¹⁷ 白木裕子（2020）「ケアマネのための身守り講座 VOL. 4—ケアマネがハラスマントの加害者にならないために—」P. 2.
- ¹⁸ 白澤政和（2020）「ケアマネジメントの課題は未解決」—CM学会・白澤理事長インタビュー前編—P. 2.
- ¹⁹ 河野高志（2013）『福岡県立大学人間社会学部紀要Vol. 22, No. 1』「日本のケアマネジメント展開の課題—英米との比較をとおした今後の展望の考察—」P. 2.
- ²⁰ 莊秀美ら（2015）「台湾における専門職としてのケアマネジャーの職務と資格に関する課題」P. 111.
- ²¹ 黄ら（2014）『西日本社会学会』第72回大会自由報告 2014年5月、日本福岡市西南学院大学「台湾におけるケアマネジャーの業務の現状と養成の課題—教育背景の違いが業務執行に与える影響に焦点をあてて」
- ²² 「職業的アイデンティティ (occupational identity, vocational identity : 職業的同一性)」とは、職業集団のもの規範や価値体系との相互作用の中で自覚される主観的な感覚であり、一定の資格を有する専門家になって初めて可能となる専門職の場合には、これを「専門家アイデンティティ (professional identity : 専門家同一性、専門的アイデンティティ)」と呼んで区別することもある。
- ²³ 前田智香子（2009）『文学部心理学論集3』「専門家の職業的アイデンティティ形成の研究に必要な視点」P. 8.

学校現場から問い合わせる教師像

—教師の資質能力の再考と教員養成の行方—

後藤 雅彦

Redefinition of the ideal teacher based on the realities of the job

—Reconsideration of teachers' qualities and abilities , and the future direction of teacher training—

Masahiko GOTO

1 はじめに

戦後の歴史的変遷ⁱを経て、今日の教師像、その求められる資質能力の具体は、すでに国レベルだけではなく、各地の教育事情を踏まえた都道府県レベルや市区町村レベルでも示されてきた。一方、学校現場から子どもたち(児童生徒たち)が求める場合、一個人の人生や経験から示される場合もあるだろう。

こうした背景には、何があるのだろうか。その一つの答えが、いまから遡る 70 年前(1950 年)、戦後の新教育を牽引して来た宮原誠一が著した『教師論』ⁱⁱの中に読み取れる。

当時宮原は、そのあとがきに「教育問題についての関心にめざめてから、はや二十年近く、私は怠惰なままにも教育研究の道を歩んできた。その果てに私はたいへん平凡な一つのことに行きついた。それは教育は要するに教師したいだということである。いかなる教育の理論も、それが実効を収める前に、教師を通過することによって屈折を受けるのだということである。したがって、一国の教育の高さは、帰するところ、その国の教師の水準に依存する」ⁱⁱⁱと記している。

「一国の教育の高さ」が、「教師の水準」に匹敵する程に、「教育は要するに教師したい」であるとするこの宮原の結論は、故に登山に似て『頂』をめざす至高の教師像には、その備わるべき資質能力が絶えず「求められる」宿命を背負ったように想う。

このことはまた、現実にそのような教師が存在できる、あるいは育成可能なのかという議論は別にして、「教師をめざす」あるいは「教員になった」本人に、

自らの生き方と共に、絶えず「問われる」性格を帯びたともいえる。

故に本人には、『頂』をめざす至高の教師像から、どんどん離れていくジレンマのようなものを、今日の現代社会における教育諸事情だからこそ、益々感じることが多くなっているのかも知れない。特に、若手教員(これから本格的に学校現場で教師をめざす人たち)の場合はどうなのであろうか。

表 1 は、文科省が毎年公表している「公立学校教職員の人事行政の状況調査」^{iv}より、「初任(採用 1 年目)で依頼退職した」部分をピックアップし、独自に筆者が作成してみたものである。(表 1 「初任(採用 1 年目)で依頼退職した教員」参照)

表 1 初任(採用 1 年目)で依頼退職した教員

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
依頼退職者数(人)	340	311	302	339	358	431
うち自己都合(人)	253	207	197	220	224	299
自己都合の割合(%)	74.4	66.6	65.2	64.9	62.6	69.4
うち病気が理由(人)	92	93	92	110	119	111
病気のうち精神疾患(人)	79	87	73	100	106	104
精神疾患の割合(%)	23.2	28.0	24.2	29.5	29.6	24.1

注: 依頼退職者全体に占める「自己都合の割合」「精神疾患の割合」は、筆者が再計算して追加した。なお、同調査では教員全体の離職率も公表しているが、各自治体(都道府県及び政令指定都市)によってまちまちであり、総じて離職率は僅か数%(大都市部の 3% 前後を上限に、他はこれ以下)で推移している。教員の離職率は一般職より極めて低いことは知ら

れている。

教師を辞める(採用され学校現場で働いてみたものの、初年で退職する)教員は、表中の推移からして、毎年、平均していまは350人前後となっている。いわゆる「教師としての登山」は、ある意味、その1合目にも届かず毎年下山する若者が、今後、さらに増加していくのか、あるいは減少していくのか、その行方が気になるところである。

さらに、表中の「自己都合」もさることながら、「4人ないし3人に1人」は、「精神疾患」が理由という点である。もちろん、このデータだけでは詳細は分からない。しかし、決して『看過できる数値』ではないことは、明らかである。

背景には、「学校現場における課題が高度化・複雑化しており、初任段階の教員がこれらの課題などに十分対応できず困難を抱え』^{vii}ることが指摘されている。

そこへ近年の教員の多忙化問題があり、加えて「働き方改革」でクローズアップされて来た「部活」従事等の長時間労働(「ブラック」等の問題視)を指摘する識者もいる。ただし、28年間学校現場(中学校)にいた筆者の経験からすれば、それはある意味、表面的なことであり、問題の核心はもっと別のところにあると感じている。

考えてみれば、「困難を抱え」る初任教員は、まさしくついその春先までは、大学において教職課程で学んだはずの若者(学生)が少なくない。大学側が「学生を育て切れたか」という点からすれば、毎年の表中の事態は、いまの『教員養成の課題』を映し出しているともいえる。

大学における教員養成は、その教員免許取得と共に、卒業に向けた〈出口〉まで、責任を持って学生を育成することは当然としても、表中のような〈入口〉(学校現場)はどうなっているのか。また、〈出口〉と〈入口〉との連携部分も、もっと実際的、現実的な議論や研究が必要ではないだろうか。

その際、「社会や子どもの変化に伴い、現場から既知の理論に新たな知見を付加すること。また、指導上の問題に理論的に裏付けられた指針をもって対処すること。こうした往還が行われるために、『現場に学び』『理論に学ぶ』^{viii}態度に立ち返ることが指摘されている。忘れてはならない研究態度である。

本研究もこのことに倣い、事態を解決するための糸

口として、その〈入口〉となる学校現場から、直に「求められる」教師像やその資質能力とは何かを、実際にアンケート調査を実施することとした。

学校現場からの知見を集め、教師像、その資質能力を問い合わせ直し、さらにそこから今後の教員養成にとって「大切な何か」や「向かうべき方向」について、今回追究できた研究内容を、以下に論述してみたい。

2 先行研究の分析

本研究のキーとなる「学校現場が求める」教師像あるいは「学校現場が求める」教師の資質能力を追究した先行研究は、2本の研究論文を確認することができる。また、本研究方向や手法に近い関連研究では、現在1本の研究論文を確認することができる。

1点目は、小坂明の「学校現場が求める教師像～小学校の若年教員の姿から考える～」^{vii}である。

小坂研究の概要は、「まず国や文部科学省など行政機関が求める教師像や新学習指導要領が示す方向性を考察し、小学校の現場の状況などもふまえた。そして、若年教員が増加している実態を踏まえ、学校現場が求める教師像を探っていった」^{viii}ものである。

〈以下、同小坂研究^{ix}を参考に、調査方法と結果の要点のみを記す。〉

小坂研究の調査方法①:調査対象が教育実習生、平成24(2012)年～平成26(2014)年に、神戸市小学校校長会が各小学校長に実施したアンケートから求める教師像[項目→使命感、意欲/服装、言葉遣い、振る舞い等/教員としての適性]を集計した。

調査方法②:調査対象が初任者(教諭)、平成27(2015)年～平成28(2016)年に、神戸市総合教育センターが初任者に実施したアンケートから学びの要求[項目→有意義と思われる研修/さらに「知りたいこと」「深めたいこと」「学びたいこと」]を集計した。

調査方法③:調査対象が保護者、平成23(2011)年～平成27(2015)年に、神戸市教育委員会が小学校保護者に実施したアンケートから「学校教育に望むこと」を集計した。

調査結果として、「教育は人なり」を挙げ、今後益々その幅広い人間性や人間力が求められること、それらを基盤として、教師自らの知性や専門性を一層磨いていくことの重要性を強調した〈以上まで〉。

調査方法①、②、③のその対象、項目等「学校現場

が求める」可能性のあるものを広く捉え、そこから精緻に描き出そうとした点は、大変参考になった。ただし、やはり核心は、こうした調査結果から浮かび上がる教師像、その資質能力を指摘するだけにとどまらず、それが「いかに育成できるか」示唆する必要があるのではないか。本研究では、なるべくこの点まで考察を試みてみたい。

2点目は、杉本和彦の「学校現場が求める教師の資質能力」^xである。

杉本研究の概要は、「中央教育審議会答申や文部科学省等が求めているこれからの教師の資質能力を教員養成に焦点を当てて明らかにしたうえで、デマンドサイドである学校教育現場の状況を踏まえ、求めている新規採用教員の資質能力の現状を3年間にわたる本教職大学院の修了生の聞き取り調査をもとに分析し、本教職大学院における今後の教員養成の在り方を探って」^{xii}といったものである。

〈以下、同杉本研究^{xiii}を参考に、調査方法と結果の要点のみを記す。〉

杉本研究の調査方法;調査対象が教職大学院修了生約20名、平成25(2013)年～平成26(2014)年に、修了生が赴任した小学校の管理職が、「専門職基準試案」に基づき修了生の勤務評価をして、具体的な内容の聞き取りを実施した。

調査結果として、「授業力」「生徒指導力」「職務遂行能力」等の項目は、ほぼどれも高い評価を受け、大学院に対する「実践的指導力」「教育哲学」等への期待や要望が寄せられた。今後の課題と方策として、多忙な学校現場に対応する「実践的指導力」養成のため、「問題の本質を捉える力」「優先順位」をつけながら課題解決していく力を指摘した〈以上まで〉。

「専門職基準試案」に基づき、聞き取りを取り入れ、修了生の勤務評価から、丁寧に「求められる資質能力」を調査している点は、大変参考になった。ただし、教職大学院という事情が背景にあるのだろう。この「専門職基準試案」に限定された項目から、その求める資質能力の結果が、つまるところ「実践的指導力」に收れん^{xiv}された。

この点を油布佐和子は、「現場主義への傾斜と、教師の活動内容の明確化(標準化・基準化)の方向で展開しており、これが教育現場では閉塞し標準化した教員養成につながる危険性」^{xiv}を指摘している。

「実践的指導力」自体に磨きを掛けることは、学校

現場を牽引する人材育成においても、とても大切なことであるが、本研究では、もう少し基本的、根本的な問い合わせ(質問項目)を用意し、学校現場という事情故に、それがなぜ「求められる」のか、選択判断に至る理由やその考えについても掘り下げてみたい。

3点目は、山根文男・木多功彦の「理想の教師像についての調査研究(2)－学校長等のインタビューから－」^{xv}である。

山根・木多研究の概要は、「『理想の教師像』についてのインタビューにおける発言内容を分析し、新採用教員等若い教員に求める資質能力を明らかにした。また、学校長等の発言内容を中教審答申(途中省略)において示された資質能力に基づいて分類し、校種間での比較・検討を行った。」^{xvi}

〈以下、同山根・木多研究^{xvii}を参考に、調査方法と結果の要点のみを記す。〉

山根・木多研究の調査方法;調査対象が岡山市内の幼稚園(1園)園長、小学校(2校)・中学校(2校)・高等学校(2校)各校長、特別支援学校(1校)教頭。平成23(2011)年～平成24(2012)年に、①学校・地域・児童(生徒)の状況、②本校(園)のめざす子ども像、③本校(園)の求める教師像、④教職志望学生へのエールの4共通項目で、10分程度で行った。

調査結果として、全校種に共通して重要であるとした資質能力は、「総合的な人間力」のうち「豊かな人間性や社会性」「コミュニケーション力」であった(以上まで)。

直接のインタビューを取り入れ、「理想の教師像」の核心(本音)部分を描き出そうとした点は、大変参考になった。本研究がめざすものに近い。ただし、調査対象が限定的で、調査結果に主観的な傾向が現れる点は否めない。僅かの系列関連校による調査研究だからである。本研究では可能な限り調査対象を拡げたい。

また、今回は難しいが、今後調査結果の比較検討ができるることによって、より研究における客觀性が担保できる。このような研究の見通しを持って進めてみたい。

なお、ここでもいくつかの資質能力の重要性を指摘するにとどまり、せっかくの核心(本音)部分をどう生かすのか、その研究の先が気になるところで終わっていた。本研究では、少しでも見えて来る「課題は何か」まで踏み込んでみたい。

3 研究の方法

(1) 調査方法・対象・時期

アンケート調査、小・中学校(22校)の各校長、令和2(2020)年10月。

(2) 調査結果の分類・整理

平成28(2016)年11月の「教育公務員特例法の一部改正」によって、各自治体は「教員育成指標」の策定が義務付けられた。

本調査が学校現場(校長)を対象としても、大きな枠組みとしては、この指標に基づく資質能力の向上とその努力が、学校現場において日々あることを忘れてはならない。このことを踏まえ、各調査回答(以下、質問1・3)が指標のどこに位置付くのか区分し、さらに表2のように分類・整理の上、考察することとした。

〈表2 「学校現場が求める資質能力」参照〉

表2 学校現場が求める資質能力

県の指標区分 ^{xviii}	本研究が分類・整理する資質能力
教育的素養	A;教師として欠かせない資質能力→教師の仕事に対する使命感、倫理観、誇り、子どもに対する愛情や責任感、学び続ける向上心、他。
総合的人間力	B;教師として欠かせない人間力→豊かな人間性、社会性、柔軟性、常識と教養、対人関係能力、コミュニケーション能力、他。
授業力	C;学校教育の専門家として欠かせない力量→授業力、子ども理解力、生徒指導力、授業・生徒指導以外の力、組織の一員としての自覚、教職員との協働、他。
生徒指導力	
教育業務遂行力	
組織運営力	

注:平成17(2005)年の中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「あるべき教師像の明示」(いわゆる「優れた教師の三条件」)が示された。これをベースにして「県の指標区分」との関連性を大きく損なわないよう、一部筆者がキーワードを入替、追加、修正した。

その上で本研究では、学校現場が求める資質能力を「A;教師として欠かせない資質能力」「B;教師として欠かせない人間力」「C;学校教育の専門家として欠かせない力量」とし、分類・整理した。

(追補;このため例えば、県の「学び続ける姿勢」は、「総合的人間力」に区分されているが、本表では「A;教師として欠

かせない資質能力」などとして捉え直した。)

(3) 倫理的な配慮

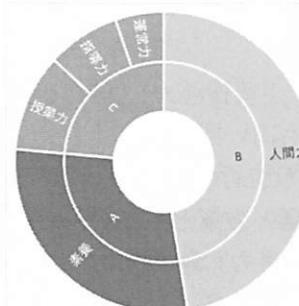
本研究は、本学研究計画倫理審査委員会での審査手続を経て、承認されたことを踏まえて進めた。アンケート調査の実施に当たっては、事前に関係機関を通じて、実施や公表に関し、個人等が特定されることがないこと、また質問内容による記入有無の判断は回答者(各校長)にあり、あくまで研究目的でその一部を使用することの説明、同意を得て実施した。

以上の内容を書面でも説明したアンケート用紙(質問紙)を各学校に送付し、回答のあった内容の一部を分析した。

4 結果と考察 *アンケート回答率 86.3%

(1) 学校現場が求める資質能力

質問1 校長先生がいま、一番に挙げる教師の資質能力とは何ですか。(いくつかの中から)「学校現場が求める」という点から2点を挙げ、その理由をお書きください。



A;教師として欠かせない資質能力

B;教師として欠かせない人間力

C;学校教育の専門家として欠かせない力量

[Aの理由↓]

・「誠実さ」を持って、子どもや保護者と接し、理解しようと努力し、子どもの成長を素直に喜び、「情熱」を持って子どもを育てようと努めることが大切である。

・子どもが好き、子どものために挑戦したい、教師という職業に夢や希望を持っているという当初の教師という職業への熱い思い。精神的に病んでしまう人が増えている。

・つねに学び続ける教師であること。変化が激しい時代において、子どもと同じ立場にいるためには、学び続ける教員でなければならないと思う。さらに、自身のキャリアステージに応じて、求められる資質能力を伸ばし高めていく力も必要になると思う。他

[Bの理由↓]

- ・コミュニケーション能力。子どもはもちろんのこと、保護者や同僚と積極的に関わり、信頼関係をしっかりと構築できることは大切である。
- ・「謙虚さ」子どもとともに過ごす時間では、教師が子どもから教わり、学ばせてもらい、感動させてもらう場面が数多く存在する。その子どもたちに対してなど、謙虚さこそが教師として成長する原動力となる。
- ・新たな課題に対応できる力をもつこと。時代や社会の変化により、これから社会を担う子どもに必要とされる資質・能力は変化すると考えられる。だからこそ教員は、あらゆることに探求心を持ち、つねに社会情勢に敏感となり、適切な情報を得ることが大切だと思う。まずは、自分自身が新たな課題に対応できる力をつける必要がある。その上で、子どもにも課題に対応できる力をつけることが求められる。他

[Cの理由↓]

- ・授業は学校生活の中心だと思う。授業が子供にとってたのしくわかりやすいことは、学ぶ意欲を高め、様々な学力を身につけ、さらに子供の力を引き出すことにつながる。
- ・どの子も大切にする人権感覚をもち、子供に寄りそつて、考えたり、自立していくよう関わったりしていく誠実であたたかな人間性をもってみたい。
- ・組織的・協働的に課題を解決する力。子ども一人一人の力を伸ばしたり、学校を取り巻く様々な課題に対応したりするために必要不可欠な力である。他

[考察①↓]

「B;教師として欠かせない人間力」を多く挙げている。その中身として上述の中からは、「コミュニケーション能力」「柔軟さ」「新たな課題に対応できる力」、この他には「思いやり」「想像力」「誠実さ」「協調性」など、「コミュニケーション能力」は複数の指摘があった。

ここには、様々な社会変化と複雑な教育諸課題に対し、温かい眼差しで、柔らかく、他者を巻き込み、真摯に解決に向き合う教師の姿などが求められている。

次に多く挙げているのが、「A;教師として欠かせない資質能力」である。その中身として上述の中からは、「情熱」「子どものために挑戦したい」「つねに学び続ける」、この他には「教育者としての使命感や誇り」「子供に対する愛情」など、「子供に対する愛情」は複数の指摘があった。

ここには、子ども想いで熱意のある、共に学び成長

しようとする教師の姿などが求められている。

以上までが、回答の凡そ7割余を占めた。

この他では、「C;学校教育の専門家として欠かせない力量」の「授業力」では、「授業が教育活動の大半だから」、「(生徒)指導力」では「生徒に寄り添う力」、「(組織)運営力」では「メタ認知能力」などの指摘があった。

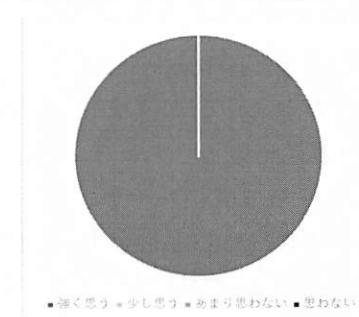
以上から着目したいのは、学校現場ならではの資質能力を裏付ける考え方である。例えば、「B;教師として欠かせない人間力」で指摘した「コミュニケーション能力」では、(この能力で)「信頼関係をしっかりと構築できることは大切」。「謙虚さ」では、「教師として成長する原動力となる」。「新たな課題に対応できる力」では、(背景に)「これから社会を担う子どもに必要とされる資質・能力は変化する」といった見立てがある。

また、「A;教師として欠かせない資質能力」で指摘された「子どものために挑戦したい」では、「教師という職業に夢や希望を持っているという当時の教師という職業への熱い思い。精神的に病んでしまう人が増えている」。「つねに学び続ける」では、「子どもと同じ立場にいるためには、学び続ける教員でなければならない」とする考え方などである。なぜ、この資質能力(キーワード)を重視するのか。教員養成における示唆の富む経験知を、今回のアンケートの中で確認することができた。

このような視点(考え方)は、単に若者(学生)は「将来役に立つ」という感覚では受け止めない。実際、そうしたことを織り交ぜる授業をやると、実に真剣に聴いてくれる。筆者の授業感覚でいえば、かつての中学生も大学生もある意味では同じである。

(2) 「教育は人なり」への見解

質問2 「教育は人なり」という考えが、以前からあります。この考えについて、校長先生のお考えをお聞かせください。「強く思う」から「思わない」で、当てはまるもの1つに○をつけ、お書きください。



(未回答1を除き集計)
 「少し思う」
 「あまり思わない」
 「思わない」
 以上の回答なし

【見解↓】

- ・「人は人をあびて人となる」のことば通りである。人とのかかわりの中で学ぶ、体験から学ぶ、その中で、知識を結びつけることで、知恵となる。
- ・人を導く立場の教師の人間性は、大きく影響する。失敗も知る、人間味ある教師が求められる。
- ・教師として子どもの前に立つということは、教師自身も常にそれに足る人であるか問い合わせながら、自分自身も常に学び続ける姿勢を持たなければならないと考える。
- ・教員として、教科指導の技能が多少足りなくても、人間としての魅力があれば子供たちにとって十分魅力あるローモデルになり得ると考える。ただし、年齢相応の力量は身につけたい。また、経験を積めば授業力が向上することは前提であるが。
- ・人間同士のかかわりによって営まれることであり、重要であることに間違いないと思う。ICTの発達などで、方法は変わっていくのかもしれないが、根本にあるものは不変であると考える。
- ・学校教育の成否は、教員の資質能力に負うところが極めて大きいと考えている。特に、近年学校教育を巡る様々な課題は山積しており、それらへの対応のために、教員としての資質能力を備えた魅力ある人材が必要とされていると考えている。他

【考察②↓】

「教育は人なり」という考えに、「強く思う」回答で全部が占められた(未回答1あり)。上述した理由から確かな教育観を改めて学ぶことができる。

それは、ある意味で教員なら「当たり前のこと」なのかも知れないが、筆者には校長職を通じて、学校現場(教職員)を長く見て来たからいえる見識に触れる思いがする。

例えば、「人を導く立場の教師の人間性は、大きく影響する」「子どもの前に立つということは、教師自身も常にそれに足る人であるか問い合わせながら、自分自身も常に学び続ける」「教科指導の技能が多少足りなくても、人間としての魅力があれば子供たちにとって十分魅力あるローモデルになり得る」「学校教育の成否は、教員の資質能力に負うところが極めて大きい」(以上、傍点筆者)などである。

こうしたことが、仮にこれから教師を志す若者(学生)に、幾度となく届けられたら、それはどんなにか教

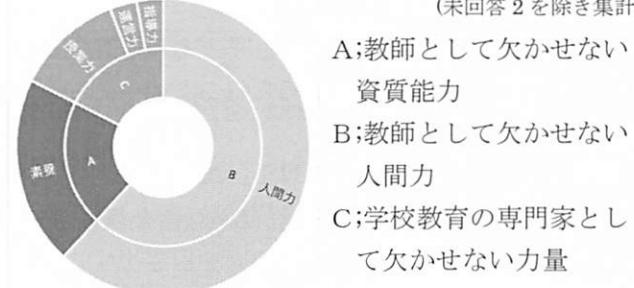
職の困難を乗り越えてでも、本物の教師になってみたい、また、それが「なぜ」必要なのか分かってもらえるような気がする。

例えば、筆者の立場であれば、その「なぜ」の部分を若者(学生)に、こうした直の回答(声)を根拠に授業(演習)を仕組むことによって、学校現場を意図した緊張感のある指導の可能性が拓がる。

(3) 学生のうちに一番身に付けて欲しい資質能力

質問3 「学校現場で通用する」教師として赴任するためには、教職課程で学ぶ学生は、学生のうちに何を一番身に付けて来て欲しいとお考えですか。2点を挙げ、その理由をお書きください。

(未回答2を除き集計)



【Aの理由↓】

- ・教師としての情熱をもっているのか。本当に教師になりたいのか。しっかり自分でむきあってほしい。
- ・子どもの表れを多面的・多角的にみて、共感的に理解できる力。
- ・学ぶ意欲。変化が激しい時代において10年で教育内容が変わっていく。常に学ぶ意欲が必要。他

【Bの理由↓】

- ・ボランティア、自然体験、アルバイトなど、机上以外の豊富な経験、机上の知識だけでは通用しない、豊富な経験を通して、人間力が高まる。
- ・耐性、レジリエンス。教職には明確な正答がない。また、思うようにいかないし、子供の意外な面に気持ちが萎えることがある。それを乗り越えるしなやかさとたくましさ。
- ・コミュニケーション力 特に他の考え方を聞く、聞いて考えることができること。学生同士、又は、他の人と意見交換や討論する機会をもち、自分とはちがう考えも聞く力を育てたい。
- ・社会人としての常識。(教師としての前に、社会人としての自覚を大学でも教授してほしい)
- ・教育とは、教える側の能力のみならず、人間として

の生き方や、在り方も問われる。生徒の心に深く浸透するような印象を残すのは、授業の場を通して、自分自身の人間性をなんらかの形で表現している教師だと思う。そんな総合的人間力を身につけるには、つね日ごろからさまざまな面で自分自身を伸ばしていこうと努力する向上心が求められる。他

[Cの理由↓]

- ・実際に指導するにあたり、基本的な技術や手法があることは絶対に必要となる。教材の活用、説明能力、板書の仕方、テスト問題の作り方など、教師が心得るべき技術は数多く、しかもつねに工夫をする必要がある。現場で、すぐに実践できなくとも知識としては習得しておいてほしい。

- ・理論的なこと以上に、現場の子ども達とできるだけ多くの機会を持って接してほしい。様々な指導能力が必要であるが、ベースとして全体指導・一斉指導を徹底できる教員の方が、現場では自信を持って指導力を向上させやすいし、個別指導も上達しやすい。逆の個別指導はできるが、全体指導ができない教員は、学級経営面で不安定さを見せることがある。

- ・組織力向上に向けて自分がどう動くべきか、等、組織対応の意識や視点。他

[考察③↓]

「B;教師として欠かせない人間力」が大半を占めた。学生のうちから身に付けたい中身として上述の中からは、「人間力が高まる」ための「ボランティア、自然体験、アルバイトなど、机上以外の豊富な経験」、「子供の意外な面に気持ちが萎えることがある。それを乗り越えるしなやかさとたくましさ」のための「耐性、レジリエンス」、「他の考えを聞く、聞いて考えることができる」ための「コミュニケーション力」、「教師としての前」に「社会人としての常識」、「生徒の心に深く浸透するような印象を残す」ための「さまざまな面で自分自身を伸ばしていこうと努力する向上心」などを挙げている。

この他には、「失敗をする中で、人のいたみのわかる、子どもの心のわかる、そんな人間性(感性)」「スポーツ・芸術など、趣味とストレス解消を兼ねたものを見つける」「人と触れ合う、のために働く等の人生経験」「たくさんの人と出会い、意見交換したり協働したりする体験」「失敗をモチベーションにしてチャレンジして結果に責任をとる経験」「多くのものを見て、聴いて、感じて、そのような経験」「しなやかな考え方と、それ

に基づいた実行力」「教師に限らず、健康な心身」「警察・児童相談所・保護施設等との係わる機会」など。「レジリエンス」「コミュニケーション力」は複数の指摘があった。

次に、多かった「A;教師として欠かせない資質能力」の中身では、「本当に教師になりたいのか」その「教師としての情熱」、「子どもの表れ」を「共感的に理解できる力」、「変化が激しい時代」だからこそ「常に学ぶ意欲が必要」、この他「教育に対する熱意」などを挙げている。

最後に、「C;学校教育の専門家として欠かせない力量」の「授業力」では、「実際に指導するにあたり、基本的な技術や手法があることは絶対に必要」、「理論的なこと以上に、現場の子ども達とできるだけ多くの機会を持って接してほしい」、この他「創る楽しさを感じてほしい。学生の時に、『やってみたい』という意欲をもってほしい」などを挙げている。

以上から再考したのは、「教師が持つべきものは、ライフサイクルをふまえた人間の学びと成長に対する理解に基づいた、長期的な見通し」^{xix}であるとする考え方である。

恐らく、現職の教員を想定した考えなのだろうが、この「長期的な見通し」は学生段階からこそ、持たせなければならないのではないか。まだ「ライフサイクル」が確立する前の段階ではあるが、「長期的な見通し」があることで、ある意味、学生の24時間は、それがすべて教職にかかる学びとして、本人の中で結び付いていく可能性が生まれる。

最近の大学生は、経済的な必要性から授業以外は、平日、土日さえアルバイトが忙しい場合が少なくない。ただでさえ学業の4年間が短いのに、そのような大学生活の中にあってはなおさら、この「長期的な見通し」(学生段階であれば「なぜ、先生をめざすのか」^{xx}「どんな先生になりたいのか」そのために「何を身に付けていくのか」など)が必要ではないだろうか。

今回指摘された様々な「経験」(「ボランティア、自然体験、アルバイトなど、机上以外の豊富な経験」「人と触れ合う、のために働く等の人生経験」「失敗をモチベーションにしてチャレンジして結果に責任をとる経験」他)が、この「長期的な見通し」を持つことで、計画的に繰り返し、自覚させ、内省させ、そうしたことから「レジリエンス」「コミュニケーション力」などを少しずつ身に付けていくことができるのではないだ

ろうか。(内省させるという点でいえば、豊富な読書を奨励することも重要なことであろう。)

また、教職課程の授業においても、この「長期的な見通し」を持つことで、意図的に繰り返し、反省させ、修正させ、そうしたことから「本当に教師になりたいのか」見詰めたり、教壇に立った時に困らないように、「基本的な技術や手法」を身に付けようとするのではないだろうか。(ただ実際には、どうしても各授業者に委ねられるところがどの大学においても少なからずあるのではないだろうか。だが、教職課程に携わる教員は、共通して取り組まなければならないし、このような意識は筆者のこれまでの経験上、一番遅れているのが大学なのだと感じている。)

現実的には、授業外の課外で学生を集め、コーディネートしていく体制を整え、充実させていくこと。また、これを補完するような教職サークルの自主的な活動を組み合わせることで、学生の育成を図っていくという方向性が望ましいと考える。

〈追補;今回調査内容は全部で6問(質問項目)を用意したが、本論では上述3項目を扱った。〉

5 まとめ

学校現場がいま求める教師像、その資質能力とは何か。上述して来たとおり多岐にわたる。恐らく「まとめ」るという発想ではないとは思うが、このことを断った上で、教師像として明らかとなった姿は、例えば次のようなものである。

子ども想いで熱意のある、共に学び成長しようとする教師。様々な社会変化と複雑な教育諸課題に対し、温かい眼差しで、柔らかく、他者を巻き込み、真摯に解決に向き合う教師。

それを支える資質能力としては、例えば繰り返し本論で指摘された「コミュニケーション(能力)」や「レジリエンス」、「子供に対する愛情」、そして「学校生活の中心」としての授業力や組織対応の「意識や視点」などを備えている姿なのだといえる。

こうした姿をめざしていくために、学生段階からの様々な「経験」(「ボランティア、自然体験、アルバイトなど、机上以外の豊富な経験」「失敗をモチベーションにしてチャレンジして結果に責任をとる経験」他)も指摘された。

考えてみれば、いまは情報化社会故に、それは指摘

された様々な「経験」を避けるように素早く、結果的に「欲しいもの」が手に入る社会ともいえる。(ただし、それはあくまで、その場で得られただけの「欲しいもの」となるが。)

その対極に、学校現場がある。「極めて人間的な営み」であるからこそ、こうした「経験」を通した学びが強調された。このような学びが、教職課程にかかる大学の〈出口〉と、その先の〈入口〉(学校現場)を潜り抜けていく学生(若者)の、『確かな成長』に結び付ける努力をしなければならない。

註

† 教師像は今日に至るまで、我が国独特の変遷(歴史)があったことが知られている。明治から現在までを『改訂 これからの教師』(建帛社、2007年)を参考に端的にまとめてみると、

明治の師範学校の設置によって、「尊敬された教師」は、やがて国家主義の流れに取り込まれながら、「師範タイプの『教師像』」が形成されていった。戦後、教育改革によって、戦前の軍国主義的な教育を払拭すべく、「組合型の『教師像』」が打ち出された。しかし、片方で聖職論か労働者論かで揺れ続けた。当時は、文部省と日教組の対立が先鋭化していた時もあるが、ユネスコ「教員の地位に関する勧告」(1966年)で、「専門職としての教師」が定着してゆき、これが今日のベースとなっていく。(以上概略)

その後は、「1980年代からは教師の専門職議論は『教職は専門職かどうか』と言う職業としての専門職制議論から、『教師の役割、機能とは』、『社会や学校における役割とは』という『教職の専門職とは何か』という教職の専門性の中身に関する『職能発達論』議論」(古川治「教師の資質能力向上策の歩みと教員養成の高度化—「求められる教師像」と「実践的指導力」の検討を通してー』『甲南大学教職教育センター年報・研究報告書 2013年度』甲南大学教職教育センター、2014年、4頁)へ移り、その求められる資質能力もボリュームやレベルがアップされていった。

恐らく、『一つの到達点』として挙げられるのが、平成9(1997)年の教養審答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」(第1次答申)における次のようなものである。

◆いつの時代も教員に求められる資質能力

- ・教育者としての使命感
- ・人間の成長・発達についての深い理解
- ・幼児・児童・生徒に対する教育的愛情
- ・教科等に関する専門的知識
- ・広く豊かな教養
- ・これらを基盤とした実践的指導力

◆今後特に教員に求められる具体的資質能力

◎地球的視野に立って行動するための資質能力

- ・地球、国家、人間等に関する適切な理解

例：地球観、国家観、人間観、個人と地球や国家の関係についての適切な理解、社会・集団における規範意識

・豊かな人間性

例：人間尊重・人権尊重の精神、男女平等の精神、思いやりの心、ボランティア精神

・国際社会で必要とされる基本的資質能力

例：考え方や立場の相違を受容し多様な価値観を尊重する態度、国際社会に貢献する態度、自国や地域の歴史・文化を理解し尊重する態度

◎変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力

・課題解決能力等に関わるもの

例：個性、感性、創造力、応用力、論理的思考力、課題解決能力、継続的な自己教育力

・人間関係に関わるもの

例：社会性、対人関係能力、コミュニケーション能力、ネットワーキング能力

・社会の変化に適応するための知識及び技能

例：自己表現能力(外国語のコミュニケーション能力を含む。)、メディア・リテラシー、基礎的なコンピュータ活用能力

◎教員の職務から必然的に求められる資質能力

・幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解

例：幼児・児童・生徒観、教育観(国家における教育の役割についての理解を含む。)

・教職に対する愛着、誇り、一体感

例：教職に対する情熱・使命感、子どもに対する責任感や興味・関心

・教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度

例：教職の意義や教員の役割に関する正確な知識、子どもの個性や課題解決能力を生かす能力、子どもを思いやり感情移入できること、カウンセリング・マインド、困難な事態をうまく処理できる能力、地域・家庭との円滑な関係を構築できる能力

〈以上、教養審答申から一部抜粋〉

さらに、本論に関する主に義務教育諸学校の教員に関しては、上記教養審答申から8年後の平成17(2005)年に、中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、次のような「あるべき教師像の明示」(いわゆる「優れた教師の三条件」)が提示された。

★教職に対する強い情熱

教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などである。また、教師は、変化の著しい社会や学校、子どもたちに適切に対応するため、常に学び続ける向上心を持つことも大切である。

★教育の専門家としての確かな力量

「教師は授業で勝負する」と言われるように、この力量が「教育のプロ」のプロたる所以である。この力量は、具体的には、子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級作りの力、学習指導・授業作りの力、教材解釈の力などからなるものと言える。

★総合的な人間力

教師には、子どもたちの人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えていることが求められる。また、教師は、他の教師や事務職員、栄養職員など、教職員全体と同僚として協力していくことが大切である。

〈以上、中教審答申から一部抜粋〉

ii 宮原誠一『教師論』要書房、1950年。

iii 宮原 前掲書 201頁。

iv 文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査について」例えば最新の平成30年度の場合の集計表については次のとおり。

https://www.mext.go.jp/content/20191224-mxt_zaimu-000003245_30200.pdf

v 文部科学省 中央教育審議会『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な方策について(答申)』2012年、6頁。

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/08/30/1325094_1.pdf

vi 油布佐和子『現代日本の教師－仕事と役割－』放送大学教育振興会、2015年、236頁。

なお、「理論と実践の往還」については、「そこでいう『理論』とは、数ある教育学諸領域の中でも特に実践系の分野が想定されていることは明らかであろう。少なくとも教育社会学がその中に明確な地歩を確保できているかどうかは甚だ疑問である。我々に隣接する領域においても、例えば教育史学会や教育哲学学会において、こうした事態に対する危機感から、教員養成における斯学の役割を問い合わせが展開されつつあることにも注目に値する」(河野誠哉・長谷川哲也「教員養成の『現場主義』の落とし穴について考える」(課題研究報告)『教育社会学研究 102』日本教育社会学会、2018年、295頁)、以上批判的な見解の学会もある。

vii 小坂明「学校現場が求める教師像～小学校の若年教員の姿から考える～」『神戸親和女子大学児童教育学研究 37巻』神戸親和女子大学児童教育学会、2017年、39-54頁。

viii 小坂 前掲書 39頁。

- ix 参考 小坂 前掲論文 47-51 頁。
- x 杉本和彦「学校現場が求める教師の資質能力」『京都教育大学大学院連合教職実践研究科年報 4』京都教育大学大学院連合教職実践研究科、2015年、23-33 頁。
- xi 杉本 前掲書 23 頁。
- xii 参考 杉本 前掲論文 27-33 頁。
- xiii 教員養成に求められる実践知(実践的指導力)について堀井啓幸は、「大学で養成すべきは『実践的指導力』の基礎であって、教員としての『実践的指導力』そのものではない。大学において『実践的指導力』の基礎として、教育現場やいわゆる実践家教員との協働による理論と実践の往還により、教(職)員や学校の在るべき姿を学的にきちんと示していく姿勢が求められる」(堀井啓幸「『教師塾』の実践をどう捉えたらよいかー大学における教員養成の実践知と現場主義の間ー」『学校教育研究 No.33』日本学校教育学会機関誌編集委員会、2018年、43 頁)と述べている。
- xiv 油布佐和子「教師教育改革の課題ー「実践的指導力」養成の予想される帰結と大学の役割ー」『教育学研究第 80 卷 第 4 号』、2013 年、478 頁。
- xv 山根文男・木多功彦「理想の教師像についての調査研究(2)ー学校長等のインタビューからー」『岡山大学教師教育開発センター紀要 第 3 号 別冊』2013 年、90-97 頁。
- xvi 山根・木多 前掲書 90 頁。
- xvii 参考 山根・木多 前掲論文 92-95 頁。
- xviii 「県の指標区分」については、活用のためのQ & A
https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/documents/4_kyouinikuseishihyoukatsuyounotamenohojoshiryu2.pdf を参考にした。なお、この資料にも説明があるが、「県の指標区分」は教員のすべての資質能力を区分したものではなく、特に本県の教員として身に付けたい資質能力の区分であることを追記しておく。
- xix 高井良健一「教師の経験世界ー学び続ける教師」『学びの専門家としての教師 岩波講座 教育 変革への展望 4』佐藤学編、岩波書店、2016 年、106 頁。
- xx 学生段階で考え方抜く教師の志望理由は、「長期的な見通し」を支える、非常に重要なものである。(単なる教員採用選考向けにうまく表現できる・できたというレベルではない)筆者の現場経験上、この志望理由をそのまま自問自答、日々実践していくことが、つまり「教職を生きる」ことだといえる。特に、途上でうまくいかない場合、「なぜ、先生をめざしたのか」が揺れることがある。つまり、学生段階に持った志望理由に戻り、それを時に修正し、訂正し、より「自身を支えていく」志望理由が練られていくからである。

因みに、そのようにして練られた筆者の場合の志望理由は、「一生勉強していかなければ、通用しない仕事、それが教職だから」である。教科の専門知識だけでなく、あらゆる人間性を高める勉強を続け、努力す

る姿の中でしか、本物の『学校の先生』にはなれない。だからこそ、自分にふさわしいと考えた(後藤雅彦『学校現場にいたから書けた教師論 教師の一日・一年・授業・教育実習ー現場のどこを見るか、どう動くか、教師として何をめざしていくかー』銀河書籍、2020 年、37 頁)であった。

本論では、論文タイトルからして「学校現場から問い合わせ直す教師像」など、「現場」という表記を意図して使用した。あまりこれまでこのような「現場」という観点からの研究は多くない。

しかし、「現場」 = “日本の教育の最前線”である。本論の冒頭で引用した宮原誠一の言葉「教育は要するに教師しだい」も、そのことを突いている。これは、真実である。

故に、教員養成に関して日本の現状の「最先端」の経験知、知見として、つまり、今回の回答(校長の眼)なのだと受け止めている。ご多用の中、この度ご回答くださった校長先生、並びに関係機関のご理解に、深く、感謝申し上げます。

個人委託の介護認定調査員不足解消への課題

－「要介護認定等の実施について」の一部改正を受けて－

大久保 功

Issues related to solving the shortage of personally entrusted nursing care certified investigators
-In response to the partial revision of "Implementation of certification for long-term care,etc"

Isao OHKUBO

1. はじめに

介護保険制度に伴う要介護（要支援）認定者の数は2020（令和2）年2月末現在で、約667万4000人となっている。要介護認定は、申請後30日以内の結果通知を原則としているが、現状では平均日数が30日を超えている保険者が多く、2015（平成27）年にはすでに全国平均が39.4日となっていた。2019（令和元）年度には平均日数が50日を超える保険者も複数あり、当該市町村の議会において問題視され、介護サービスの利用、費用算出、ケアプランの作成、事業者の介護報酬請求などにおける支障が指摘されている。

認定の遅れには複数の要因が見られ、認定調査員の不足、調査業務の所要日数の長期化、認定審査会の開催日数や処理件数に余力がないことなどが考えられる。

厚生労働省は「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、2020（令和2）年4月から、市町村が指定市町村事務受託法人に認定調査を委託したとき、当該法人は、認定調査を介護支援専門員に行わせる必要があるとする取り扱いを改正することとした。このことにより、認定調査の実施が可能となる人員の増加を図り、調査員不足の解消を目指す一助とする狙いが見られるものである。

要介護認定調査は、保険者に所属する職員の直接の実施、調査業務の委託を受けた法人に在籍する調査員による実施、資格要件を持つ個人が委託を受けて調査する方法などがある。本研究では、特に介護支援専門員等の有資格者への個人委託の認定調査に着目し、業務委託の現状を明らかにするとともに、課題の抽出、分析などから介護認定調査員の不足解消への方策、要介護認定調査の将来像などを論じるものとする。

2. 研究方法と倫理的配慮

本研究は厚生労働省の他、行政機関、公的機関が発表している各種資料、情報および関連文献などを参考としながら、筆者の要介護認定調査員としての実践経験を踏まえ独自の論述を開展する。記述内容には個人情報や団体名などの記載はされていないが、研究過程での倫理的配慮としてプライバシーを保護している。

3. 要介護認定調査員の背景

（1）認定調査の実施形態

認定調査の実施形態は概ね次の通りである。

- ・市区町村職員が調査員として調査を実施
- ・指定居宅介護支援事業所等への調査委託
- ・要介護認定調査業務を受託する法人への委託
- ・介護支援専門員有資格者個人への調査委託

認定調査は市区町村の職員以外では介護支援専門員の有資格者が行う場合が多く、入所施設等では介護職、看護職、相談支援業務に関わる職員などが立ち会う場合がある。

（2）認定調査の実務と報酬について

保険者ごとに当該市区町村の申請者数や調査委託契約に対する考え方には違いはあるが、調査業務を個人の有資格者へ委託する事例は多数見られ、採用方法も定期採用から欠員補充まで様々な形態が見られる。

現状の実態把握として、2019（平成31）年1月から2020（令和2）年9月までに市区町村のホームページや広報誌等において、個人委託の認定調査員の募集を行っていた保険者に関する情報を抽出し掲載する。

内容は指定市町村事務受託法人等の調査委託先での募集ではなく、市区町村が直接的に個人委託の調査員

を公募していた32件の市区町村の情報を、1件当たりの調査委託料の高い順に表記したものである。

(表1) 要介護認定調査の個人委託の調査委託料

件数	都道府県	市区町村	委託料(円)	募集時期
1	A県	A市	6,820	2019年3月
2	B県	A市	5,060	2020年4月
3	C県	A市	5,000	2020年4月
4	D県	A市	4,700	2020年4月
5	E県	A市	4,620	2020年4月
6	C県	B市	4,400	2019年2月
7	D県	B市	4,400	2020年6月
8	F県	A市	4,400	2020年4月
9	G県	A市	4,400	2020年4月
10	G県	B市	4,400	2020年7月
11	H県	A市	4,400	2019年4月
12	I県	A市	4,400	2020年3月
13	E県	B市	4,320	2020年4月
14	J県	A市	4,320	2020年4月
15	K県	A市	4,290	2020年2月
16	D県	C市	4,100	2020年6月
17	C県	C市	4,000	2019年4月
18	L県	A市	4,000	2020年9月
19	E県	C市	4,000	2020年4月
20	E県	D市	4,000	2020年4月
21	H県	B市	4,000	2020年1月
22	M県	A市	4,000	2019年8月
23	J県	B市	4,000	2019年11月
24	N県	A市	4,000	2020年9月
25	O県	A市	3,850	2020年4月
26	C県	D市	3,800	2020年4月
27	P県	A市	3,667	2020年2月
28	Q県	A市	3,500	2019年4月
29	O県	B市	3,300	2020年3月
30	O県	C市	3,300	2019年10月
31	R県	A市	3,240	2020年8月
32	B県	B市	3,150	2019年3月
平均金額(小数点以下四捨五入)			4,182 円	

注) 具体的な市区町村名は非公表とする。県名および市区町村名のアルファベットは具体的な市区町村名の頭文字とは一致しないものとするが、県名の同一アルファベット表記は同じ県を示す。

調査結果において、最も高い委託料はA県A市の6,820円であり、最も低い委託料はB県B市の3,150円であった。また、平均値は4,182円であった。調査業務の内容は全国一律に変わることはない性質のものであるが、市区町村の面積や交通手段の有無、訪問調査時の移動距離の差は大きく影響する。従って一般的な交通費込みの委託料となると、移動に関する経費の算出が委託料の違いにも反映すると見られる。調査結果の5,000円以上の市区町村は何れも都市部ではなく、移動条件の厳しい地域であった。また、上位2番目のB県A市と最下位のB県B市は同じ県ではあるが1,910円の差が生じている。この両市は人口規模、主要交通機関などが大きく異なり、上位の保険者は小規模な市町村であり、下位の保険者は都市部であった。

委託料の推移としては、介護保険制度発足当初の2000(平成12)年時点では、2,500円から3,500円という水準であったが、制度発足から20年を経過する中で、消費税率の引き上げや物価水準との兼ね合いなどからその都度委託料が見直され、現状では4,000円程度の委託料と定めている保険者が多いと見られる。

認定調査員の募集には、事業所へ出勤する形の常勤パートの調査員を募集している市区町村も複数見られるが、その場合の契約形態は様々である。概ね週30時間以内の勤務で、月額報酬は130,000円から165,000円程度の設定であった。月額報酬の低い募集では件数の上限を30件程度に固定しており、報酬の高い募集では、いわゆる出来高払いの契約としている形態も見られる。個人受託者と事業所勤務のパート調査員を同時に募集している場合、個人受託者の方に幾つかの上乗せがあるように見られるが、いずれの場合も1件当たりの報酬金額は両者ともにそれほど変わらないという結果が見られている。

この他、認定調査の委託方法としては、居宅介護支援事業所、認定調査を行う条件が満たされている法人や医療機関、指定市町村事務受託法人などが保険者と契約して調査業務を行っている。この場合契約内容として、当該同一法人内の入所者、入院者の調査では委託料の査定が低く抑えられていることもある。同一法人内施設での調査では、移動に関する経費がほぼ不要との判断ができる。また、受諾数が一定以上の数であり、毎月安定的に調査を請け負う法人には、件数による委託料の割り増しなどの付帯事項を加えている事例も見られる。

4. 個人委託調査業務のモデルケース

個人委託の要介護認定調査の一連の業務内容は次の通りである。

- ・認定調査票の受領確認（郵送または窓口受領）
- ・認定調査の日程調整
- ・認定調査の実施
- ・認定調査票への記載（調査票および特記事項）
- ・認定調査票、実施記録（請求書等）の提出

筆者がこれまでに個人委託の介護認定調査員として実施してきた際の業務手順と内容について、実務と報酬の兼ね合いから理想的な所要時間を割り出すと次の通りになる。

（表2）介護認定業務の主な共通内容と所要時間

手順	内容	所要時間
①	受領確認と訪問連絡調整	約10分／1件
②	調査先へ往復の移動時間	約40分／1件
③	現地での実際の調査時間	約30分／1件
④	調査票記入に関する時間	約40分／1件
〈補足〉		
① 不在の場合や複数の連絡先が生じる場合がある		
② 交通手段の違い、移動距離、道路事情等が影響		
③ 対象者への負担を勘案した、目安時間と考える		
④ 特記事項の記載量の差が、大きく影響している		

手順および内容に対する所要時間と報酬単価とのバランスから概ね1件につき2時間以内の処理が理想となる。しかし、必ずしも過不足なく2時間程度の所要時間で完結されるものではない。調査票が手元に届き、認定調査を経て書類を作成し、保険者に返却されるまでの過程を日数で考えると、最低でも3日程度は必要となる。認定調査においては、当日のアポイントメントで即日に調査を行うという事例はほとんどなく、早くても翌日以降の調査実施となる。訪問先との都合が合わない場合には、書類の受領から調査実施までに1週間から10日前後を要する場合もある。

さらに、対象者が入院中や短期入所利用中である場合には、入院入所中に調査を行うか、または退院退所後に行うかの調整とそれに伴う家族及び施設、ケアマネジャーなどの複数の関係者への連絡調整が必要となる。個人受託の場合はそのような一連の調整作業も含めての委託業務となるのが現状である。

5. 認定調査の個人受託に関する課題

（1）個人受託の利点と課題

筆者は2012（平成24）年4月から、2020（令和2）年3月までの間、個人委託の認定調査員として約1,800件の要介護認定調査を受託してきた。その上で考える要介護認定調査の個人受託における利点的要素ならびに課題的要素としては次のように考える。

（表3）個人受諾の認定調査における利点と課題

【利点的要素】
・自身の予定を勘案しながらの日程調整が可能
・当該月の受託能力を勘案した量的調整が可能
・書類の受領や提出は郵送でも可能な場合がある
・自宅等より現地への直行直帰が可能
・処理能力があれば多くの件数の受諾も可能
・介護保険の知識やアセスメント能力が養われる
・介護保険サービスと地域福祉の実情が把握できる
【課題的要素】
・連絡調整に多くの時間を費やす場合がある
・調整困難なケースが見られる場合がある
・交通費および通信費は委託料に含まれる
・消耗品や事務用品は自己負担となる
・移動時の事故などには自己責任での対処を要す
・現地到着後に調査の中止や変更の場合がある
・訪問後の中止変更に伴う取り扱いの規程が不十分
・訪問先での感染症等の罹患リスクがある
・個人情報の取り扱い責任が重責である
・私物の携帯電話使用によるリスクを負っている

個人受託の場合、訪問時間の設定や記録処理に充当する時間配分などはすべて自己管理で行うことが可能である。その点では、専門職が副業として検討することや、第一線を退いている有資格者が処理能力の範囲内で受託するには比較的好条件の業態とも考えられる。

一方で連絡調整作業における負担は大きく、調整が難航する場合には相応の時間的なロスも生じる。また高齢者や有病者が大半であり、体調の急変等は日常的に起こりやすいが、調査の変更や中止の際の移動経費や従事時間に対する補償規程は不十分である。その他、個人情報の管理、私物の携帯電話の使用、感染症への対策などに関しては、受諾者自身の自己責任による取り扱いがすべてであり重責なものといえる。

（2）訪問先との調整に関する業務負荷

訪問先との連絡調整は電話連絡が主たる方法であり、メール等の通信手段はほとんど活用されていないのが現状である。訪問日時の調整には下記のような困難事例が生じることがあり、複数回の電話連絡や長時間の調整対応において相応の労力を費やすものである。

（表4）連絡調整における困難事例

- ・聴力低下等の症状により電話応対が困難な事例がある
- ・認定調査自体を理解できず趣旨が伝わらないことがある
- ・本人と家族に対し個別の連絡調整を要する場合がある
- ・複数の関係者との調整にて合意が困難な場合がある
- ・入院時には病院での調査可否や容態の確認も必要となる

（3）認定業務に関する調査員の技量

要介護認定調査は決められた項目の質問を行い、実際の状態判断と聞き取り内容を加味して調査票にまとめていくことが一連の基本作業である。

当日の状態を見て該当する選択肢を選ぶ基本調査に加え、自立している動作以外の項目については特記事項の記載をしなければならない。その際には身体状態や生活動作の方法、自立動作と身体介護の結びつきなど、一定の判断能力と記載表現能力が必要となる。記載事項に曖昧さがあり明瞭に伝わらない際には保険者からの問い合わせを受け、必要に応じて補足、訂正、調査先への再確認などを要する。認定調査員には都道府県実施の認定調査員研修への定期的な参加も要請されるが、自らにおいて一定の調査技術を維持し、思考判断能力の向上に努めていくことも大切である。

6. 法改正による課題改善へのねらい

厚生労働省は2020（令和2）年4月1日より、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）を一部改正した。

主な改正内容は認定調査員に関する項目であり、これまで認定調査員は、市町村職員、認定調査について市町村から委託を受けた指定市町村事務受諾法人、指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員並びに介護支援専門員であって、都道府県または指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了した者とされていたが、改正では、指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員、その他保健、医療または福祉に関する専門的知識を有する者であり、

認定調査に関する研修を修了した者とされた。また、改正部分に該当する条件として、介護支援専門員以外の保健、医療、福祉に関する専門的知識を有する者の範囲を定めている。具体的には、介護保険法施行規則第113条の2第一号又は第二号に規定されるものであって介護に関する実務経験が5年以上ある者または認定調査に従事した経験が1年以上ある者とされている。基本的には介護支援専門員の基礎資格と同様であり具体的な職種は次の通りである。

（表5）要介護認定調査が可能となる対象職種

- ・医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師
- ・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士
- ・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士
- ・視能訓練士・技師装具士・歯科衛生士
- ・言語聴覚士・あん摩マッサージ指圧師・はり師
- ・きゅう師・柔道整復師・栄養士・管理栄養士

※介護保険法施行規則による

この改正において、要介護認定調査を行うことできる職種が緩和され、指定市町村事務受諾法人においては介護支援専門員の有資格者のみに頼ることなく調査業務の遂行が可能となる。指定市町村事務受諾法人は大都市圏などの膨大な認定調査件数がある場合に、人員規模や処理能力を駆使し、調整業務などを速やかに遂行し、調査員の動員力を発揮しながら市町村の介護保険業務を支える一助となることが今後期待できる。

要介護認定期間の延長により更新時の認定調査件数もやや減少傾向はあるが、全国的に見て認定調査員の数は慢性的に不足している状況である。その結果、要介護認定結果の判明が遅れるなど状態は続いているが、今回の法改正からそのことを見直し、すべての保険者において申請から結果通知までの日数が規定通りになるように修正し、要介護認定の課題を改善できるか否かの効果については今後注視していく必要がある。

7. 調査員不足解消への今後の展望

（1）指定市町村事務受諾法人の存在

今回の法改正により要介護認定調査に関わる人員は特定の地域や施設等においては増員が見込めるが、地方都市や高齢者人口が多く面積が広い地域などを担当する居宅訪問調査員の増加には反映しにくいものではないかと考えられる。都市部では指定市町村事務受諾

法人が複数存在する地域もあるが、地方都市には全く存在しない地域もある。指定市町村事務受諾法人は効率良く、数多くの業務を遂行し利益を得ることを得策として捉え、費用対効果が期待できない地域へは参入しづらいものと考えられる。従来からの地方都市特有の課題が認定調査員不足にも反映しているといえる。

（2）個人委託調査員の必要性

施設利用者は常時定位位置により、認定調査の実施日時を設定しやすく調査員にも業務遂行しやすい条件となる。一方で居宅生活者は地域に広くに居住しており、調査時間に加えて移動時間の確保も必要となる。また居宅生活者の場合、通院や通所施設の利用者も多く、調査日時が限定され調整に苦慮する傾向も見られる。

調査の処理件数に関しては、施設であれば居室やフロアの移動のみで、少ない時間で多数の調査を行うことも可能であるが、居宅の調査では複数の対象者が比較的近い地域に住んでいても効率的な訪問が難しく、所要時間には大きな差が生じるものである。

その一連の業務を担うのは、居宅訪問を担当する認定調査員である。居宅訪問の調査員は先にも述べた通り、事業所所属型の調査員と個人受諾型の調査員が存在するが、事業所所属型の調査員および行政機関に所属する調査員は、休日および早朝や夜間などのいわゆる時間外には調査を実施しないのが一般的である。

居宅調査の対象者の中には週6日の通所サービスを利用する人や、家族と同居している人で、調査の立会いを希望する家族が、休日や夕方以降の夜間に近い時間帯を指定される場合もある。そのようなケースは個人委託の調査員に調査依頼を振り分けられる場合が多く、多様な調査日時の設定が可能な個人調査員へのニーズは高いものである。近年、地域での生活の継続と居宅サービスの利用が奨励され、介護を行う家族の生活様式も多様化している。介護保険サービスの利用に必須となる要介護認定調査を担う個人受託の調査員は介護者の日常と保険者の業務を側面から補っている。

（3）個人委託業務の検証

今後安定的に個人委託の認定調査員を確保していくには、現状の委託内容の検証および見直しが必要ではないかと考える。

比較的手間が多いとされる先方との日程調整であるが、複数回の電話連絡に応じられない場合や多数の関

係者への連絡調整が必要な場合には、保険者が積極的に関与して代行することも必要と考えられる。個人受諾の調査員は私物の携帯電話から連絡調整を行うことが主であるが、調査対象者の中には、防犯対策や不安要因からナンバーディスプレイなどの機能を生かし、知らない電話番号からの連絡には応対しないという対策を講じている人も多い。役所や事業所の固定電話の番号であれば、携帯電話の番号よりも比較的の安心できる要素はあるようであり、連絡調整がスムーズ遂行できる可能性もある。複数回の電話連絡を少しでも改善できる方策があれば作業効率も向上する可能性もある。

また、要介護高齢者においては身体状態の急変も起こりやすく、予定していた調査の変更を余儀なくされることや、調査日時を失念し不在となっていて調査ができないという事例も少なからず生じている。調査員は約束の日時には調査先へ出向くことになるが、調査ができない場合には報酬が得られず、移動に関する経費も自己負担しなければならない状況となる。中止や変更を客観的に証明できる場合には、相応の経費の保障や費用弁償も考えていくべきではないかと考える。

（4）対面調査以外の方法に関する検討

2020（令和2）年初頭より、新型コロナウイルスの感染拡大が顕著となり介護認定調査の実施にも多大な影響を及ぼしている。国、都道府県からの指示に基づき、保険者ごとの判断により認定期間の延長や、更新を猶予して現在認定されている介護度を継続させるなどの対策が講じられている。2020（令和2）年9月現在においても、接触を伴う認定調査の実施を見合わせることや調査を延期するケースも多数見られている。

要介護認定調査においては映像通信の環境が整っていれば遠隔的に調査を実施することも可能ではないかと考えられる。調査員の聞き取りに対する受け答えは音声通信で可能となり、身体動作の確認については現地での補助者が必要となるが、家族やケアマネジャーの立会いが確実に行われれば、調査の実施は十分に可能ではないかと見られる。そこで、問題となるのが認定調査における担当ケアマネジャーの立会いに関する規定である。このことは保険者の考え方の違いにより実態が大きく異なっているものである。大久保（2019）は『要介護認定調査における調査項目と判断基準の解釈に関する研究～要介護認定調査の実情と課題～』の中で、要介護認定調査における担当ケアマネジャーの

立会いに関する制限を持たせている保険者の存在について言及しており、保険者の考え方として「家族のみ認める」、不安や不穏症状への配慮として「看護職または介護職のみの立会いであれば可能とする」という事例を示している。保険者によっては、認定調査の場面に担当ケアマネジャーを同席させることは、必要以上の助言や調査員に印象操作を与えることへの懸念を持ち、調査の公平性を欠くことになるとの判断から担当ケアマネジャーの立会いに制限を持たせている実例も見られている。しかし、今般の感染症対策やケアマネジャーの専門性を基に、今後は現状の体制を見直すことも必要ではないかと考えられる。定期訪問が義務付けられているケアマネジャーの機動力を有効に生かし、認定調査員の判断機能とケアマネジャーのアセスメント能力の融合により、認定調査の意義がさらに拡充されることも期待できる。そして、認定調査の遠隔実施が可能となれば、要介護認定調査員の不足の解消、調査関連の付帯業務の軽減、迅速な結果判定と通知にも繋げていくことができるのではないかと考える。

8. おわりに

2019(令和元)年12月より大手通信会社と1つの地方自治体が協定を締結し、要介護認定事務における人工知能(AI)の導入に関する実証実験が行われている。

その内容は、調査員が行った介護認定調査の基本調査のチェック項目と特記事項の記載内容の確認作業においてAIの技術をもって処理し、保険者の担当職員による書面の確認作業に携わる人員および時間の削減を目指しているものである。認定事務における業務は機械的な処理能力を駆使した情報処理により、今後も迅速化されると見られる。従ってチェック内容と特記事項を機械的に照合することは、今後早い時期に全国に普及し一般化されることも予測できる。

しかし、認定調査そのものに関しては機械化や専門職以外の人員での実施は難しいと考える。要介護認定調査は調査時の状態を客観的に判断するとしているが、実際には調査時以外の状況や自立動作と身体介護の関連性、身体機能の低下の判断、健康状態の悪化や怪我のリスク等とサービス支援の展開を視野に入れ、人の目で確かめ、関係者の状況説明を十分に聞き取る必要がある。そこで提案したいのは、ケアプランの作成に携わる介護支援専門員の力量を活用した調査代行の実施である。介護支援専門員はケアマネジメントの展開

過程を熟知し、高いアセスメント能力をもって業務にあたっている。身体機能と生活動作、疾患の状態などを客観的に判断することが求められているため、一定の条件整備や規定、規則が整えば、担当している利用者の要介護認定調査を請け負うことも可能ではないかと見られる。そのことが実現できれば、約667万4000人の要介護認定者のうち、居宅(介護予防)サービスの受給者約388万6000人分の認定調査について調査員に依頼せずに実施できる可能性がある。また、調査費用も介護支援専門員の報酬に「認定調査実施加算」などの加算要件を新設して処理できる見込みもある。

今後その根拠や実効性を探り、関連内容の調査、検証、実現の可否についての考察を継続する。介護福祉分野の人員不足は慢性的なものである。早急の改善が難しいとされる状況を踏まえ、関係専門職、特に介護支援専門員の専門知識と潜在能力の活用を視野に入れ、制度維持、サービス展開の在り方、ケアマネジメントの専門性の向上などの将来展望を考えていきたい。

【参考・引用文献】

- 後藤佳苗 (2016)『法的根拠に基づくケアマネ実務ハンドブック』中央法規.
- 今田富雄 (2017)『要介護認定調査員調査・判断の重要なポイント』ナツメ社.
- 厚生労働省 (2009)『要介護認定調査員テキスト2009改訂版』.
- 厚生労働省 (2017)『要介護認定事務の簡素化・効率化についての調査分析報告書』三菱UFJリサーチ&コンサルティング.
- 厚生労働省 (2020)『要介護認定業務の実施方法に関する調査研究事業報告書』みずほ情報総研株式会社.
- 日下部雅喜 (2016)『どうなる介護保険総合事業 あなたの自治体はどうする?いま、サービスを守るために』日本機関紙出版センター.
- 増田雅暢 (2016)『介護保険の検証 軌跡の考察と今後の課題』法律文化社.
- 大久保功 (2019)『要介護認定調査における調査項目と判断基準の解釈に関する研究～要介護認定調査の実情と課題～』吉備国際大学大学院社会福祉学研究科修士論文. pp. 24-25

介護学生のアセスメント力向上へ向けた試み

—科目「介護過程」における演習用教材の作成と活用の検討—

新井 恵子・水野 尚美

Attempt to improve the assessment ability of long-term care students

・Examination of creating and utilization for exercises in the subject "Nursing care process"・

Keiko ARAI・Naomi MIZUNO

I. はじめに

介護福祉士養成課程における教育内容の一つに、「介護過程」がある。2009（平成21）年に、単独科目として養成課程に導入され、介護福祉の本質を具体化する過程であり、質の高い介護を実践し、利用者が望む「よりよい生活」「よりよい人生」の実現または継続を支援するために、包括的な視点から利用者を理解し、総合的に判断していく専門性に基づいた思考過程の確立と体系的な介護過程の展開方法を学習する科目¹⁾である。

介護過程は、「人間としてあたりまえの日常生活を送るうえで、生活上の困難、支障を抱えている人の生活課題を解決するために取り組む、科学的活動のプロセス」²⁾であり、介護過程の展開を行うことにより、介護を必要としている利用者の希望する生活の実現に向けた介護や、生活課題に応じた介護を行うことができるものである。

この介護過程を展開するには、介護に関する知識や技術を統合し、その人の生活課題を明らかにして介護計画の立案に繋げ、介護の提供となるが、そのためには介護に関する知識だけではなく、利用者となる高齢者や障がいのある人の生活の理解や生活を取り巻く環境の理解も必要となる。これらのこととは、介護の基本の一つでもある個別ケアに繋がるため、その人の生活歴や価値観、生活觀、生活様式、生活習慣、生活リズムなど、利用者のさまざまな情報を得る必要がある。このような情報を得る際には、単に利用者の言動を見聞きしたことで得られる「できる・できない」「わかる・わからない」だけではなく、その場の雰囲気や表情、態度からもその人に関する重要な指標となる。

しかし、平野が「学生は介護過程の入口であるアセスメントが重要であることを理解しているものの、生活ニーズを明確化するまでの難しさを感じている」³⁾と述べているように、10代の学生には、介護を必要とする高齢者の生活歴や価値観等の理解、察する力は、人生経験が短く生活力も不足していることから、何が情報となるのかという知識だけではなく、情報に気づく力も不足していると感じることが多い。介護福祉実習に出る前までに、教員や卒業生、上級学生の介護現場での体験を伝えイメージできるように努めているが、具体的な映像を想像できないためか、他人事と感じている様子もみられるのが現状である。

嶋田が「学内学習のみでアセスメント力を向上させることには限界があり、今後は介護過程教育と介護実習のさらなる協調学習が求められる」⁴⁾と指摘しているように、介護過程の展開を実体験として捉えられる教育方法が重要となる。

実体験として捉えるための方法の一つとして、映像教材を活用する方法があるが、生活支援技術の演習用教材として多く存在するだけで、介護過程を目的とした演習用教材は少ないといえる。また、学ぶ側（学生）の状況に応じた内容ではないため、活用が難しいことがある。

そこで、今回の研究では、学生が利用者の生活、全体像をとらえ、生活を支えることに繋げるための力を養えることを目標とする映像教材を作成することと、映像教材を介護過程の授業で活用するための検討を行うことを目的とした。本稿では、そのうちの映像教材の作成について報告する。

II. 用語の定義

1. 映像教材

近年、映像・写真・文字などを組合せたマルチメディアと呼ばれる手法やeラーニングなど様々な手法を用いた教材開発が行われている。今回の研究は、ネットワーク上の教材開発ではなく、思考というプロセスを視覚化させるきっかけとなる教材作成のため、生活場面を動画撮影したものを「映像教材」とする。

2. 視覚的教材

介護過程の展開を行うということは、頭の中にある思考プロセスを言語化し、表出する作業ⁱ⁾を意味する。この作業を効果的に教育する方法として、ワークシートの開発ⁱⁱ⁾や関連図の作成ⁱⁱⁱ⁾などが行われている。これら、思考過程を視覚化する教材を「視覚的教材」とする。

3. 利用者

介護保険事業状況報告（年報）⁵⁾によると、平成30年度には居宅（介護予防）サービス受給者数4,488.8万人、地域密着型（介護予防）サービス受給者数1,034.9万人、施設サービス受給者数1,129万人となっており、日常生活に何らかの支援や介護サービスを必要としている状況となっている。今回の研究では、介護保険事業において要介護（要支援）認定を受け、何らかの介護サービス（介護給付・予防給付）を必要としている人を「利用者」とする。

III. 研究方法

1. 事例作成

事例の人物像作成にあたっては、次の2点を参考とする。

- ・要介護別での施設の種類ごとの在所者数の構成として、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では「要介護4」が36.8%、26.7%、介護療養型医療施設では、「要介護5」が51.9%となっている⁶⁾状況。
- ・65～74歳での要介護認定を受けた人の割合が2.9%に対して、75歳以上になると要介護認定を受ける人の23.3%となっており、75歳以上になると要介護認定を受ける人の割合が高くなっている⁷⁾状況。これらをもとに作成する。

2. ワークシート作成

授業で使用する資料（学生の気づきを促すポイントをまとめる演習用記入シート）を作成する。

3. 動画撮影

利用者の表情や態度、言葉の間を読み取れることを意識した映像をビデオ撮影する。

IV. 倫理的配慮

事例の人物像は仮名とし、高齢社会白書に掲載されているデータをもとに作成した。

V. 結果

1. 事例作成

1) 事例のプロフィール

「90歳の女性」「要介護4」「10年前に糖尿病を発症し、7年前からインスリン注射（自己注射）をしてコントロール状態は良好」「コミュニケーションは、『はい』『いいえ』で答えられる短文での質問であれば確実にできる」「家族とはジェスチャーも交えて伝えようとするが、上手く伝わらない」とした。

2) 場面の設定

「最近、15時に出される茶菓子に手を付けないことが多い」と答えた。「朝昼夕の食事は、完食されている」「左手で何かを掴み食べる仕草をしている」とした。

3) 会話の流れ

- ①左手で何かを掴み、食べる仕草をしながら、「ま・・・ま・・・じゅう・・・」と話す利用者を見て、声掛け、利用者のニーズを聞き、対応する。
- ②左手で何かを掴み食べる仕草をしている利用者に声をかける。
- ③15時の茶菓子を食べない理由をそれとなく尋ねる。
- ④15時の茶菓子についての感想を聞く。とした。

4) 会話の表現を聞き取る時のポイント

「ゆっくりとわかりやすい言葉遣いをする」「答えを急かさない」「図や絵、ジャスチャーを用いる」「言

葉が出にくい時は、『はい』『いいえ』で答えられる短文での質問をする」の4点とした。

これらを基に、利用者の表情・態度に気づく事例と利用者の表情と態度に気づくまでに時間のかかる事例を作成した。撮影用の台本を作成するなかで、利用者の表情や態度に気づくためのポイントが欠けていたため、場面の設定と会話の流れに修正を加えた。

場面の設定では、「居室のベッドに端座位になって、廊下（通路側）をみている利用者」「利用者は、左手で何かを掴み、食べる仕草をしながら、『ま・・・ま・・・じゅう・・・』と話している」「利用者に気づき、声を掛け、利用者のニーズを聞き対応する」とし、会話の流れでは、利用者の視線、介護者の目線や高さ、言葉の語尾の強さを意識することも加えることとした。

2. 演習用記入シート（ワークシート）

演習課題を2つ設定した。

課題1 次のポイントに留意しながら、フジタカコさんの介助のロールプレイをやってみよう。

- ・介助の前に、フジタカコさんにどのような言葉かけ・伝え方をすればよいか
 - ・フジタカコさんの意思をどのように確認するか
 - ・15時の茶菓子は気に入っているか
- の3点を気づくポイントとして挙げた。

課題2 ロールプレイ終了後、次のことを話し合ってみよう。

- ・どんなところに快・不快があったか、フジタカコさんの気持ちになって話し合ってみよう。また、不快があった場合はどのようにすれば快になるのか考えてみよう。
 - ・なぜ、15時に出される茶菓子に手を付けないことが多いかったのだろうか
 - ・なぜ、何かを掴み、食べる仕草をしていたのだろうか
 - ・『食べる』『食べられる』ことが、生活にどのような影響を及ぼすか
- の4点を挙げ、演習後に介護の根拠となる内容に気づくポイントを考える内容とした。

3. 動画撮影

1) 撮影方法

介護実習室において、ビデオカメラ1台を固定した

状態で撮影を実施した。ビデオカメラ設置場所は、ベッド上方（頭側）から介護者役と利用者役の表情と態度が主に映る位置とした。

2) 衣装の工夫

介護者と利用者の「らしさ」を表現するために、服装を役柄に合わせたものを着用した。介護者は福祉施設職員の着用が多いポロシャツを用い、利用者は、小花が散りばめられたブラウスを着用した。

VII. 考察

1. 事例設定の課題

1) 介護生活支援の場

学生が利用者の生活、全体像をとらえ、生活を支えることに繋げるための力を養えることを目標とした映像教材の作成だったため、今回の映像は、生活支援の場面として、食事を設定した。

食事は、日常生活において入浴や排せつと並び重要性が高く、介護する側は、介助方法だけでなく咀嚼や嚥下機能の観察、誤嚥の防止、食形態等の安全への配慮が求められる。また、利用者にとっては、栄養を取る目的のほか、家族や集団で摂ることによる社会的意義や、美味しさや楽しい時間を過ごすことによる精神的な意義等があり、介護者と利用者の双方に意味のあるものである。しかし、食事は、朝食、昼食、夕食、間食、また外食、内食と食事をする時間や場所、食事内容が異なるため、介護を必要とする人のニーズも異なることが考えられる。そのため、今回の研究でも、「おやつ後の時間」という限定した場面設定を行った。これにより、場面に対する過度な情報がなくなり、より場面をイメージしやすくなっていると思われる。根本によれば、「日常の中の声かけ、そのことの反応も介護過程に入るのではないか？（略）アセスメント→プラン作成・・・etc の流れはわかるが、通常の日々のこととは？」という学生の感想から、生活の中の記録は取れても、介護過程の要素として捉え、展開することが困難だったことを、今後の介護過程の授業計画に含む必要がある⁸⁾と述べている。本来であれば、生活場面の一場面を捉えるのではなく生活全体を通じた映像教材を作成することが必要ではあるが、限られた場面設定だからこそ、「日常の声かけ、そのことの反応」に対する学びが可能であると考える。

ただ、利用者像を広く捉え考えることができるよう

にする必要があり、演習課題の設定だけでなく、アセスメントシートを用いるなど、全体像をとらえる学習方法も工夫する必要があると思われる。アセスメントシートを活用することにより、声かけのきっかけとなる言葉を見つけ出す手がかりになり、他の介護場面に活用することができることや、学生も演習を重ねることで利用者理解に繋がる。介護過程の科目の他に、生活支援技術と言った科目の垣根を超えた使用も、学生には他科目の知識の活用にも繋がるといった効果も期待できる。

2) 尊厳を支える介護

介護サービスを利用している人(利用者)の中には、介護福祉職や周囲に遠慮し、生活に不便な状況にあっても伝えないことがある。また、介護福祉士がかかわる利用者像も変化し、現在は認知症の人が増加しており、65歳以上の認知症の高齢者数と有病率の将来推計では、2025(令和7)年には約5人に1人になると推計

されている⁹⁾認知症の人は、認知機能の低下から、自分自身の感情を他者へ適切に言葉で伝えることが難しくなるため、介護を行う側も、認知症の人の行動や言動が理解できず、指示的な対応をとり、さらに認知症の人の状況を悪化させる事態となり、介護を難しくしてしまうことがある。利用者の生活は、その人一人ひとり異なり、人の数だけ生活の仕方があり、日常生活を支援する介護の方法にも、「これが正しい」というものがあるわけではない。利用者が、自分の人生をよりよく生き生きと送ることができるよう、利用者の生活に寄り添えることが重要だと考える。事例の人物像は、介護経験のない学生にもイメージがしやすいことを意識したが、高齢者とかかわる機会も少ない学生にとっては、高齢者の心身の状況を理解することは難しため、「高齢者」「要介護度4」等の説明を行うほかに、事前に高齢者疑似体験を行い、心身の状況について身をもって体験し、高齢者の想いに気持ちを寄せることも必要なのではないかと考える。

表1 表情・態度に気づく事例

修正前	修正後
職員：あら、フジさん、どうされましたか？ フジ：・・・ま・・・ま・・・じゅう・・・	職員：(居室前を通り、端座位になっている利用者に気づく) あら、フジさん、どうされましたか？(声かけをしながら居室に入り、向かい合う) フジ：・・・ま・・・ま・・・じゅう・・・(左手で何かを掴み、食べる仕草をしている)
職員：ん？ま？饅頭ですか？ フジ：(頷く)	職員：(利用者の表情や態度を良く見ながら、目線の高さを合わせて) ん？ま？饅頭ですか？ フジ：(頷く)
職員：饅頭がどうしました？ フジ：(左手で食べる仕草をしながら) ま・・・ま・・・じゅう・・・	職員：饅頭がどうしました？(優しく問う) フジ：(左手で食べる仕草をしながら) ま・・・ま・・・じゅう・・・
職員：お饅頭を食べたいんですか？ フジ：(頷きながら) うん	職員：お饅頭を食べたいんですか？ フジ：(頷きながら) うん
職員：15時のお茶の時間にお菓子が出るけど、それじゃダメ？ フジ：(頷きながら) うん	職員：15時のお茶の時間にお菓子が出るけど、それじゃダメ？ フジ：(頷きながら) うん
職員：最近、お茶の時間にお菓子を食べていいなかったけど、お饅頭が食べたくて、食べなかったの？ フジ：(頷く)	職員：最近、お茶の時間にお菓子を食べていいなかったけど、お饅頭が食べたくて、食べなかったの？ フジ：(頷く)
職員：お饅頭が食べたいのは分かるけど、フジさんは糖尿病病だし、お饅頭は・・・ねえ・・・ フジ：ま・・・ま・・・じゅう・・・	職員：お饅頭が食べたいのは分かるけど、富士さんは糖尿病だし、お饅頭は・・・ねえ・・・ フジ：ま・・・ま・・・じゅう・・・
職員：そうですか。では、一度、担当に話してみましょうか。相談してみます。 フジ：・・・	職員：(利用者の要求を理解して) そうですか。では、一度、担当に話してみましょうか。相談してみます。 フジ：・・・

表2 表情・態度に気づくまでに時間のかかる事例

修正前	修正後
職員：あら、富士さん、どうされましたか？ フジ：・・・(左手で何かを掴み、食べる仕草をしている) 職員：何か食べたいんですか？ フジ：(頷く) 職員：さっき、お茶の時間にお菓子が出たでしょ。また食べなかつたんですか？ フジ：(頷く) 職員：最近、食べてないですね。どこか具合でも悪いですか？ フジ：(首を横に振る) 職員：食べたくない理由があるの？ フジ：・・・ 職員：他に食べたいものがあるの？ フジ：(頷きながら、左手で何かを掴み、食べる仕草をしている) 職員：何ですか？ フジ：・・・ま・・・ま・・・じゅう・・・ 職員：ん？ま？饅頭ですか？ フジ：(頷く) 職員：お饅頭が食べたいんですね。でも、お饅頭が食べたいのは分かるけど、富士さんは糖尿病だし、お饅頭は・・・ねえ・・・ フジ：ま・・・ま・・・じゅう・・・ 職員：そうですか。では、一度、担当に話してみましょうか。相談してみます。 フジ：・・・	職員：(居室前を通り、端座位になっている利用者に気づく) あら、フジさん、どうされましたか？ (声かけをしながら、居室に入る。ベッド周りを片付けながら) フジ：・・・ま・・・ま・・・じゅ (左手で何かを掴み、食べる仕草をしている) 職員：(「じゅう」の言葉をさえぎるように)え？何？(語尾強め) 職員：何か食べたいんですか？ フジ：(頷く) 職員：(ちょっと面倒くさそうに)さっき、お茶の時間にお菓子が出たでしょ。また食べなかつたんですか？ フジ：(頷く) 職員：最近、食べてないですね。どこか具合でも悪いですか？ フジ：(首を横に振る) 職員：(ここから、ちょっと心配になり、向き合い目線の高さを合わせる)食べたくない理由があるの？ フジ：・・・ 職員：他に食べたいものがあるの？ フジ：(頷きながら、左手で何かを掴み、食べる仕草をしている) 職員：何ですか？ フジ：・・・ま・・・ま・・・じゅう・・・ 職員：ん？ま？饅頭ですか？ フジ：(頷く) 職員：お饅頭が食べたいんですね。でも、お饅頭が食べたいのは分かるけど、フジさんは糖尿病だし、お饅頭は・・・ねえ・・・ フジ：ま・・・ま・・・じゅう・・・ 職員：(利用者の要求を理解して)そうですか。では、一度、担当に話してみましょうか。相談してみます。 フジ：・・・

2. 動画撮影の課題

撮影では、1台のカメラを固定し実施したため、介護者役と利用者役のやり取りが、一方向からの映像のみとなり、多角的な映像化はできなかった。

今回は、利用者の生活、全体像を捉えるための「気づく力」につながる、目線や視線、言葉の間に気づき、どのように対応するかを考えることを目的としたため、一方向からの撮影でもよいと考えたが、特に、言葉以

外のサインは姿勢にも現れるため、背中や横側も見ることができるように撮影することや編集を工夫することでも、気づき方が変わるのでないかと思われる。

利用者情報を動画により映像化することは、野村が指摘するように、「観察力」および「気づきの力」をつける（評価できる）¹⁰⁾方法として有効である。池田らが、「学生のコミュニケーション力が低下し、「情報収集」に関するスキルを向上させるという教育課題を重

視しなければならない」¹¹⁾と指摘していることからも、介護過程の教育課題として喫緊の課題といえる。そのために「アセスメントに多くのことを盛り込むよりも、「情報収集」という構成要素を独立させる方が理解しやすいのではないか」という、池田ら¹²⁾の指摘も重要なポイントとなる。

このことから考えれば、多角的ではない映像も、情報収集という介護過程の第一段階を学習する点では有効な方法といえる。しかし、その範囲を絞った情報の視覚化も、演じ手により大きな弊害を生むことが課題となつた。

加えて、市販の映像教材は、「他人」だが、教員の作成する教材の場合、身近な「知っている人」となるため、普段のイメージが先行し、演習内容に集中することが難しいのではないかと考えられる。

撮影時は、衣装を介護者らしいもの、利用者らしいものとして着用したが、学生に、よりイメージしやすくするためにには、髪型や表情をつくるためのメイクも必要だったのではないかと考える。しかし、普段のイメージから離れるためには、衣装やメイク、演じ方を統一する時間も要するため、日常の業務に加え撮影をする時間の確保が課題となる。

また、今回は、新型コロナウイルス対策として、マスクを着用しての撮影となった。このことは、目線や視線を重視していることだけを考えれば支障はなかつたと考えることもできるが、表情全体を観察するためには外すこと必要だったのではないかと考える。しかし、マスクをした状態では、表情を読み取ることが難しいことを学生に伝える教材としては使用することができる。さらに、介護者がマスクを着用すると、利用者からも表情が読み取れず、不安を与えることにもなることを伝えることもできるため、コミュニケーション時の留意点としても活用することができると考える。

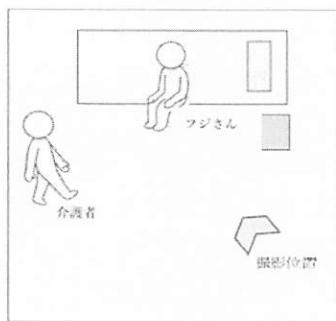


図1 撮影状況



図2 表情・態度に気づく事例①（写真）



図3 表情・態度に気づく事例②（写真）



図4 表情・態度に気づくまでに時間のかかる事例①（写真）



図5 表情・態度に気づくまでに時間のかかる事例②（写真）

VII. まとめと今後の課題

今回の研究内容は、新型コロナウイルス(COVID-19)対策以前から、本学の学生の介護過程の理解状況から、「学生が理解しやすい教材は何か」と検討を始めていたが、新型コロナウイルス感染状況が落ち着かない現状において、映像教材の作成は今後も必要となるのではないかと思われる。実際に、新型コロナウイルス感染症のため、在宅授業となり演習の授業を行うことが難しい状況となり、本学においても、演習科目は後期に開講する対応をとった。他の介護福祉士養成施設（以下、養成校）においても、講義内容を前倒しで行うなどカリキュラム変更を行っていた。その中で、演習内容を独自で動画作成するなどの対応をされている養成校もあった。学生の理解状況は各養成校によって異なり、また、学生の個性によっても異なることから、統一の映像教材や養成校独自での映像教材を1回作成すればよいというものでもないと考える。しかし、学生の状況に応じて作成するためには、事例の検討に加え、撮影に伴う時間の制限が生じ教員の負担も大きくなることが予測される。そのため、地域性や養成年数を考慮し他養成校との協同を考えることも必要なのではないかと考える。しかしながら、映像やワークシートを用い可視化することは、文字では伝わりにくい場面が理解できるため、自分の考えを整理し他者に伝えることができる。また、他者と同じ場面を共有することができるため、他者との意見交換にも効果が期待できる。これは、カンファレンス等の疑似体験となり、根拠ある介護を伝えることを考える機会にも繋がる。本来ではれば、介護福祉士は国家資格であるため、同一の知識と技術を求められるわけだが、養成年数や資格取得時の年齢等により、知識や技術には差が生じていると感じている。

今後は、学生が得る知識の意味や得た知識の統合の方法、さらに介護に必要な知識と技術での「気づき」につながるよう、「思考」というプロセスと「視覚的教材」の関係を明確にしなければならないと考えている。そのことで、映像教材のさらなる工夫とワークシートの活用による効果についての検証ができると考えている。

引用文献

- 1) 日本介護福祉士養成施設協会, 【教育内容（専門分野）に関する講義内容】(9) 介護過程の展開方法-

介護福祉士の教育内容の見直しを踏まえた教授方法に関する調査研究事業 報告書；介護福祉士養成課程のカリキュラム改正に対応した介護教員講習会の教育内容等について-, p.30-31, 2019

- 2) 介護福祉士養成講座編集委員会編, 最新介護福祉士養成講座 9 介護過程, 中央法規出版, 2-3, 2019
- 3) 平野啓介, 介護過程の教授方法の再検討－介護実習Ⅱを終えた学生に対するアセスメント部分の調査結果を手がかりに－, 旭川大学短期大学部紀要, (50), 23-38, 2020
- 4) 嶋田直美, 介護過程教育の課題, 桃山学院大学社会学論集, 49 (2), 177-193, 2016
- 5) 平成 30 年度介護保険事業状況報告（年報）厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/18/index.html> (2020 年 10 月 29 日閲覧)
- 6) 平成 29 年介護サービス施設・事業所調査の概況厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service17/index.html> (2020 年 10 月 29 日閲覧)
- 7) 令和 2 年版高齢社会白書 内閣府
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/zenbun/pdf/1s2s_02.pdf (2020 年 10 月 25 日閲覧)
- 8) 根本曜子・古川繁子, 「介護過程」授業研究, 植草学園短期大学研究紀要, 11 (0), 53-57, 2010
- 9) 平成 29 年版高齢社会白書 内閣府
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/gaiyou/29pdf_indexg.html (2020 年 10 月 29 日閲覧)
- 10) 野村 侑, 第 1 回介護想像力コンテスト～介護過程の展開～, 介護福祉教育, 22 (1), 14-21, 2017
- 11) 池田明子・住野好久, 介護過程における構成要素とアセスメントの位置づけに関する研究, 新見公立大学紀要, 33, 109-113, 2012
- 12) 11) と同様

参考文献

- i) 宋 栄芬, 思考力を育てる授業-授業論についての中日比較の試み-, 日本教育方法学会紀要, 20, 91-98, 1994
- ii) 佐藤真・中澤秀一, 介護過程における論理的な思考スキルの育成を目指した教材開発-ロジカルシンキングに基づくワークシートの活用-, 兵庫教育大学

研究紀要, 35, 15-23, 2009
iii) 杉山せつ子, 介護過程の展開における「情報の関連図」の教育的效果に関する研究-全体像の把握に焦点を当てて-, 聖隸クリストファー大学社会福祉学部
紀要, 12, 11-28, 2014

心理学的現実の生起とイメージのはたらき

森平 准次

Arising of psychological reality and the function of image

Junji MORIDAIRA

Abstract

In this study, I examined the standpoint that images create psychological reality. In case studies of psychotherapy using images such as dreams, sandplay, and so on, many processes have been reported in which the image itself changes as it gets involved in the image, and the client also changes. The significance of the image and the ways of getting involved with the image differ depending on the school. In the analytical psychology, the image is cared for as the present of "the third". Being involved in images such as dreams and sandplay is being involved in region where the image arise, and changes the image of the subject's, and changes the psychological reality of the subject's. It would be difficult to assert such an argument with evidence in a paradigm premised on causation in physical science. It has also been pointed out that the reality of images is destroyed in modern society. However, there have been case reports in which psychotherapy based on images contributes to clients even in present times, and the constructing theory elaborately through those case studies, it would be the basis for understanding the psychological reality.

1. 緒言

現代における日常生活では、仮想現実(VR; virtual reality)や拡張現実(AR; Augmented Reality)といった技術が気軽に用いられ、様々な層の現実性が体験されている。見えているものが実在していなかったり、体験している出来事が作為的につくられていたり、ということが日常的に起こっている。現実というのが生々しい、自然に起こっている出来事だけではなくなっている。人間同士のかかわりも、対面によるものから、インターネットを介したものまで幅広く浸透している。SNS上の自己はアバターを使用したり、自分を実際とは異なる在りようで呈示したりするなどし、自己の存在はそのようにして造られたものの上に成り立つことができる。SNSを用いた人同士のかかわりでは、相手が実在していないことがあったり、虚構のプロフィールに対して関わったり、といったことが起こる。そのような人間関係においては、既に本当の自己や本当の相手といった、存在の在りようやそもそも存在自体の

真偽といったものが意味を失っているように見える。このように、現代の世界で体験する現実性の問題は、それ以前とは異なった質や次元を持つものとして理解していくべきかもしれない。そのような時代にあって、現実とは何か、現実はいかに創られるか、といった問題は重要でありその検討のための視座が必要であると考える。

現実の体験はその主体である個人によって異なる。日常生活の些細な出来事ひとつをとっても、その感じ方や体験の仕方は、一人ひとり異なるものとなる。例えば同じコーヒーを飲んだとしても、その味わいや香りの知覚や、そのコーヒーを飲むという行動から起る情動的反応、さらにはそこから連想する様々なイメージまで、主体によって体験は異なっている。出来事、あるいは主体にとって立ち現れてくる現実は、主体にとってユニークな独自性をもったものとなる。現実の、それを体験する主体による差異は、小さなものもあれば大きなものもある。妄想や幻覚といった現象で体験される現実は、いわゆる客観的な現実ではない。自分

を悪く言う声が聞こえてくるという幻聴の体験は、他者から見るとありえないような現実であるが、妄想や幻覚を体験している主体にとっては生々しい現実である。このように、ある個人が体験する現実の世界を他者が全く同じように体験することはできないと言える。ある出来事から何を感じ、どのような情緒が喚起され、連想やイメージが湧き起こるのか、といったことはその現実を体験する主体によって異なり、時にその差異は非常に大きなものとなる。このような個人的な体験の一つひとつが有機的に積み重なり、主体にとっての個人的な現実が構成されていくと言えよう。本稿では、このように個人にとって立ち現れてくる、その主体にとっての独自の現実を心理学的現実として論を進める。

この心理学的現実、すなわち個人にとって体験される独自の現実の在りようは、心理臨床において重要な側面となる。心理臨床ではクライエントを独自の在りようとした人間として尊重し、その心理的課題に迫り、その人がその人として生きていくことを支援していく。そこでは、客観的現実のみが問題となるわけではなく、クライエントがどのように感じ体験していくか、といったことがテーマになる。そのクライエントがおかれている心理学的現実のその時々の在りようや、クライエントにとっての心理学的現実が変容していくことが心理臨床的には重要である。心理学的現実が変容し、クライエントがその人らしく生きていくことが心理臨床の目的の一つにもなりうる。したがって、主体にとっての心理学的現実の在りようが吟味され、その意味を見通していくことが求められるだろう。

ところで、心理学的現実はイメージの働きと深くかかわっていることが、これまでにも多く指摘されている(例えば河合, 1998)。Jung(1921/1987)は「魂は日々現実性を作り出す。この活動はファンタジーという表現でしか名付けることができない」と述べている。ここで用いられるファンタジーは想像的働きを含み、イメージの働きの上に成り立っていると言えよう。客観的現実や物理的現実、ということとは異なる在りようを呈する心理学的現実は、それを体験する主体の心の動きによって創造されるという視点であり、そこにはおのずと主体の想像やイメージといった現象が働いているだろう。したがって、心理学的現実について検討する上では、イメージの働きや現われについて検討することが必要であると考える。なお、河合(1998)は「自然科学的な見方が意識を支配している現代において、

イメージの現実性はかなり破壊されてしまっているのではなかろうか」と指摘している。確かに、現実がどのように立ち現れるのか、そこにどのような心理学的な働きを見出していくのか、ということは時代の変遷に関わり、現在の状況との関連で論じられるべきである。現代における現実の問題は、現代の状況において提起されていると言えるだろう。しかしそのような、現代という時代の現実性について見通していくためにも、より基底にある心の現実性が生起していく機序を確認しておくことは意味があると考える。

本論文では、主体にとっての心理学的現実が立ち現れる際にイメージがどのように機能するか、ということを問題意識としている。そしてその理解のために、イメージを媒介とした心理療法の先行研究を手掛かりとする。心理学的現実について概念を見直し、心理学的現実を創出し続ける心理学的営為におけるイメージの働きについて検討を行う。

2. 心にとっての現実とイメージ

主体にとっての現実は、主体がその時その時に認識し、関わっていくものである。それはその主体に独自のものとして立ち現れ、他者が体験しているものとは多かれ少なかれ異なっている。一方、現代の世界観から見れば、現実とは客観的に生起しており、それは個々の主体の在りようとは独立している。客観的現実ということは、誰にも認められるであろう、物理的に起こっている現実である。この現代の世界観から見た客観的な現実は、主体にとって字義通りそのまま立ち現れるのではなく、主体によって独自の在り方をして主体に立ち現れている。この主体にとっての現実は、単純に知覚されたものをそのまま素朴に体験されるものではない。すなわち、客観的な現実に対して、主体の側がそれを認知する際に独自の色付けをしているというのが、現代の世界観から見た個々人が体験する心理学的現実への理解であろう。

心理学的現実を重視すると言っても、それは客観的な事物の体験と絡み合って折り重ねられるものとして考えられ、客観的現実の様々な事象を無視して成立することはできまい。しかし、そのような客観的な現実を現実の前提にすることは無理があるのではないかと思われる。これについて河合(1998)は自然科学的な世界観では「唯一の絶対的な主観がすべてのものを対象

化することで成立している。このように対象化されたものが客観的な現実とされるのである」と指摘する。すなわち、現代の世界観では、誰にとっても同様に客観的現実は生起している、とされるが、それは抽象化された唯一の主観から見た現実であり、その抽象化された主観にとっての現実が、個々の主体にとっても同様に生起しているという視座であると言えよう。そして、主体による差異は、その唯一の抽象化された主体にとっての現実に対する個々の主体の側の体験の仕方であるという視点であろう。いかに個人によって現実が異なっていようと、それに先行して客観的に唯一の現実が起こっているという視点である。このような視点からは、心理的な現実は、主体の内的な世界の枠内に起こる現象としてしか見られず、その一方で、のような個々の内的世界とは独立した外的に生起している客観的現実が先行して存在していることになる。しかし河合(1998)は続けて「現象学が明らかにしたように、自然科学的な世界観が成立する以前にはすべてのものが主観に相対的に与えられている」と説明する。現代の自然科学的世界観は唯一絶対の真理ではなく、それが成立する以前の世界観では、現実は個々の主体にとって相対的なものであり、すなわちそれぞれの現実が異なっていることが前提として成立していたのである。

現代の世界観では客観的現実が真実であり、それと齟齬のある個々の主体の現実は個人の誤りとされることもあるだろう。しかし、主体にとっての現実の重要性が失われているわけではあるまい。Freudは客観的現実と異なる事実をクライエントが語ることに対し、「心的現実」という概念を提起した。客観的現実とは齟齬があるものの、クライエントにとっての現実を重視したためである。そして Freud(1925)は「神経症にとっては、物質的現実よりも心的現実のほうが重要な意味を持っているのである」と述べている。クライエントの語る出来事が現実には存在しなかったとしても、それを心理的に体験したクライエントの語りはクライエントにとって生きしい現実である。心理学的な課題はその主体にとっての独自のものであり、客観的な現実と齟齬があったとしても、主体にとっての現実としてみていく必要がある。そしてそのクライエントにとっての心理学的現実に関わっていくことによって心理療法が進展していくことも多くある。しかしこのような見方は現代の自然科学的な視座によるものである。

それ以前の世界観ではすべての個々の相対的な主観として現実が生起していた。すなわち自然科学的視点の成立以前は、主体によって現実が異なっていることが前提としてあったと考えられる。そのようなパラダイムのもとでは、個々の主体にとっての現実を客観的な現実とすり合わせたり、心理学的現実と客観的現実との齟齬を問題にしたり、あるいは心的現実を重視すると表明する必要もなかつたであろう。素朴に、その人の現実を見ていけばよかつたであろう。しかし自然科学的世界観が成立し、客観的現実が唯一の自明な現実とみられるようになった世界観に生きる中で、個人の体験する心理学的現実を重視するためには、Freudは心的現実という概念を提起する必要が生じたのである。河合(1998)が指摘するように「心的現実という概念は客観的な現実性に対抗して、つまり自然科学的な世界観に対抗して生じている」と言えよう。

このように考えると、現代の自然科学的な世界観にあっても、個々の主体が体験する心理学的な現実が重要な意味を持つことは明らかである。Rogers(1978)は「私が知ることのできる唯一の現実は、今この瞬間ににおいて私が知覚し、経験する世界である」と述べ、さらに「唯一の確かなことは、それらの知覚された現実はそれぞれ異なっているということである。人びとの数ほどの現実世界が存在するのである」と述べている。主体にとっての現実が、その主体にとっての唯一の現実であるという指摘は、心理臨床の実践にとどまらず、人が生きる中ではそれぞれの主体にとっての現実が大切にされていく根拠となるだろう。

さて、心理学的現実の成立においてはイメージが大きくかかわっていることが指摘されている。ここで、イメージの定義については、片畠(2006)が「記憶像など知覚上は目の前にはない対象を視覚的に思い浮かべた像をさす場合から、夢や絵、箱庭で表現されるような、視覚的要因にとどまらない、本質的には不可知な心の動きを指す場合まで、その意味するとことは多岐にわたる」としており、本稿でもそのような多岐にわたる現象を含む言葉としてイメージの語を用いる。千葉(2017)は「私たちの心には、自分が生きてきた中で見たこと、聞いたこと、触れたこと、体験したこと、感じたことなどが意識せずとも自然と積み重なり、それがイメージとして、目の前に現れるあらゆるもの、出来事に対して生じてくる」と述べている。また、Jung(1921/1987)が「魂は日々現実性を作り出す。こ

の活動はファンタジーという表現でしか名付けることができない」と述べたように、現実はイメージによって創り出される現象であると考えることができる。心理学的現実の生起にイメージが働いている、というと、客観的現実や物理的現実が先行しているかのように理解されるかもしれない。しかし、心理学的現実が生起する際には、むしろイメージの働きが基底にあると考えられる。Hillman(1983; 1975/1992)が指摘するように、イメージの働く現実というものはなく、どのような現実もそれを体験する際にはすでにイメージが働いていると言えよう。すなわち、客観的現実が主体に立ち現れて心理学的現実が生起するのではなく、まずイメージの働きがあつて心理学的現実が生起する、イメージが現実を生起させるという視点である。

ここで問題となるのは、客観的現実とイメージの作り出す現実との関係であろう。現代の自然科学的な世界観にあっては客観的現実という概念はすでに浸透しており、そこを抜け出して心理学的現実のみを追求することは困難である。河合(1998)はギーゲリッヒを援用しつつ、客観的現実という見方が自然科学的な世界観であり、主体によって体験される個々の独自の現実は近代以前であれば共同体で共有されたものであろうが、現代では、このような個々の主体にとっての体験を現実としてみることが難しいのではないか、と述べている。「自然科学的な「現実」はイメージの現実性を否定したうえで、対象化、客観化可能なものだけを実体化して「現実」と認める」と述べる。そして、現代における客観的現実についての概念を破壊し「イメージの現実性を開こうとしても堂々めぐりになってしまう」とし、現代の現実性の問題を、否定という心の働きをとおして見通そうとする(河合, 1998)。確かに、現代の現実の体験について、心理学的現実や、その体験におけるイメージの意義について主張しても、現代における現実の問題における妥当性を欠いてしてしまう恐れはある。また、現代における現実の生起の在りようにおいては、イメージへのコミットの仕方が近代以前とは異なっているかもしれない。しかし、現代における現実の生起を明らかにするためにも、心に現実を創り上げるイメージの在りようを記述する意味はあるし、また現代においてもイメージが現実を創るという視点は意義があると考える。

現実をイメージによって創り出される現象だとみると、現実は主体の思うように構築されるという印象に

なるかもしれない。また、現実を、それを体験する主体の心理的な現象として理解しようとしてしまうと、主体の内的な在りようのみでその主体にとっての現実が決まつてくるような印象を持たれるかもしれない。しかし、イメージは個人の自我のコントロールに納まるものではない。イメージの特性として、イメージに自律性があり、自我の思惑と関係なく展開していくことは、すでに河合(1991)が指摘している。例えば、夢はイメージによって創り出され、その夢の現実を夢見手が体験するものであると言える。夢は夢見手にとって都合よく展開するものではない。イメージによって創り出される現実も、主体がその自我にとって都合よく構築していくことはできない。イメージが現実を創りだす、という際のイメージは、現実を体験する主体の自我によるのではなく、イメージの主体性によっていると言えよう。イメージが、イメージの主体性をもつて現実を生起させ、それが主体に体験されるという機序が考えられる。

3. 心理臨床におけるイメージと心理学的現実

心理学的現実の生起におけるイメージの働きについて検討するためには、イメージを媒介とした心理臨床の実践が示唆を与える。神田(2013)は「概念的世界を超えたイメージの世界こそが、心理療法においてその人が現実を心的世界でどのようにとらえ、そのなかでどのように生きているのかについて理解を深めていくための貴重な情報をセラピストに与えてくれる」と述べている。クライエントを理解し関わるうえで、クライエントの表現するイメージは心理臨床にとって非常に重要なものである。イメージは心理臨床実践の様々な学派で用いられている。とはいえ、イメージにどのような意味を与えるかは学派によって異なり、イメージの扱いについてもその理論によって異なる。

認知行動療法においては、現実をクライエントがいかにとらえるかという認知や、現実との一つひとつのかかわりとなる行動を対象として介入を行う。認知とは、その主体に認識される心理学的現実の世界の在りようであるし、行動は、主体の心理学的現実への一つひとつの具体的なかかわり、ということもできるだろう。認知行動療法においても主体にとっての心理学的現実という視点が重要なテーマとなりえるだろう。その介入においては、イメージを用いることが多くある。

例えば認知行動療法で用いられるエクスポートジャー法においては、現実の刺激に暴露する前に、恐怖や不安を喚起する刺激をイメージし、イメージの中でその刺激に暴露していく技法などを用いる。イメージで体験する現実の中で、刺激に対する反応が変化していくことを狙っているのである。認知行動療法は認知行動理論を基に技法が開発され、用いられているが、近年ではさらに、夢や箱庭などのイメージ表現を認知療法的なアプローチで用いる試みもなされている。例えば大前(2010)は、「近年になって心理療法の統合に関心が高まるなかで、再度、認知療法においても夢が注目されるようになった」と述べている。大前(2007; 2008; 2010)は箱庭やコラージュといったイメージ表現に対して認知療法的アプローチを展開し、認知物語療法として提起している。

このような認知行動療法におけるイメージの用いられ方を自我という概念を用いてみれば、人間の自我を中心とした方法であると言えよう。認知行動療法では自我という術語で説明されることはあるじまないが、クライエントの現実適応のための介入であり、自我が適応するための介入であると言えよう。

また、精神分析を理論的背景とした心理療法においてもイメージは用いられる。例えば、門前(2006)は「イメージを取り入れることによって、クライエントが防衛して分離させている内的情緒を意識化させ、自我の防衛をゆるめ、知的・観念的世界へのとらわれから解放して、情緒的な世界に心を開かせていくことを目ざした」とする事例を報告している。そのプロセスを経て、「潜在的な情緒が意識化されるようになった」と考察している。このように、精神分析的視座からイメージを扱う場合も、自我を中心に考察されると言えよう。

これらの学派におけるイメージの用い方や理解においては、イメージはよりクライエント自身の自我のために用いられている。自己についての理解を深める、現実に適応する、というのは自我の機能によるものである。そこでは、自我が中心となっている。このような視座においては、河合(1991)が説明したイメージの自律性といった、イメージの特性をテーマとして検討する必要はないだろう。あくまでも自我にとってイメージがどのような意味を持つかが検討されることになる。

一方、分析心理学的な心理療法では、イメージそれ

自体が主体として重視される。夢や箱庭などにおける表現はイメージの表現であるが、その主体はイメージであり個人の自我ではない。また、プレイセラピーでセラピストがクライエントとかかわるとき、その主要な媒介となるのはクライエントのプレイであるが、プレイはクライエントの主体としてのイメージの表現である。プレイで表現されるイメージも、その主体はクライエントの自我ではなくイメージに主体性を見る。それらのイメージの表現はクライエントの自我の管理のもとにあるわけではない。分析心理学的心理療法では、これらの主体としてのイメージからクライエントの心理的テーマを描き出し、理解し、変容を見守ることになる。また、クライエントへの見立ても、症状や病態水準によるだけでなく、クライエントのイメージとの関わりから見ていくことも大切にされる(河合, 2013)。このように、分析心理学的なアプローチでは自我を中心として自我のためにイメージを用いるのではなく、イメージを自ら主体を持つものとして尊重する。例えば、片畠(2006)は「臨床イメージ」として「外的刺激と知覚に基づく「視覚像」として扱う立場から見るのではなく、夢などのように内的起源性をもつような、本質的には不可知な「内面的な心の現れ」「心理的事実」として捉える立場」から検討している。片畠はイメージの中で箱庭制作を行ってもらい、その後実際に箱庭制作を行ってもらうという体験を面接調査している。内的に起源をもち、本質的に不可知な、といった記述から、自我の側からではないイメージの体験を重視していることが理解できる。

このような、イメージそのものを主体として考えた場合、イメージの自律性が重視されるだろう。イメージは自律性をもって展開し、それは必ずしも自我のコントロールの元にはない。むしろイメージが自ら展開していく動きを大切にすることになる。「そのイメージを過去の体験などに還元せず、時間の根源からの新しい創造として捉えていく」(河合, 2020)という姿勢でイメージを見通していくとする。例えば、夢分析や箱庭療法、プレイセラピーなどで立ち現れてくるのはイメージの世界であると言える。夢は夢見手の自我によって創り上げられるものではなく、夢の世界をつくり、自律的に展開する。箱庭制作においては、箱庭にミニチュアを置くという作業は、クライエントが主体的に行うものであり、そこにはクライエントの自我が働いている。しかし、作り手の自我が自由に作ろうと

しても、実感としてどうしても自我の自由に作れないことがある。家や人などのミニチュアを、自我が置こうとした場所に置けなかったり、自我の側からは意味が分からぬけれどどうしてもこのミニチュアをここに置かないわけにはいかないということが起つたり、といった体験が生じることは珍しくない。河合(2020)は「つくり進んでいくうちに、箱庭のほうが自律性を帯び始め、どうしても砂を掘らなければならなくなったり、あるミニチュアではなくて別のものを置かねばならなくなったりする。つまりこれは作り手が主体となって対象をつくっているのではなくて、うまくいく場合には、様々なアイテムや箱庭のほうがある意味で自立的な主体になってしまっている。これはものに魂があり、自然が靈に満ちているとみなす心の古層が動き出して、箱庭をつくっていると考えられるのである」「その意味で、箱庭は私の内面の投影であり、表現であるとみなすのは、非常に人間主体を中心とした西洋的な見方で、箱庭療法の実際に合っていないかもしれない」と説明している。これらの体験は、イメージが自我によってコントロールされているのではなく、イメージ自体が自律的に働いていることの証左であり、イメージに主体性があると言えよう。

ところで、心理療法においては、客観的現実をどうすることもできない事も起こつてくる。例えば、西牧(2017)は、妻の死という客観的現実に嘆くクライエントとの心理療法を報告している。その心理療法においてクライエントは妻が生き返っている夢を繰り返し見、「妻が亡くなつた「リアルな現実」を否定し、夢の中の現実のほうが「真実」であることを確認」するという体験を経て、心理療法は終結していった。大切な人を失うという客観的現実を、心理療法ではどうすることもできない。しかし、このケースでは、客観的な現実に変化がなくとも、主体にとってのイメージや心理的現実の変容により、結果として主体に変容が起つているとみることができるだろう。また、樋村(2011)はうつ病と診断された男性への心理療法過程を報告しており、そのプロセスにおいては10枚の風景構成法が描かれ、その絵は変容し、またうつ状態は改善している。伊藤(2015)は「なぐり書き(Mess Painting)」法を媒介とすることにより、被験者のイメージやコミュニケーションの変容に作用し、また退行を促進すると考察した。このように、イメージの表現に関わっていくことによりイメージは変容し、イメー

ジの変容は、クライエントの変容につながると考えられる事例は枚挙にいとまがない。

このようにみてくると、イメージを媒介とした心理療法がクライエントの心理学的現実の変容に有効であり、適応を促すような主張として理解されるだろう。しかし一方で、クライエントが表現するイメージの変容がクライエントの客観的状態の変化に結びついて考えづらいケースも存在する。イメージを媒介にして、表現されるイメージが変容していったとしても現実が変わらず、またクライエントの状態にも変化が見られないといったことも起つてくる。産出されるイメージと、クライエントのパーソナリティや適応の変容が必ずしも一致していない場合も多い。このような場合、心理療法の進展と客観的な現実とが乖離しているように見られる。「イメージと現実は必ずしもつながるものではないのかもしれない」(河合, 2013)とも指摘されている。イメージはイメージとして、クライエントはクライエントとして、それぞれが主体的な在りようをしており、その動きがパラレルであることを示していると言えよう。すなわち、イメージを主体として扱ついくと、イメージの側からはクライエントの変容が意味を持たないこともあり得るだろう。しかし、だからこそ心理療法においてはイメージをクライエントのものとして扱うのではなく、外在化・対象化した主体としてかかわることができると考えられる。イメージをクライエントに属するものとして扱つてしまふと、イメージの変容はイメージの主体性を毀損するものになるのではないか。真にイメージの主体的な在りようを求めるとき、クライエントの存在とはパラレルに扱われるべきであろう。

心理療法においてイメージを主体として扱つた場合、クライエントの自我の側からの要求がイメージの求めるところと異なることがある、その場合はクライエントの自我の要求が脇に置かれているように見えることがある。クライエントに起つる変容はあくまでも結果として現れることになる。しかし、クライエントの主体性も尊重されるべきである。心理療法においては、クライエント、セラピスト、イメージが主体的に扱われるべきである。クライエントは心理療法の中でイメージとかかわるということをしており、イメージの変容はクライエントの変容に影響を与えることになるだろう。それが結果としてクライエントの適応を促すことも多く起つてくるが、そうでない場合も見られる。

イメージを主体とした心理療法ではイメージの動きを見通していくことを主眼とするが、それは治癒的に機能してクライエントを本来あるべき姿に変えていくことも多く、それがゆえにイメージに向き合うのである。

イメージを主体としてアプローチしていく場合、心理療法の目的を設定することが難しくなるという問題も起こるだろう。クライエントの自我にとっては問題の解決や症状の解消が求められているのに、イメージにアプローチしていくのはクライエントの自我にとっては合目的的ではない。しかしそもそもクライエントがその時に抱えている問題が、イメージとの関わりであったり、イメージの在りようであったりした場合には、イメージに関わらざるを得ない。セラピストとしては、そのようなクライエントの自我の求めるところを理解しつつ、クライエントのイメージが求めるところを理解していく必要があるだろう。

4. イメージの生起するところ

ここまで、心理学的現実におけるイメージの意味や、心理臨床で扱われるイメージについて見てきた。イメージが現実を創り、イメージの変容が主体にとっての心理学的現実や変容に機能していると考えられる。ここではそのイメージが、いかに創出され、変容していくかについて検討したい。

分析心理学的心理療法においては、私とあなた(セラピストとクライエント)という二人の人間だけではなく、「第三のもの」を重視する。この第三のものは魂であり、「その魂はもはや二人の人間のどちらの個人的な所有物と考えられてもならず、それらを超えた独自の現実性を有していることが認められねばならない」(Giegerich, 2000)。また、第三のものは二つのものに先立っており、実体化できない(河合, 2000)。ここで、分析心理学でいう魂は比喩であり、実体ではない(Hillman, 1983)。この魂はイメージとして現れると考えられる。すなわち、イメージの生起するところというのは、比喩としての魂の動きのあるところである。心理療法ではその魂と、クライエントとセラピストが時間と場所を共有し、そこでイメージに関わっていくことになる。イメージに関わっていく中で、クライエントには変容が起り、またクライエントにとっての心理学的現実も変容しうる。例えば倉西(2016)はうつ病と診断された女性事例について考察し、「イメージ

を用いて三者構造が確立され、「見る」主体としての「私」へと変化していくことで、」クライエントが「現実に触れるができるようになっていった」と述べている。

多くのイメージを媒介とした心理療法の事例報告において、クライエントの表現するイメージの内容や質は変容していくことが見て取れる。これは、心理療法の場において、クライエント、セラピスト、イメージが有機的にかかわるなかで、分析心理学でいうところの魂が変容していることの証左であろうと考えられる。そのようなイメージの変容は、一つひとつの表現されたイメージはもちろん、その一つひとつのイメージの表現を創出していく働きそのものの質が変容しているのだろうと考える。魂の変容が、それによって創出される一つひとつのイメージを変容させていくのであろう。ここで、イメージはそれ自体が主体的であるため、心理療法において夢や箱庭、描画、等のイメージを媒介にすることは、イメージの主体性に触れていくことになるだろう。クライエントの自我が主体的にイメージとかかわることにより、イメージは変容していくことになる。イメージを創出する場やその機能の働きが、クライエントに立ち現れる一つひとつのイメージを変容させていると言えるだろう。そしてそれは、クライエントの心理学的現実が変容していくことにはかかるまい。

さらに、心理療法におけるイメージの展開には、セラピストの側の心の働きも機能すると考えられる。織田(1998)はクライエントとセラピストの両者の想像力によってかかわりを深められる領域を中間領域と呼び重視した。クライエントとセラピストの想像がイメージの変容を促す要因となりうるという考え方である。イメージが個人の内で完結してしまうのではなく、他者のイメージに賦活されて動いていく側面があることを示していると言えよう。中根は自らの事例について、身体性を回復したり(中根, 2018), 自立のテーマに取り組めたり(中根, 2020), といったプロセスを報告し、中間領域に関わる中でそれらの変容が展開したと考察している。森平(2015)は現実に没入することの難しかった臨床事例を報告し、1)クライアントの心がどのように動こうと受け入れられる体験、2)カウンセラーの想像活動、3)アート表現のクライアントの活動、といった側面を、生き生きとした現実を体験させた要因として挙げている。このように、クライエントとセラ

ピストの想像がイメージを変容させると考えられる。

イメージの生起するところは人間の自我で把捉することができず、自我の認識に先立って存在しており、心理学的現実を創造している。そしてそのような働きに対して、心理療法ではクライエントとセラピストとともに関わっていく、という在りようが描かれる。クライエントとセラピストが関わるなかで、イメージは変容し、クライエントの心理学的現実も変容させられていく。しかし、そのイメージの生起するところを見ることはできない。それは実体ではなく、それについてはイメージをとおして推論していくことになる。

ところで、このようなイメージを媒介とした心理療法では、その効果のエビデンスを明確に示すことが難しいと言えよう。不破(2018)は箱庭療法について「基礎的研究と実際の箱庭療法には乖離があり、そのギャップをどう埋めていくかが課題にあげられてきた」「箱庭療法の治癒的要因に関わる研究は不十分であるという状況があるのではないだろうか」と指摘している。この要因として、イメージを主体にした心理療法では、原因と結果という因果論や、実体に関するデータをもって実証していく自然科学的方法論となじまないことが要因としてあるだろう。

現代においては自然科学的な世界観が支配的であり、科学は客観的に測定されるデータによって論証されていく。また、原因と結果が特定され、因果論によって説明されていく。しかし現段階では、自然科学的な因果論のパラダイムにおいて、イメージの変容と主体の変容との関連を説明することは困難ではないかと思われる。イメージの変容が何によって起こるのか、その原因について測定されたデータによって特定することは困難である。また、イメージの変容がどのように主体の心理学的現実を変容させていくのかについても、その要因の特定や因果関係による理論化は難しい。これはイメージが変容していく様子が見られるケースにおいても客観的現実における生活の変容が見られない場合等について説明に窮ることとも関連するであろう。クライエントの表現するイメージは変容しているのにクライエントの現実生活に変容が見られないということは、イメージがクライエントの適応に作用していないように見える。このようにイメージの創出するところというのは実体ではないため、実証していくことは困難である。さらに、比喩とはいえ魂という用語を用いれば、なおさら自然科学的な論述とな

じまなくなっていく。むしろ、自然科学とは異なるパラダイムが必要ではないかと考える。イメージの変容は主体の変容とパラレルであり、自然科学的な視点からそこに関連を見出すことは難しいだろう。

それにもかかわらず、心理臨床においてはクライエントのイメージを見ていくことに意味が感じられるし、それが心理療法的であるということもできる。心理療法におけるイメージは、「それを扱うとこのように変容が起こる」という自然科学的な因果論による捉え方だけで説明されるものではなく、よりパラレルな現象として説明されるべきものであると考える。ユングは共時性という概念を提起しているが、イメージの変容と心理学的現実の変容を現代において説明するためには、イメージを用いた心理療法の実践とそれに対する考察の積み重ねを俯瞰して論じていくことが寄与するだろう。きめ細やかな事例研究の積み重ねによって、一定の理論的証左となる可能性は否定できないし、実際に分析心理学の研究ではそのような理論化が行われている。多くのイメージやその表現を媒介にした臨床事例にあって、イメージの変容が起こり、それとパラレルにクライエントの客観的現実における生活が変容していくことが報告されているのである。

また一方で、現代社会において現実がどのように体験されているのかについても吟味していくことが必要であろう。心理療法において起こることのみではなく、現代における日常生活でどのように現実が構築され、どのように現実性を体験しているのかについて見とおしていくことは、臨床実践におけるイメージと現実性について見とおしていくことと両輪となり、心理学的現実の在りようを明らかにしていくことと考える。この点については河合(2020)の論考があるが、さらなる蓄積が求められるだろう。そういう意味では、本稿で検討してきたイメージが現実と創るという視点は、心理学的現実の基層的な在りようであると考えられる。心理学的現実が構成される機序は時代の変遷とともに変容していくだろう。だからこそ、基層的な在りようを明確にしたうえで、現代の在りようを見ていく必要があるだろう。そして心理療法の効果についてエビデンスを示すことが重視される現在、イメージを媒介とした心理療法の意義について明確な説得力をもって示すことのできる研究の蓄積が求められると言えよう。

5. 結言

本研究では、心理学的現実をイメージが創造するという視点について、イメージを媒介とした心理臨床実践の考察を手掛かりに検討した。様々な心理療法の実践においてイメージが媒介とされている。イメージの意義についての理解やかかわり方は学派によって異なっているが、分析心理学では「第三のもの」の現前としてイメージを見、大切にしている。クライエント、セラピストとともにそこにある「第三のもの」の発露としてイメージに関わることはイメージの生起する心の領域に変容を起こすことにつながるだろう。イメージやその表現を媒介とした臨床事例では、イメージの変容とクライエントの心理学的現実の変容が生起していることが多く報告されている。夢や箱庭作品といったイメージやその表現に関わっていくことは、その主体のイメージを創出するところに関わり、イメージは変容し、それがその主体の心理学的現実をも変容させていくと考えられる。

このような論考は自然科学的な因果律を前提としたパラダイムにおいてはエビデンスをもって主張することが難しいと考えられる。また、現代社会においてはイメージの現実性が破壊されているという指摘もある。しかし、現代においてもイメージによる心理療法が寄与する事例は報告されているし、その理論の精緻な構築は現代における心理学的現実の理解の基礎となるだろう。多くの臨床事例の変容についての論考を積み重ねていくことにより、イメージを媒介とした心理療法の意義やその理論は確認されている。また何より、どのような心理療法を必要とする人々が多くいる。イメージを主体として大切にしていく心理臨床の実践は今後も求められるだろう。そのためにも、今後も丁寧な事例研究の蓄積と、それによるさらなる理論の構築が必要であると考える。

文献

- 千葉友里香(2017). 夢・箱庭・風景構成法に関する一考察—イメージとそれを体験する主体との関係性の視点から. 京都大学大学院教育学研究科紀要 63, 81-93.
- Freud, S. (1925). : *Selbstdarstellung. Gesammelte Werke XIV*, 家高洋・三谷研爾訳(2007) みずからを語る. 新宮一成・鷺田清一・道旗泰三・高田

- 珠樹・須藤訓任編, 本間直樹 18巻責任編集. プロイット全集 18. 岩波書店.
- 不破早央里(2018). 箱庭療法の治癒的要因の概観と展望「力動」と「プロセス」の観点からー. 京都大学大学院教育学研究科紀要, 64, 331-343.
- Giegerich, W. (1978). Die Neurose der Psychologie oder Das Dritte der Zwei. *Analytische Psychologie* 9, 241-268. 河合俊雄監訳 (2000). 心理学の神経症 二人における第三のもの. 魂と歴史性. 日本評論社. 1-46.
- Hillman, J. (1975/1992). *RE-VISIONING PSYCHOLOGY (with new preface)* Harper & Row. 入江良平訳(1997) 魂の心理学. 青土社.
- Hillman, J. (1983). *Archetypal psychology: a brief account: together with a complete checklist of works*. Spring Publications. 河合俊雄訳 (1993). 元型的心理学. 青土社.
- 伊藤俊樹(2015). 「なぐり描き (Mess Painting)」法が与えるイメージの変容および退行促進作用について. 箱庭療法学研究, 28(2), 55-67.
- Jung, C. G. (1921). *Psychologische Typen*. Rascher. 林道義訳 (1987). タイプ論. みすず書房.
- 神田久男(2013). イメージ体験におよぼす自己の分身の作成効果. 立教大学臨床心理学研究, 7, 37-48.
- 櫻村通子(2011). 「描くこと」を通した「イメージ」が「現実」と重なり「物語」として展開していくプロセス 心理臨床学研究, 28(6), 717-728.
- 片畠真由美(2006). 臨床イメージにおける内的体験についての考察: 箱庭制作体験における「身体感覚」の観点から. 京都大学大学院教育学研究科紀要, 52, 240-252.
- 河合隼雄(1991). イメージの心理学. 青土社.
- 河合俊雄(2000). 監訳者解題. 魂と歴史性. 日本評論社. 211-222.
- 河合俊雄(1998). 概念の心理療法—物語から弁証法へー. 日本評論社.
- 河合俊雄(2013). イメージとの関係 ユング派心理療法 ミネルヴァ書房.
- 河合俊雄(2020). 心理療法家がみた日本のこころ いま、「こころの古層」を探る. ミネルヴァ書房.
- 倉西宏(2016). 心理療法における「第三のもの」の働き. 箱庭療法学研究, 29(2), 55-66.
- 門前豊志子(2006). 遅延された「受動的支配」によ

- る他者関係の自我心理学的再考：ある女性強迫神経症者のイメージを中心にして。
- 森平准次(2015). クライエントの現実感へのカウンセラーの影響—青年期女子の事例研究—. カウンセリング研究, 48(1), 32-41.
- 中根千景(2018). 中間領域における身体の体験—「自分の気持が分からぬ」という女性との心理療法過程. 箱庭療法学研究, 30(3), 37-46.
- 中根千景(2020). 固定し反復するイメージ世界の変化と広がり—過去にこだわる男性クライアントの心理療法過程. 箱庭療法学研究, 33(1), 13-24.
- 西牧万佐子(2017). 心理学的差異からみたこころの復興と魂の物語. 箱庭療法学研究, 30(2), 3-14.
- 織田尚生(1998). 心理療法の想像力 誠信書房
- 大前玲子(2007). 箱庭療法における認知—物語アプローチの導入 心理臨床学研究, 25(3), 336-345.
- 大前玲子(2008). コラージュ療法における認知—物語アプローチの導入. 日本認知療法学会抄録集. p115.
- 大前玲子(2010). 箱庭による認知物語療法・自分で読み解くイメージ表現. 誠信書房.
- Rogers, C. R. (1978). Do We Need 'A' Reality? *Dawnpoint Vol.1(2)*, 6-9, in Kirschenbaum, H. & Henderson, V. L. (Ed.) (1989) *THE CARL ROGERS READER*. Houghton Mifflin. 伊東博・村山正治監訳 (2001). 現実は「ひとつ」でなければならないか?. ロジヤーズ選集(下)—カウンセラーなら一度は読んでおきたい厳選 33 論文. 誠信書房.
- Young, J.E. (1990). Cognitive Therapy for Personality Disorders : A Schema-Focused Approach. Professional Resource Exchange, Sarasota.

総合的な学習の時間及び特別活動における甘いトマト を栽培するための構成主義的学習に関する研究

増尾 慶裕

Research on constructivist learning for growing sweet tomatoes
in integrated study time and extracurricular activities

Yoshihiro MASUO

Abstract

During extracurricular activities and comprehensive learning time in elementary school, we provided constructivist learning guidance for growing sweet tomatoes. Considering the characteristics of tomatoes, we made predictions based on the pupils' existing schema, adjusted the water amount, and cultivated tomatoes. As a result of adjusting the water amount, we found out that tomatoes with higher sweetness can be cultivated. Through cultivation learning, pupils can learn the importance of growing crops carefully and the importance of life. They can also learn the importance of agriculture education by eating the crops they have cultivated themselves. We can expect to grow sweet tomatoes, which is a specialty of Shizuoka prefecture.

1 はじめに

本研究は、小学校での本県における農作物特産品を重視した学習指導法を構築することであり、小学校教育における学習を理解しやすくし、思考力を育成するための実践的な学習指導方法を構築して、特徴ある教育を開発することにより児童の学力向上を図ることを目的とした。

2 研究方法

学習指導要領¹⁾が示す「総合的な学習の時間」の目標は、その課題を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は、教科で行うことを前提に、体験的な学習に配慮しつつ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的となるよう充実を図る。このような学習活動は、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむとともに、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習にも資するなど教科と一体となって子どもたちの力を伸ばすものである。と示されている。

本研究は学術的には、構成主義的立場に立つ認知・理解・構成過程の研究による教授・学習の方法的原理

の研究に基づく授業過程論として位置づけられる²⁾。本研究は、その潮流の中において、認知心理学のスキーマ理論等を総合的な学習の時間研究へ応用し、その教育効果の可能性を調査したものであり、それより新たな学習指導モデルや教材を開発することにより、その学習指導方法を探究し、小学校教育における理解しやすい授業を創造する実践的研究を行ったものである。

理論的背景を基にした実践研究という点で本研究の意義を見出すことができる。児童のもつ既存スキーマを活性化させ、それを基に課題に対する結果予想を立てて実践的・多面的に栽培学習を行うことは、総合的な学習の時間の目標と合致するものである。

栽培学習³⁾は、作物を大切に育てるここと、生命の大切さを学ぶことができる、自分達が栽培した作物を食べることにより食農教育の重要性を学習することができるものである。また、栽培学習は、栽培や観察学習に多数の時間を要するため、総合的な学習の時間だけでなく、特別活動における学級活動としても位置づけ、栽培に関する取り組みとして連携した学習指導することとした。

トマトを教材に選定した理由は、トマトの原産地は、農学的観点^{4)～28)}から雨が少ない南米アンデス高原であり、作物の特質として根から水分を吸収出来なくても、葉から水分を吸収することができる作物のためである。

次に小学校での栽培の概要を次に示す。2020年5月23日、A小学校4年生において、腐葉土に元肥（窒素、リン酸、カリ）を施しトマトの苗を植え付けた。その後、追肥を施した。水分を少なく調節する実験群と、水分を普通に与えて栽培する対照群の2群を設定した。果実ができるまでは、両群共、同様に水分を与え、果実が出来てからは、実験群は水分を少なく調節して栽培した。

水分調節の管理方法は、教員が行い作物の観察を十分に実施し、土の渴き具合、葉や幹の状態を観察して、水分不足で枯れる一歩手前まで水分調節を行った。

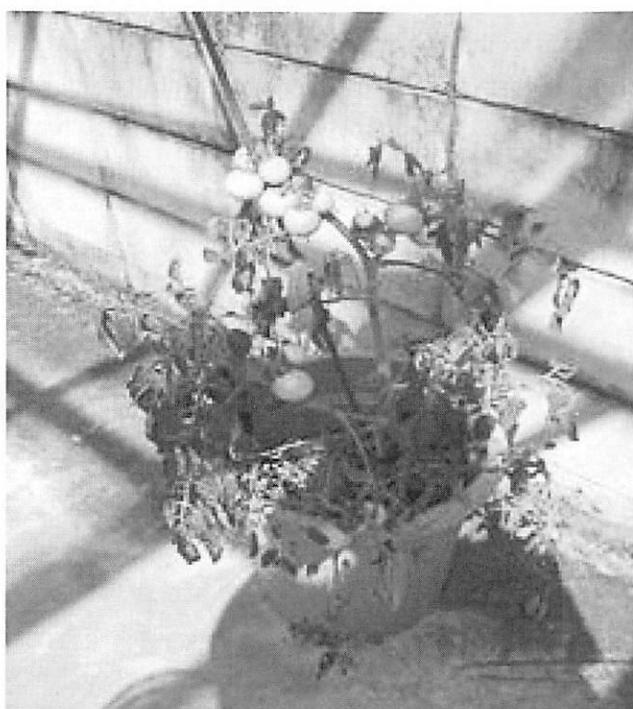


図1 水分調節して栽培したトマト

栽培学習を始める前に児童に対して、「甘いトマトを栽培するには、どのように栽培すればよいですか」と記述式で調査した。

結果、小学生の既存スキーマでは、当然、水分を多く与えれば、甘くなると殆どの児童が回答した。

3 既存スキーマを活用した学習指導

既存スキーマを活用した学習指導の初期段階におい

ては、学習目標を主体的に考えさせる内発的動機づけが有効であると考えられる。そして、理解しやすい学習指導を行うには、科学的概念を抽象的に学習させるのではなく、児童の日常生活に即した実用的な既存スキーマを想起させ、そのスキーマを活性化させることにより、課題に対する推論を行うことが可能である。さらに、スキーマの構成要素を学習目標にそくして学習指導することが重要であるとも考えられる。これにより、課題の法則性を発見し、納得を伴った意味理解が適切に行われ、再構成された新スキーマが短いスパンでの記憶及び長期的な記憶として貯蔵されると期待できる。

そのため学習指導の初期段階で期待理論を適用した学習目標を主体的に考える内発的動機づけ、次に、スキーマ理論を適用した生徒の実用的な既存スキーマを活用した学習指導、スキーマの構成要素と考えられる目的、機能、用途別の学習を意識的に取り入れた。そして、児童の実用的な既存スキーマと学習情報の規則性の発見を柱にして、児童が自ら主体的、意欲的に学力形成を図ることを支援する構成主義的学習指導モデルを適用した。

また、最近の児童は学習目標を主体的に達成するプロセスが貧弱である。そこで、児童が理解しやすく、納得を伴って理解を図る学習指導法の開発が求められる。認知心理学におけるスキーマ理論の先行研究では、記憶、学習及び運動を対象とするものであったが、既存スキーマを活用して、日常生活に関連した学力を育成するための研究、それを教育現場に適用した実践的な研究はほとんど見当たらない。そのためには、児童の認識過程に基づく学習指導の枠組みを構築すること、及び児童の実用的な既存スキーマを活用した学習指導法や教材開発に関する研究が必要となる。さらに、学習目標分析、学習意欲の向上、認識過程に基づく達成プロセスの形成などが重要であるが、それらを統一的に取り上げ、学習指導モデルとして構築する必要がある。即ち、児童の日常生活に根ざした体験や日常知を活用することにより、学習意欲の向上と学力形成の充実を図り、学習に積極的に興味をもち、活き活きと活動できる栽培を取り入れた学習指導法を開発した。

4 結果

2群で栽培したトマトを屈折系糖度計により測定した結果を表1に示した。そして、児童に両群の果実の

味を試食させた。

糖度の測定結果より、児童の予想した結果と異なるものとなった。これにより、児童もつ実用的な既有スキーマと、実験結果との不一致により、児童のもつ既有スキーマを覆す結果となった。それにより、児童の新しい概念的枠組みを構成することを支援することとなり、児童の理解が促進させられた。これらにより、何故、そのようになるのかを学習することができた。児童の回答した詳細な結果及び分析は、次号に示す予定である。

表1 実験群と対照群の糖度の結果

	実験群	対照群
日時	糖度	糖度
8月17日	9.0	6.7
8月18日	9.3	6.8
8月21日	9.2	6.5
8月24日	10.1	6.7
8月26日	9.8	6.6
8月29日	9.9	6.4
9月1日	10.2	6.7
9月4日	10.3	6.8

5 おわりに

児童は、水分調整の段階に入り、作物に水分を与える、手入れをしないのではなく、自分が栽培するトマトに「甘くなつてね」と、水分を与える代わりに声をかけて、観察管理するように設定する計画であり、必要に応じて水分を与えるように指導したい。

また今後、多くの学校と連携をとり、開発した学習指導モデルを実践し、それらのデータを基に、学習指導モデルを細部にわたって改良を重ねることにより、思考力の育成を図ることができる新モデルを構築し、検証した知見の要点を教育実践に役立つように整理したい。

静岡県の地域活性化の観点からは、農業の振興を図り、若い人材が希望とプライドをもって、静岡県の農業を継承発展させていくことができる人材育成プログラムを構築していく必要がある。

栽培したトマトは、若干皮が硬い食感であった。これを改善することが、今後求められる。

参考文献

- 文部科学省 小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編 2018
- 増尾慶裕 生徒の学力形成を支援する構成主義的学習指導モデルの開発 風間書房 2008
- 日本農業教育学会編 学校園の栽培便利帳 農山漁村文化協会 1997
- 篠原温 野菜園芸学の基礎、農山漁村文化協会 2014
- 斎藤隆 蔬菜園芸学 果菜編、農山漁村文化協会 2000
- 斎藤隆 野菜園芸大百科第二版 トマト 農山漁村文化協会 2004
- 村松安男 作型を生かすトマトのつくり方 農文協 1990
- 藤田智編著 野菜づくり大図鑑 講談社 2007
- 黒川とも子 どこでも野菜づくり 文化出版局 1997
- 森俊人 家庭菜園レベルアップ教室 果菜1 農文協 2003
- Andi Clevely. The kitchen garden. Conran Octopus. pp.68-69. 1995
- Joy Larkcom. Creative vegetable gardening. Mitchell Beazley. p.181. 1997
- Victoriano Valpuesta. Fruits and vegetable biotechnology. Woodhead, CRC press. pp.185-221. 2002
- M.K. Rana. Vegetable crops science. Boca Raton, FL: CRC Press, Taylor & Francis Group
- Toyoki Kozai, Smart plant factory : the next generation indoor vertical farms. Springer. 2018
- Autar K. Mattoo and Avtar K. Handa. Achieving sustainable cultivation of tomatoes. Cambridge, UK: Burleigh Dodds Science Publishing. 2017
- Elizabeth Currid-Halkett. The sum of small things : a theory of the aspirational class. Princeton University Press. 2017
- P. Parvatha Reddy. Sustainable crop protection under protected cultivation. Springer. 2016
- Rajeev K. Varshney, Roberto Tuberrosa. Translational genomics for crop breeding. Ames, Iowa : Wiley Blackwell. 2013
- Kishan Gopal Ramawat, Jean-Michel Me'rillon.

Natural products : phytochemistry, botany and metabolism of alkaloids, phenolics and terpenes.
Springer-Verlag. 2013

21) Tadahisa Higashide. Tomatoes : cultivation, varieties and nutrition. Nova Science Publishers, Inc. 2013

22) Gerrit van Straten. Optimal control of greenhouse cultivation. Boca Raton, FL : CRC Press. 2011

23) Pradeep Sharma, Rajarshri K. Gaur, Masato Ikegami. Emerging geminiviral diseases and their management. Nova Science Publishers. 2010

24) Tom Cope. The wild flora of Kew Gardens : a cumulative checklist from 1759. Richmond, Surrey, UK : Royal Botanic Gardens Kew. 2009

25) Maria Cecilia do Nascimento Nunes. Color atlas of postharvest quality of fruits and vegetables. Ames, Iowa : Blackwell Pub. 2008

26) Osamu Koyama. Evaluation of vegetable-based farming systems and improvement of vegetable and fruit cultivation in highland regions of West Java, Indonesia. Japan International Research Center for Agricultural Sciences. 2005

27) Charles J. Arntzen. Encyclopedia of agricultural science. San Diego : Academic Press 1994

28) L.J.G. van der Maesen and Sadikin Somaatmadja. Plant resources of South-East Asia. Wageningen. 1989

里親支援におけるアタッチメント理論の適用

上野 永子

Applications of attachment theory to helping foster parents

Noriko UENO

1. はじめに

2017年、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における議論を経て、厚生労働省によって「新しい社会的養育ビジョン」(以下、新養育ビジョン)が示された。これを機に、我が国の社会的養護のあり方は、施設養護から家庭的養護へ舵を大きく切る流れになつた。新養育ビジョンが里親養育を優先としたのは、子どものアタッチメントを重視したためであるが、アタッチメントの重要性を世に問い合わせ、研究したのはイギリスの児童精神科医であったボウルビーである。ボウルビーは、施設で暮らす子どもや第二次世界大戦における戦争孤児について調査研究し、マターナル・ディプリベーション(母性的養育の剥奪)によって、子どもたちに深刻な悪影響を受けることを主張した。この考え方は、大きな反響をよび、イギリスにおける社会的養護下にある子どもに対する政策に大きな影響を与えた(ホームズ, 1993/1996, p48-75)。その後、ボウルビーの考えはアタッチメント理論へと発展し、発達心理学者を中心に実証的な研究が盛んに行われ、乳幼児期に安定したアタッチメントを形成することが、その後の適応に影響することが示されるようになり(例えば Sroufe et al., 2005)、現在では里親養育に限らず、さまざまな領域で非常に注目されている。しかし里親養育にアタッチメントを重視したとはいえ、実際にどのように養育をすることが里子の安定したアタッチメントの形成に貢献するのかについては具体的に示されているとは言えず、理論と実践が結びついていないのが現状といえよう。

筆者は、フォースタリング機関で心理相談員として里親の養育支援に関わるようになった。ここでは、里親が、里子の安定したアタッチメント形成に貢献できるような里親支援の実践について、アタッチメント理論をいかに適用しうるのかを検討することを目的とする。

2. アタッチメントとは

ボウルビー(1962/1982)のアタッチメント理論におけるアタッチメントとは、人が不安や恐怖といったネガティブな情動が喚起された時に、それを軽減するため、特定の他者を安全な避難場所として近接しようとする傾性をさす。そして、その近接行動によりアタッチメントのニードが満たされ、安心感が得られたなら、特定の他者を安全基地として、探索行動と呼ばれる好奇心を満たすような経験や新しい経験にチャレンジすることができるようになる。このように、ネガティブな情動によって喚起されたアタッチメントのニードに対して、適切に応じられる経験を通して、安定したアタッチメントが形成されるが、逆にアタッチメントのニードに対して拒絶を経験することを通して、不安定なアタッチメントが形成されることになる。これが基本的なアタッチメントの枠組みであるが、本稿では、この枠組みをアタッチメント理論として、里親支援について検討する。

3. 里子の環境適応を支える里親への支援

里親支援の現場では、委託初期には里子の「試し行動」があると言われている。「試し行動」とは、里子たちが示すさまざまな行動上の問題のことを指し、里親研修テキスト(2019年)には、「試し行動」は里子が「新たな生活を共にすることになった里親がどこまで自分を受け入れてくれるのかを無意識のうちに試しておる」「里親家庭で落ち着くまでには必要なプロセス」で、「こうした時期を乗り越えると、いつの間にか、気がついたら、子どもと穏やかに過ごしていることに気づく」(p37)と記されている。このような「試し行動」に対する理解によって、里親たちは、(里子が)どんなに不適切な行動をしても、「里親は自分のことを受け入れてくれるのか?愛してくれるのか?」を試している行動として捉え、そのため、その試し行動に対しては、里親の愛の“証し”として、全てを受け入れることが

里親としての正しいあり方と認識されると筆者は里親支援の実践を通じて感じている。しかし、里子たちは里親たちの愛を試しているのであろうか。

この点については、筆者以外にも違和感を表明している児童福祉の領域に関わる臨床家がいる。内海(2012)は、「試し行動」が「新しい環境が自分に対してどのような反応を返してくれるのか、生きていくために「探索行動」をしている」とし、にもかかわらず、養育者の愛情を「試験」していると認識されることで、時に里親子関係を困難なものにする可能性を危惧している。生地(2017)も、「試し行動」と呼ばれる行動が虐待の再演である可能性を含めることの必要性を論じ(p 41)、全国里親委託等推進委員会による「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」にも、一般に「試し行動」と言われる里子の行動にはさまざまな要因が考えられることが説明されており(p97)、専門家の間では「試し行動」が一元的な見方で捉えることができないことはコンセンサスを得ていると思われる。しかしながら、筆者には里親にそれが浸透しているという実感が乏しいのが現状である。

アタッチメント理論に依拠して「試し行動」を捉えると、子どものアタッチメントのニードとして「試し行動」がみえてくる。里子にとって新しい環境は、間違いなく不安を喚起させる。里親を安全な避難場所として利用することができるようになると、里子はアタッチメントのニードをどのように表出してよいのかわからず、結果として里親を困らせる行動となる。その際、里親に「里子の行動の背景に何らかの不安がある」というアタッチメントの視点があれば、その不安をどのように慰めるのかといった「受け止める」に限定されない具体的な養育行動について検討することが出来る。また、委託前の養育環境が不適切であった里子は少なからずいる。不適切な養育環境で育った乳児がストレンジ・シチュエーション法(Ainithworth et al., 1978: 乳児のアタッチメントパターンの測定方法)を実施した場合、その約半数が無秩序・無方向型と分類されることが報告されている(van IJzendoorn et al., 1999)。数井(2007)のレビューによれば、無秩序・無方向型が発達した結果として、2歳半から3, 4歳頃に「統制懲罰型」というパターンがみられる。このパターンの子どもは、養育者に対して、攻撃的であったり、命令的な行動をとったりしがちであるが、これは、予測できない環境に対して、子どもなりに予測可能な

環境に統制するための、子どもなりの動機であると考えられている(pp87-94)。つまり、ここで子どもが求めているのは、予測可能な環境が提供されることであり、子どもが自ら環境をコントロールしなくとも、養育者がきちんと環境をコントロールしてくれるという安心感を求めていというえよう。この場合、里子の問題となる行動に対しては、限界設定がアタッチメントのニードに応じることになる。この「統制懲罰型」の行動を先に述べたように「全て受け入れることが、子どもへの愛情の証し」との考え方から、受け入れ続けた場合、子どもの本当のアタッチメントのニードに応じていることにならない。このように考えると「試し行動」と呼ばれる行動に対して、その背景を個々に検討し、里親と共にその対応方法について検討する支援が求められる。

3. 里子のライフストーリーワークを支える 里親への支援

里親子固有の取り組まねばならない課題として「真実告知」がある。今や、その必要性は周知されており、里親たちは研修会などで十分に学び、そして実際に実践している。しかしながら、子どもたちが前思春期や思春期を迎えるようになると、「産んでくれた母親」が別にいること以上の事柄が気になりだす。つまり、「なぜ、実親は自分を他者に託したのか」「なぜ自分は実親と一緒に暮らすことが出来ないのか」「実親はどういう人物なのか」といった当然起こってくる疑問である。その疑問に対しては、措置の経緯を含めたライフストーリーワークに取り組む必要性がある。ライフストーリーワークとは、「社会的養護のもとで暮らす子どもの日々の生活やさまざまな思いに光を当て、自分は自分でいいということを確かめること、自分の生き立ちや家族との関係を調整し（空白を埋め、輪郭をつかむ）、過去—現在—未来をつなぎ、前向きに生きていけるように支援する取り組み」（才村ら, 2016, p 8）である。しかしながら、委託の経緯の取り扱いについては、里子によっては極めて心的苦痛の伴う事実(例えば被虐待の事実など)を知ることになる可能性があり、慎重に取り組む必要があるのも事実である。

「ライフストーリーワーク」の中でも、里子の出生から委託に至るまでの経緯や実親については児童相談所が中心になることが多く、里親はそれを見守るだけになりがちであるが、そのプロセスに里親の存在は不

可欠である。アタッチメント理論に立てば、里子が「知りたい」と望む実親や委託の経緯は、時として里子にとって「不安」というネガティブな情動を伴う。そのような状況に際して、里親が「安全な避難場所」「安心基地」として機能することが、里子の「自分の知らない実親や自分について知ること」を支えることになり、また里子の安定したアタッチメントを形成することにも貢献する。当然、そのプロセスにおいて里子が情緒的混乱して、里親を困らせるような行動をとったり、抑うつ状況に陥ったりすることが考えられるが、支援者はそこにアタッチメントのニードがあること読み取り、敏感に対応できるように里親を支援することが必要である。そのため、里子がライフストーリーワークに取り組み始めた際には、同時に里親に対する支援がシステム化されることが必要である。

4. 里子の自立を支える里親への支援

しばしば、里子に限らず社会的養護の子どもたちの自立の問題が取り沙汰されるが、そこには、困難が伴うという意味合いで議論されることが多い。児童福祉法のもとで運用される里親制度は、原則として里子が18歳（措置延長の場合は、20歳）になった時点で措置解除となり、自立することが求められる。自立の時期は、法で定められたものであり、個々の里子にとっての適切な時期というものではない。里子によっては、心の準備が整わないまま、自立へ向かわざるをえないケースもあるだろう。児童養護施設で育った経験を持つ渡井（2012）は、「25歳頃まで『望まれた命でなく、仕事として養育され（当時は施設で大切にして貰えたことなど感じ取る力がなかった）、心は育たないまま高校卒業を迎える社会に出るようになった』（p.225）と感じていたことを述懐している。

里子に限らず、青年期に位置する人が慣れ親しんだ環境を離れて自立することには、喜びと共に不安も伴うものであるが、「何かあった時に戻れる場所がある」という安心感が、自立という探索行動を支える。しかし、里子にとっては、「戻れる場所がある」という主観的安心感が乏しく、自立に対して喜びよりも不安を強く感じるの自然であろう。自立支援に際して里親は、家事や金銭管理といった自立のための現実的なさまざま支援を行うだけでなく、自立に向かう里子の不安な気持ちにも向き合う必要が出てくる。

アタッチメント理論を適用して里子の自立を検討し

た場合、里親は自立に対する不安のために高まったアタッチメントのニードに応じ、自立のためのさまざまな探索を見守る役割をとることになるが、里子によつては、不安が高まった時、里親を困らせる行動をとることがある。その際、里親の側が、里子のアタッチメントのニードのサインをつかみ損ね、それを無視して、「もうすぐ自立するのだから、しっかりさせなければ」と（里子にとっては時に突き放されたと感じる方法で）自立を促せば、里子は自立という探索行動に向かえない。逆に、里子の自立に対する不安のために、（無意識的である）、「本当に自立できるのか」と不安を表明したならば、里子の自立に向かう探索行動を阻むこともなりかねない。支援者はその点を理解した上で、里親が里子のアタッチメントのニードに応じて安心感が与えられるような対応について共に考えたり、里親の里子の自立に対する不安を取り扱い、それを払拭していくように現実的な対応（自立支援に関する制度の説明や利用など）を行っていったりすることが必要となる。

4. 不妊治療を経験した里親への支援

伊藤（2018）が行った里親の全国調査の結果では里親になろうと思った動機で一番多かったのが「子どもが欲しかったため（養子の希望あり）」であった。このように回答した里親の中には不妊治療を経た里親が含まれることが推察される。実際に、筆者も不妊治療を行ったものの、非常に残念ながら妊娠出産に至らず、それでも「子どもを育てたい」との希望から里親になられた方に会う。里親たちが不妊治療時の経験や里親となることを決意するまでの様々なストーリーをうかがい、くぐりぬけてきたであろう思いに触れた時、その不妊治療と向き合ったことに対して、ただただ称えたい気持ちになる。平山（2016）は、不妊当事者には「子どもを産み育てることに高い社会的価値を付与し、かつそれが自然で望ましいとされる『一般社会』からの無理解や偏見による苦痛」があるとし、不妊治療によって妊娠した妊婦は、そこに至るまでに「無数の出会いと喪失を繰り返し経験し、疲れ切っている状態」であり、支援者にはその点を理解することの必要性を述べている。

里親支援の現場では、不妊治療経験者は、不妊治療という多大な努力を払ったが、妊娠出産に至らなかつたという経験が傷つきをもたらし、その傷が癒えることのないまま、極めて傷つきやすく、不安の高まりやすい状態で、支援者の前に現れている可能性があることについても留意する必

要がある。また、里子が委託されるのを待つ時間は、不妊治療を行っていた時期の、妊娠を待ち望んでいた頃の心的状態と類似であり、極めて不安が高まりやすいこと、さらに、里子を委託した後も(例え、委託後、特別養子縁組を行い、法律上の実親子となつても)、実親子にはない課題(例えば、真実告知や実親子との関係)に直面し、「一般的な親子・家族」との違いや、そこから生じる無理解や偏見による苦痛を感じる可能性もあることを心に留めた上で支援する必要がある。

このように考えてみると、不妊治療経験者の里親に対して、支援者は、安全な避難場所の役割を担う必要がある。その視点をもつことで、支援者が里親からのアタッチメントのニードを見逃さないことにつながる。しかし、ここで、強調したいのは、不妊治療経験者の里親を特別視するということではなく、支援者として支援対象者の過去の経験からくる心性について敏感であることの必要性である。それと同時に、今後は「一般的な親子・家族」イメージを社会全体で払拭し、「多様な親子・家族」のあり様を認め合う社会を実現することが求められる。

おわりに

ここでは、一般的な里親支援の現場で起こつてくる課題について、アタッチメント理論を適用して、里親子を理解し、どのように支援するのかについて述べてきた。しかし、実際の個々のケースは、いずれも個別性が高く、複雑な背景があり、常にオーダーメイドでの支援が求められ、時に支援者として八方ふさがりに感じることがあるのも事実である。子ども虐待対応の専門家である海野(2019)が、自身の里子養育の日常を報告している。その日々の奮闘については、ただただ頭が下がる思いである。子どものトラウマに対する知識・経験を有する専門家ですら里子養育に困難を感じるという現実に対して、里親支援に関わるものは真正面から向き合い、自身の力量を上げるべく精進し続ける必要がある。

【引用文献】

- Ainsworth, MDS, Blehar MC, Waters E, Wall S (1978) *Patterns of Attachment: A Psychological Study of the Strange Situation*. Hillsdale, NJ: Erlbaum.
- Bowlby, J (1969/1982) *Attachment and loss.: Vol.1 Attachment*. New York: Basic Books.

平山史郎(2016)「不妊という課題に向き合う」. 永田雅子(編著)『妊娠・出産・子育てをめぐるこころのケア』. ミネルヴァ書房. pp75-81.

Holmes, J. (1993a) *John Bowlby & Attachment Theory*. London Routledge. 黒田実郎・黒田聖一(訳)(1996)「マターナル・デプリベーション」『ボウルビィとアタッチメント理論』. 岩崎学術出版社. Pp48-75.

伊藤嘉余子(2018)「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業」. 報告書 平成29年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業

数井みゆき(2007)「子どもの虐待とアタッチメント」. 数井みゆき・遠藤利彦(編著)『アタッチメントと臨床領域』. ミネルヴァ書房. pp79-101.

才村真理・ライフストーリー研究会(2016)「今から学ぼう！ライフストーリーワーク」. 福村出版. pp7-20.

Sroufe LA, Egeland B, Carlson EA, Collins WA(2005) *The Development of the Person: The Minnesota Study of the Risk and Adaptation from Birth to Adulthood*. New York: The Guilford Press.

海野千畝子(2019)「里親養育と愛着」. 滝川一廣・杉山登志郎・田中康雄・村上伸治・土屋賢治『そだちの科学 愛着とその障害』. 日本評論社. pp39-44.

Van IJzendoorn MH, Schuengel C, Bakermans-Kranenburg MJ(1999) Disorganized attachment in early childhood: Meta-analysis of precursors, concomitants, and sequelae. *Development and Psychopathology*, 11, 225-249.

渡井ゆかり(2012).「自立観と主体的に「生きよう」と思う気持ち」武藤素明(編著)『施設・里親から育った子どもたちの自立』. 福村出版. pp224-248.

全国里親委託等推進委員会(2013)「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」

全国里親会編(2019)「改訂版 養育里親研修テキスト」

付記：本稿は、科学技術研究費助成事業(学術研究基金助成金)(若手研究)2019年度～2022年度「里親の養育困難感に対する里子のアタッチメントに焦点をあてた介入研究」課題番号19K13956の助成による。

特定警戒地域の精神障害者就労支援施設における新型コロナウイルス感染症の影響と対応について

飛田 義幸

About the Influence and Treatment of COVID-19A at the Employment Support Facility for the Mentally Handicapped People in the Specific Security Area
Yoshiyuki TOBITA

はじめに

新型コロナウイルス感染症問題

新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルスと呼ばれる SARS-CoV2 による感染症のことであり、WHO が COVID-19 と名付けているものである。2019 年 12 月以降、中華人民共和国（以下、中国）の湖北省武漢市に発生し、その後全世界に拡散した。2020 年 8 月現在、発生原因や感染経路、経過や治療法などは明らかになっていない。加來の Medical Note^[1]によれば、「新型コロナウイルスは、ウィルス表面上の脂質性の膜（エンベロープ）の上に王冠状の突起（コロナ）を持つコロナウイルスの一種で、アルコールや界面活性剤（石鹼）で失活し、変異を起こしやすい特徴を持つ。」「症状としては、発熱（37.5℃以上）、喉の痛み、咳、痰等の風邪に似た症状が現れることが多く味覚異常等が現れることがあるが、若年層では無症状のケースがある一方、高齢者や基礎疾患（心血管疾患、糖尿病、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患）を有する人では高熱や呼吸困難を伴う重篤な肺炎を起こす場合もある。」「診断には、PCR 法による遺伝子検査の他、抗原検査も使用できるようになっており、重症が疑われるケースでは肺炎の重症度をみるために CT 検査を行う場合もある。」「治療法は基本的に対症療法であり、軽症者では自宅療養での回復が望めるが、重症の場合は入院治療で酸素投与による呼吸管理や体外式模型人工肺（ECMO）が必要なケースもある。こうした治療を他の患者や医療従事者への感染を防ぎながら実施するためには特別なゾーン分けや装備が必要となってくるため、医療現場への負担は大きく、場所と人そして十分な量の器具や装備を確保できる体制が必要となる。」

新型コロナウイルス感染症は、マスク等の供給源でもあった中国から感染が広がっていったことによりサージカルマスク等のサプライチェーン確保への不安が広がり、マスク等衛生用品の買い占めや転売による価格高騰等、医療現場への供給不足による医療崩壊の危機感上昇をもたらした。また、自粛による社会的交流や経済活動の減少による心理・社会・経済的不安や負担、先の見えない閉塞感の増大は、所謂「自粛警察」等の不寛容で相互監視的な社会を生み出していると考えられる。比較的均質社会の感があるわが国において、新型コロナウイルス感染症は、感染そのものよりも、隔離、社会的制裁への恐怖が大きいと考えられ、単なる感染症というより社会現象として捉え、医療的側面に限定されず、経済的、社会的、心理的視点から考えることが求められる。現在、わが国における新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐怖は、奥田のいう「隔離・制裁恐怖」^[2]（コロナに感染すれば濃厚接触者も含めて隔離されるために、「他人に迷惑をかけて恨まれたくない」「差別や迫害を受けたくない」という社会的な理由による恐怖感）が大きいと考えられる。とりわけ夏以降は、「もしコロナに感染しても風邪程度で治るだろう。でも自分が会社の同僚や取引先のお客様を濃厚接触者にしてしまうと迷惑をかけてしまって恨まれるのが怖い」「健康だからコロナに感染しても無症状か軽症で終わると思うけど、自分が感染すると子供が学校に行けなくなるし、差別されて仲間外れにされるだろうから絶対に避けたい」^[3]といった声も報道されている。感染自体による健康被害よりも社会的制裁や社会関係の断絶といった社会的被害の方が怖いという感覚は、ハンセン氏病や統合失調症等の精神疾患や等の例をみれば充分理解できることであり、新型コロナウイルス感染症は、こうした疾患と同様、ひとつの

社会問題、いわば疾患関連社会問題として考えることが必要であると考えられる。

研究の目的

前述のように、作業所（就労支援事業所）を利用する利用者の方々は、疾患関連社会問題に対処してきた方々である。そうした方々が、今回の新たな疾患関連社会問題でどの様な困難を感じ、どのように対処したのかを知ることで、今後、医療問題というより社会問題として、この新型コロナウイルス問題をどの様に収めていくのかを考える一助となればと考える。

また、作業所職員の方々は、疾患関連社会問題に対しソーシャルワークを展開してきた方々である。目の前の人と人として向き合うことを重視した対面での支援、集団力動を活用し集団における一人一人の位置や間、関係性を大切にするプログラム等による集団での支援、顔の見える人ととの繋がりを大切にした地域でのネットワーク作り、こうした“当たり前”的なソーシャルワークが当たり前でなくなる事態に、地域のソーシャルワーカーである就労支援事業所職員はどう対処したのか、それにより、今後再拡大が起った場合の対処やアフターコロナの世に対応するための知見を得ることが本研究の目的である（新型コロナウイルスによる感染症は、2020年から2021年の冬季に再び流行することが予想されている^[4]。）

2020年新型コロナウイルス問題の経緯

厚生労働省、日本感染症学会、NHK^[5]の関連サイトをもとに、以下に主にわが国での経緯を時系列で整理した。

1月6日 中国武漢での原因不明の肺炎発生（59人うち重症者7人）を受け、厚労省が注意喚起。

1月14日 WHO（世界保健機構）が、武漢の肺炎患者からの新型コロナウイルス検出を発表。いまのところ大規模の感染が広がっている状況にはないとしつつ、診断方法の手引きを公開。

1月16日 国内で初の感染者（武漢に渡航歴あり）を確認。

1月28日、新型コロナウイルスによる感染症を感染症法の「指定感染症」に指定することを決定（2月7日

施行）。これにより、新型コロナウイルス患者の公費負担での治療・隔離が可能となった。

1月30日 WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言。

2月3日 乗客に感染者が確認されたクルーズ船が横浜港に入港。乗員乗客の船内待機および検査を実施。

2月13日 国内で初の死者（80代女性）が発生。同日、新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を決定。内容は、入国管理の強化、帰国者へのPCR検査、全国の衛生研究所の検査体制拡充支援、検査法の開発、治療体制・ワクチン開発の促進、相談窓口の設置、雇用調整助成金の要件緩和、日本政策金融公庫等による中小企業資金繰り支援等である。

2月14日 内閣の新型コロナウイルス感染症対策本部の下に、医学的見地から助言を行う新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置（座長は脇田国立感染症研究所所長）

2月19日 クルーズ船からの下船開始。（乗客乗員約3600名中712人が感染、13人が死亡）

2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定

2月27日 安倍首相が3月2日から全国の小中高校での臨時休校要請について発表。

3月9日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が①喚起の悪い密閉空間、②多くの人の密集、③近距離での密接（会話等）の「3つの条件」（いわゆる3密）を避けるよう見解を発表。

3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第二弾を決定。内容は、雇用調整助成金の特例措置の拡大、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度の創設（5,000億円規模）、金利引下げ、中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援、民間金融機関への新規融資の積極的実施と既往債務の条件変更要請、サプライチェーン毀損への対応、観光業に対する特例措置の対象拡大（全事業主）や事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討、保護者の休暇取得支援、非正規職員や個人委託事業への助成金制度創設、緊急小口資金等の特例（10→20万円、無利子、償還免除）の創設、生活困窮者自立支援制度の利用促進、放課後児童クラブの午前中開所経費やファミリーサポートセンターの利用料減免分の国費支援。休校中の学校

給食費の保護者への返還要請や給食業者等への支援等である。

3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年）に基づき、内閣総理大臣を本部長とし、全国務大臣で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。

4月7日 国は、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に、新型コロナウイルス対策特措法に基づき、5月6日を期限とする「緊急事態宣言」を発表。

同日、新型コロナウイルス感染症対策本部は新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針を改正（海外からの上陸を防ぐ水際対策から、国内での感染拡大を防ぎ、重症者、死亡者の発生を食い止める方針へ）。

4月16日 国は、「緊急事態宣言」の対象を全国に拡大し、4月7日に対象となった7都府県に、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を加えた13都道府県を「特定警戒都道府県」に位置付けた。

5月4日 国は、全国の「緊急事態宣言」を5月31日まで延長することを決定。なお、安倍総理は31日を待たず5月14日を目途に宣言を解除する可能性にも言及した。

5月14日 国は、北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、京都の8都道府県を除き、緊急事態宣言を解除（ただし、5月中は県をまたいだ移動の自粛を呼びかけた）。なお、8都道府県についても、31日を待たずに解除する可能性が示された。

5月21日 国は、東京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏1都3県と北海道を除き、緊急事態宣言を解除。

5月25日 国は、全都道府県での緊急事態宣言解除を決定し、今後は、イベントの自粛や施設使用の自粛等を段階的に緩和していく考えを示した。

6月2日 東京都は、都内の感染状況悪化を受け、初の「東京アラート」（都民に新型コロナウイルスへの警戒を促す拘束力や休業要請を伴わない東京都独自の呼びかけ）を発表。

6月19日 国は、都道府県をまたぐ移動の自粛を全国で緩和し、また、接待を伴う飲食店等の休業要請も撤廃した。

7月3日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を廃止し、代わって新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置。

7月13日 WHOのテドロス事務局長が記者会見で、各

国で人と人が距離を取る等の感染症対策を徹底しなければ事態が悪化すると警告した。

7月22日 国は、東京都を除外し、8月実施予定の「Go To トラベル」キャンペーン（落ち込んだ観光需要喚起のために旅行代金の一部を割引く制度）を前倒して実施。なお、この日、国内の1日の感染者数は過去最多の795人を記録した。

7月29日 国内の1日の感染者数が初めて1000人を超える岩手県を含め全都道府県で感染が確認された。

8月20日 新型コロナウイルス対策分科会会长は日本感染症学会で、流行はピークに達したとみられる旨発表。

8月20日 国は、新型コロナウイルス対策の新方針を発表。

8月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部が新型コロナウイルス感染症に対する今後の取組を決定。内容は、検査体制の拡大（公費負担による地域の診療所での抗原検査により1日20万件を確保）、医療提供体制の確保、全国民へのワクチン提供（2021年前半目途）、保健所や医療機関の負担軽減（軽症者、無症状者は自宅・宿泊施設療養へと見直し）、雇用調整助成金上限額引き上げ期間の延長（年末まで）、入国制限の一部緩和等である。

重症患者とは

新型コロナウイルス感染症における軽症とは、入院を要しない「風邪様症状から軽い上気道炎ぐらい」^[6]の状態を指す。重症者について、厚生労働省は「『重症者』とは、『集中治療室（ICU）等での管理又は人工呼吸器管理が必要な患者』のことである。なお実際には、その患者の状態に基づき、医師が入院治療や重症管理の要否を判断されるものであることに留意されたい」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部令和2年3月19日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」）と定義している。一方、東京都においては、重症者を「人工呼吸管理またはECMOを使用している患者」^[7]と定義しており、国と都では重症者の定義が異なる（2020年8月19日より、東京都は、国に報告する重症者数は国の基準とするが都が公表する重症者数にICUに入っているだけの患者は含めないとしている）。特に断りの無い場合、本稿での「重

症者」は都の基準に基づくこととした。なお軽症か否かの判断、すなわち入院の要否は「1週間以上持続する発熱、強い倦怠感、脱水症状、呼吸苦・困難、呼吸器症状の悪化などを参考に～血液検査を実施するとともに、胸部画像診断を行い」^[6]判断することとされている。

方法

特定警戒地域にある就労支援事業の利用者および職員に郵送自記式質問紙調査を実施した。質問は、自肃期間（自宅待機）中および自肃（自宅待機）解除後それぞれの困難や工夫等について5件法および自由記述で行った。

また、施設におけるコロナウイルス対策の実情を調査するため、施設職員にメールや電話等のリモート手段を用いたインタビュー調査を実施した。

倫理的配慮および感染症対策

調査用紙は無記名とし、調査協力は回答者の自由意思であり不同意により何ら不利益を受ける事がないことを明記した。結果等の記載にあたっては、対象者やその所属がわからない様に十分に配慮し、表現についても内容から個人が特定できない様に留意した。またこれらをインタビュー対象者に伝えた上でインタビュー調査への了解を得た。

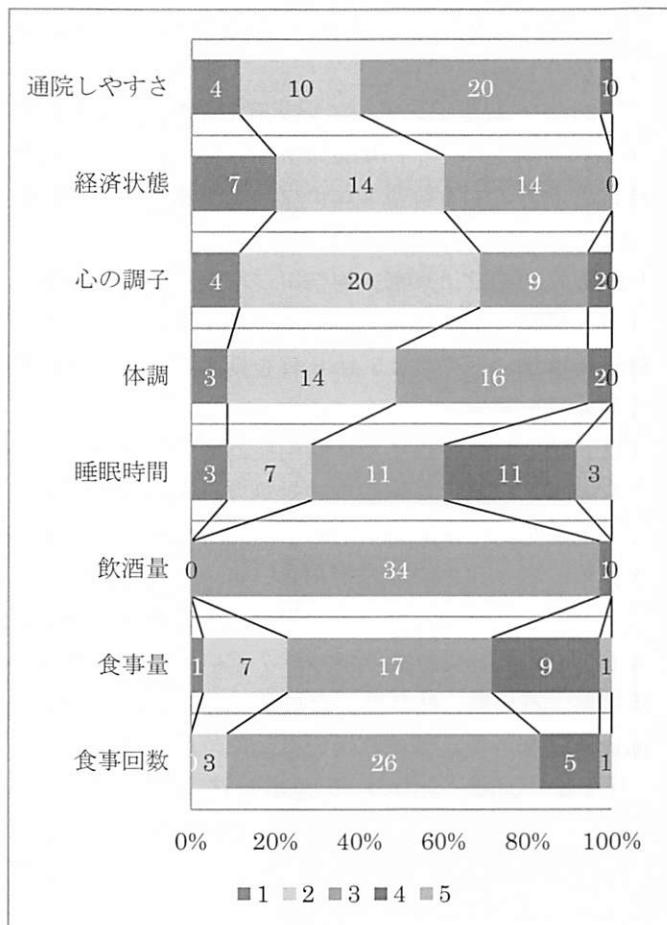
尚、感染症対策として、今回の調査では直接対面でのやり取りは行わず、インターネット、電話及び郵送の手段を用いた。

結果

1) 質問紙調査（5件法）

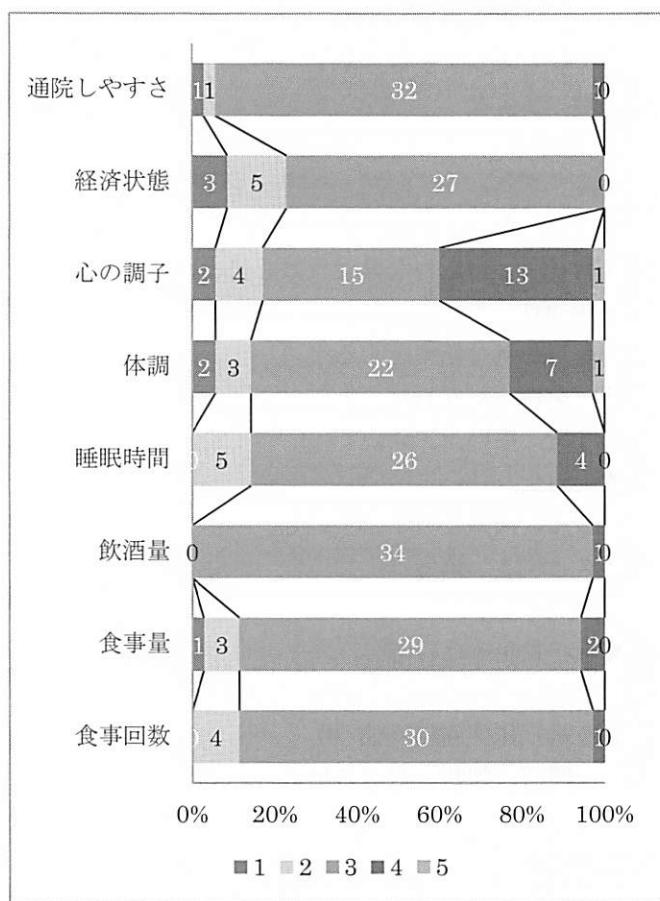
① 利用者からの回答

利用者35人から回答を得た（N=35）。各回答項目を比較するため、以下（図1）（図2）に区分線を加えた100%積み上げ式の横棒グラフを用いた回答結果を示す。



（図1）自肃期間中：自宅待機による変化

凡例 1：減った、悪くなった、大変になった、2：やや（減った、悪くなった、大変になった）、3変わらない、4やや（増えた、良くなった、楽になった）、5増えた、良くなった、楽になった

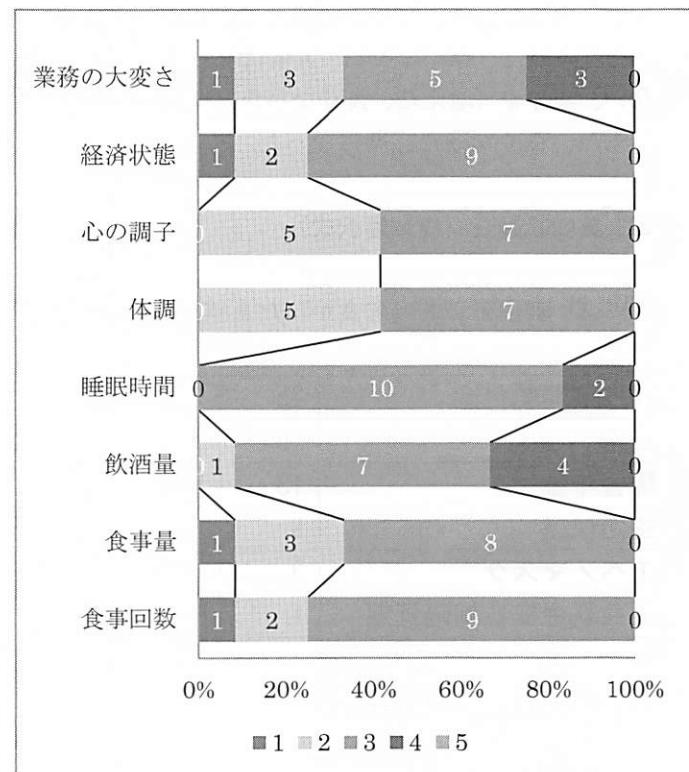


(図2) 自粛解除後：通所再開による変化

凡例 1：減った、悪くなった、大変になった、2：やや（減った、悪くなった、大変になった）、3変わらない、4やや（増えた、良くなかった、楽になった）、5増えた、良くなかった、楽になった

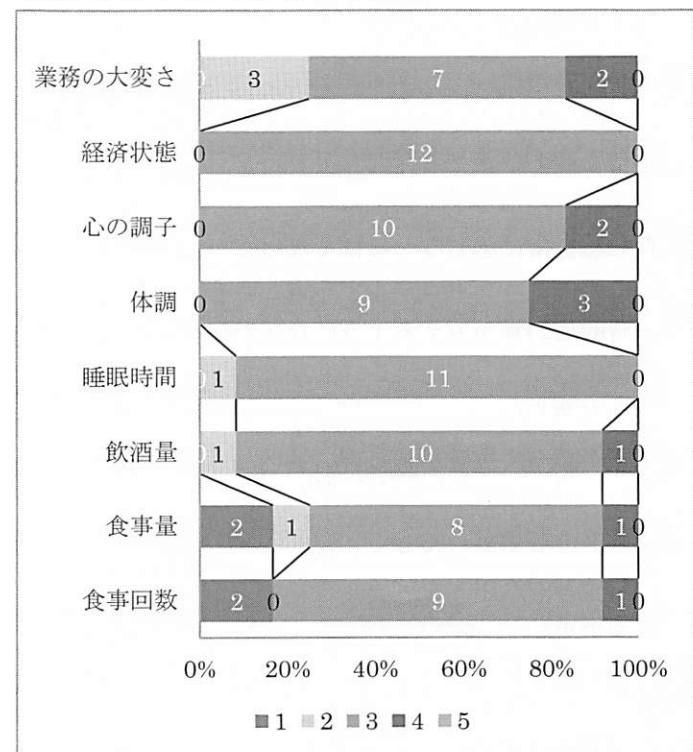
② 職員からの回答

職員 12 人から回答を得た (N=12)。各回答項目を比較するため、以下(図3)(図4)に区分線を加えた 100% 積み上げ式の横棒グラフを用いた回答結果を示す。



(図3) 自粛期間中：自宅待機による変化

凡例 1：減った、悪くなった、大変になった、2：やや（減った、悪くなった、大変になった）、3変わらない、4やや（増えた、良くなかった、楽になった）、5増えた、良くなかった、楽になった



(図4) 自粛解除後：通所再開による変化

凡例 1：減った、悪くなった、大変になった、2：やや（減った、悪くなつた、大変になつた）、3変わらない、4やや（増えた、良くなつた、楽になつた）、5増えた、良くなつた、楽になつた

散歩して体力を維持（4件）
自宅で筋トレしていた（2件）
体を動かすこと
食品の工夫
(生活リズム)
夜更かししない
生活のペースが乱れないように心掛けた
(気分転換)
ゲーム等で気分転換をする
ゼリーを作ったりしたこと
あまり考えない
(感染防止)
できるだけ家にいること（2件）
マスクをする 消毒

2) 質問紙調査（複数選択式）

（表 1）利用者があつて良かったと感じた制度やサービス

特別定額給付金	25
工賃	19
障害年金	13
生活保護	9
アベノマスク	3
公共料金支払期限延期	1

3) 質問紙調査（自由記述）

①利用者回答

A) 自粛生活で感じた困難や不便

（外出）

外出できず、やる気が出なかつた（2件）

病院に行きにくく

通う場所が少なくなつた

図書館の閉所

通っていたスポーツセンターに行けなくなり、運動不足になつていたこと

（メンタルヘルス上の困難）

孤独感を常に感じうつっぽくなつた（2件）

自分の心をコントロールする難しさを知つた

一時的に幻覚がみえるようになった

（経済）

家計が苦しい

工賃が減つて生活が苦しい

（マスク）

マスクの着用がめんどくさい

暑い時期の外出でのマスク

（品不足）

食品が手に入らない

B) 工夫・心がけたこと

（運動・ダイエット）

C) 施設の良かった対応

課題（在宅ワーク・作業）の提供（3件）

電話連絡（体調確認）（3件）

閉所、開所の判断・対応の早さ（2件）

②職員回答

A) 自粛生活で感じた困難や不便

（家事・育児）

子供を持つ家庭の学校の臨時休校（2件）

保育園の有無

食事作りの増

子供の運動不足

（業務）

閉所中の授産業務の対応・調整の困難（3件）

職員間の情報共有

内職がストップしてしまつた

（外出）

思うように外出が出来なかつた事です

いつもの薬をもらうため病院に行かなければいけないこと

運動不足

（品不足）

除菌洗剤不足 マスク不足

B) 工夫・心がけたこと

（感染対策）

不要不急の外出を控えた（4件）

マスクの着用、手洗い、消毒、うがい（4件）
相手との距離、3M（三密）回避（2件）
自身が感染し、周りに迷惑をかけないこと
スーパーへ行く回数をへらした 玄関に帰宅した時にマスクをすぐ入れられるように洗濯ネットをつるした洗面所に消毒液をおいた（帰宅後手洗い⇒消毒）
人混みに子供を連れていかない（スーパーなど）
(食事・健康)
食事・弁当バランスに気をつけた（4件）
飲酒量 自宅で体を動かすこと
自宅で動画を観ながらの運動
発酵食品を多く摂ることで免疫を高めた
(ストレス対策)
家族で協力すること
楽しみをつくるようにした
心おだやかにする
ストレスを溜めないように、友人と連絡をとっていた
自宅で出来る事を考え実行するようにしました
(業務)
利用者の体調確認のTELをするとき心境面も重視することを工夫した
従来以上に利用者の様子に気を配るようにした
一人当たりの出来高を作業別に確認出来た
負担を感じていた業務を他の職員と分担することで負担の軽減をはかった
(生活リズム)
睡眠をなるべくとるようにするために普段より早い時間に寝るようにした（2件）
普段と変わらない規則正しい生活を心がけた
(節約)
節約に心がけた

C)施設の良かった対応
(利用者への電話連絡)
日々の電話連絡で利用者の体調確認（4件）
事業所ではみえづらい生活面について確認を行えた
(業務調整)
シフト制と業務の時間調整（2件）
早期判断と連絡調整
自宅でのテレワーク対応、職員の勤務縮小が出来たこと
(作業調整・在宅ワーク・作業)
在宅ワーク提供で以外な一面が窺えた（2件）

利用者さんの時短通所・通所自粛（2件）
(感染対策)
消毒をまめに行う（2件）
人との距離を開け感染予防（2件）
マスクの配布
(事業の再確認)
事業所の意義の再確認
ガイドラインに沿って全員が徹底している

4) インタビュー調査

(就労継続支援事業)
就労継続支援事業について調査を行い、次の通り回答を得た。

閉所期間の作業について：緊急事態宣言中は自宅での作業を行わないと、請求そのものを認めない対応をしている地方自治体もあった為、自宅でのテレワーク作業を行っていました（しなかつた作業所もあり）。自宅で行える場所を取らない作業がなかった場合、急遽代わりとなる作業にて対応しました。

閉所期間の工賃について：収入がない事業もありましたが、収入は全て工賃として自宅での内職作業を行っていただいた全利用者に支給しています（それでも前年同月と比べ実質 2/3 ぐらいに減ってしまいましたが）。

閉所期間の職員の勤務について：(各事業所の実情等によりまちまちであったが例として) 非常勤は所外作業日の週 2 日勤務、常勤職員も電車等公共交通機関通勤の職員は基本週 2 日～3 日。自転車等の自己通勤手段の職員は週 4～5 日ぐらいの勤務等。

閉所機関の給与について：(非常勤含めて)全く変更無しで支給。

机の配置について：机の配置変更を行った。

ミーティング、プログラム等：利用者ミーティングや飲食を伴うプログラムは中止しています。但し、スタッフミーティングは最低限、ソーシャルディスタンスを保ち行っています。

通所再会後の作業時間等の短縮について：作業所内の三密を防ぐため、所外作業の現地集合や午前・午後に作業の参加を分けて対応しています。1人1人の作業時間はトータルで見ると減ってしまいましたが、開所時間自体の短縮はしていません。

通所再会後來所しなくなった利用者について：1人もいません。

通所再開後、外部の人や実習生、ボランティアへの立ち入り制限等：行っていません。但し、実習生は時間の短縮はする予定でいます。

（就労移行支援）

就労移行支援事業についても調査を行い、次の通り回答を得た。

就職活動方法（見学、面接方法）への影響について：影響はでています。

企業側も見学、面接方法を控えていて、書類選考になる傾向があります。

利用者さんもコロナの時期は就労活動を中断したいと要望があり、中断しました。

受給者証の有効期限があるので、コロナでの中断は仕方ないと判断され、受給者証が延長になりました。

就労支援実績（就職率、定着率）への影響について：影響はでています。

2~3月に実習→内定までの道がありましたが、コロナ影響で中断になりました。

職場訪問における変化について：

電話とメールでの対応になっています。

業種によっては（例、高齢者施設）訪問禁止です。

定着支援で訪問するときは面談を実施

自粛時のリモート支援について：

リモートは一件ありましたが、それ以外は直接です。

就労移行支援における困難や工夫について：

通常通りの企業訪問、職場見学、実習ができないのが困難です。

事業所で密を防ぎながら席の配慮をしています。
利用者利用時間を短縮（通常6時間のところAMPM2時間ずつの4時間）にしている。
通常行うプログラムを休止したり、就労活動（履歴書確認等）を行う利用者、職員の時間配分調整を行っています。

（相談支援事業）

多角的で効果的な利用者支援に欠かせないケアマネジメントへの影響について調べるため、相談支援専門員に調査を行い、次の通り回答を得た。

①自粛期間中について

相談支援（新規・継続）の実施について：

地方自治体の了承のもと新規は受けず、継続は支給決定期間通り実施した。

相談手段について：主に電話、書類郵送にて実施。
どうしても訪問が必要だと判断した時は、担当保健師と相談し、訪問を実施。

困ったことについて：

ケア会議が開けず、支援方針の共有、本人の意思確認が出来なかった。

会議を開けばその場で決まる事も、全て電話で共有すると手間と時間がかかった。

工夫したことについて：

モニタリング時期でない利用者に対しても、自粛期間中の事業所の対応について確認をした。

マスク、携帯用消毒スプレー、検温

利用者への影響：

通所先が閉所となった利用者は皆、1週過ぎるごとに生活リズムが崩れていった。

中には、我慢が苦手な利用者もあり、相当なストレスがかかって、相談電話が頻回になっていた。

世の中が自粛でも、通うところが欲しいようだった。

②自粛解除後について

相談支援（新規・継続）の実施について：

自粛前と同じぐらい実施。

時間短縮はしていない。

相談手段について：

安定している人は電話でのモニタリングをしている。

工夫したことについて：

会議の場所は広いところにしている。

訪問は最小限、少人数にしている。

マスク、携帯用消毒スプレー、検温

利用者への影響：

通所先の再開が、心理的な安心感として大きい。

開いていることで安心し実際は来ない利用者も。

生活リズムが戻ってきた様子。

その他気づいたこと等：

コロナの影響というよりも自粛の影響が大。

電話や郵送でも支援出来る事がわかった。

ケア会議のタイミングを逃すと、支援が崩れてしまう
もどかしさもあった。

いくら国や都が命令を出しても、障害がある人の中には、頭で理解していても不安になって、いつまで我慢すればいいの？と爆発してしまう。

生活リズムは簡単に崩れる。

通うところがあるのは大事。

給付金 10 万もらえるからと働くくなってしまった
利用者がいた。

作業が減り、密を防ぐため入れ替え制となり、工賃が
減ってしまった様子。

地域移行は、病院側がロックダウンしたため、1 か月
支援ができず、給付費 0 円でした。

休校で子供が夜型化し眠れない事態になり、昼間の活
動は大事と感じた。

考察

今回の調査で、外出できない不便や健康状態といった一般的な問題の他、工賃等のお金の問題、リモートでの福祉や医療の問題、職員の子どもの休校の問題が浮かび上がった。それぞれについて考察してみたい。

工賃について

一般の労働者の休業補償においては、中小企業で休業手当の全額を助成する「雇用調整助成金」や「緊急雇用安定助成金」、休業により失われた賃金の八割を給付する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の活用が考えられる。一方で障害者就労継続支援事業所等の在宅ワークや作業減による工賃減に関してはこうした制度は活用できない。「工賃補填を一切認めず、結果として生産性や利潤を何より求めるわが国の障害福祉サービス制度」^[8] の欠陥が改めて露呈したものと考えられるが、この機に工賃補填についての議論が高まることが求められる。

リモート支援について

リモート支援に関しては、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取り扱いについて」(令和 2 年 3 月 9 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡) が出されている。在宅ワーク支援の方が向いている利用者もいる様子から、この機に「施設外支援」の要件緩和や加算を考えることも必要と考える。一方で、参加者が等距離であり「遠近感がもたらす伝わり方の濃淡」^[9] が無い zoom 等による支援では、集団援助は難しいと考えられ、今後の検証が必要と考える。

通院医療について

今回の結果から、自粛により通院しづらくなったことが窺える。外出そのものの困難に加え、長時間密になり易い待合室での感染リスク問題があると考えられる。今回、コロナウイルス感染症対策として「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」(令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡) 事務連絡が出されているが、周知が十分とはいはず、全ての医療機関で実施されているわけでもない。この機に電話や通信手段を用いた遠隔診療についての理解と普及が進むことが望ましいと考えられる。

子どもの休校について

今回、職員の子供の休校による影響が散見された。

「新型コロナウイルス感染症は高齢者や基礎疾患がある人（糖尿病、心不全、腎障害・透析患者や、生物学的製剤、抗がん剤、免疫抑制剤投与患者など）で重症化しやすいことが明らかとなって」^[1]おり、「高齢者における死亡例が多い」^[6]一方、「小児においては重症例が少ないことが報告され」^[1]いる。そして、「新型コロナウイルス感染症の多くは軽症～中等症の上気道感染症で終わるものと」^[6]推測されており、軽症であれば「1週間で症状が軽快」^[6]するため「特に治療の必要はなく、自宅で安静にしておくことで十分対応可能な症状である」^[6]と考えられている。高齢者を対象とした施設（デイサービス等）の閉鎖に比して、小児を対象とする小学校等の休校措置に疑問を持つのは当然のことと捉えられる。一方で、全世界を対象とした Souza らのレビュー調査^[4]によれば、18歳未満の若年感染者の重症化率は 3.3%、致命的な症状に至る確率は 1.2% とされている。臨時休校は未知の感染症に対する対応として、一概に不適切であったとはいえない側面もあると考えられる。一方でこの問題は、休校判断の是非という教育機会の話ではなく、医療福祉等の所謂「エッセンシャルワーク」を担う人々の育児支援の問題であり、今後充実させていく必要がある課題と考えられる。

おわりに

今回、数多くの苦難や工夫といった対処の問題だけでなく、在宅ワークや在宅支援を行ったことにより、利用者の生活実態についてより詳細に把握し、より個別の相談支援が行えたという新たな可能性の側面も垣間見られた。医療や福祉におけるリモート支援の利点や可能性について、今後引き続き研究する必要があると考える。

引用文献

1. 加來浩器：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）情報。（オンライン）。
https://medicalnote.jp/diseases/新型コロナウイルス感染症?utm_campaign=新型コロナウイルス感染. 引用日 2020 年 8 月 12 日.
2. 奥田弘美：東洋経済 ONLINE「コロナ感染より『隔離・制裁』を怖がる人が多い—日本に蔓延する「奇妙な

- 恐怖心」のほうが心配。（オンライン）.
<https://toyokeizai.net/articles/-/375545?display=b>. 2020 年 9 月 20 日
3. 東洋経済オンライン：コロナ感染より「隔離・制裁」を怖がる人が多い。（オンライン）.
<https://toyokeizai.net/articles/-/375545>. 2020 年 9 月 20 日
 4. de Souza THJA, Nogueira RHN, et al. Nadal : Clinical manifestations of children with COVID-19A systematic review. (オンライン).
<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/32492251/>. 2020 年 6 月
 5. NHK：特設サイト 新型コロナウイルス. (オンライン).
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/chronology/>. 引用日 2020 年 9 月 2 日
 6. 日本感染症学会：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）—水際対策から感染蔓延期に向けて—（2020 年 2 月 21 日現在）. 2020.
 7. 東京都総務局総合防災部防災管理課：重症患者について. (オンライン)
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/435/7kai/202008207.pdf. 引用日 2020 年 9 月 12 日
 8. 飛田義幸：就労継続支援事業 B 型における報酬改定の影響についての一考察. 静岡福祉大学紀要, 15 : 65-72. 2019
 9. 木田塔子：「Zoom 飲み会」考. 精神看護, 23 (4) : 332-333. 2020.

保育所における食育を通じた子育て支援

－令和元年度 焼津市保育園協会保育部会の実践記録から－

田崎 裕美・村松 幹子*・焼津市保育園協会保育部会**

Child-rearing support through dietary education at nursery schools

—From the practice record of Yaizu City Nursery Association Childcare Subcommittee in 2019—

Hiromi TAZAKI · Mikiko MURAMATSU · Yaizu City Nursery Association

たかくさ保育園 (Takakusa Nursery School) *・焼津市保育園協会 (Yaizu City Nursery Association) **

1. 研究の経緯と背景

食育は知育、德育、体育の基礎となるものであり、幼児にとって、まず、食育が重要である。食育は、保育計画の中で、全体計画と共に年齢別計画として位置付けられ、「食を営む力の基礎を培うこと」¹⁾を目標に、日々の保育活動で実践される。

全国保育士会では「食育推進ビジョン」²⁾を策定し、保育所が食を提供することの意義や子育て支援の視点、保育の質等の方向性から整理している。これにより、イベントとしての食育の取り組みから、広い視野での捉え方を醸成し、その取り組みで子どものなにを育てるのか、その取り組みがもたらすものは何かという理論に基づく実践へと変化している。

焼津市保育園協会では、同ビジョンをふまえて、平成30年度に給食部会と保育部会が連携し、合同研究をおこなってきた。^{3) ~4)} 令和元年度は2年目にあたり、保育部会が同テーマを引き継ぎ、子育て支援の視点から、家庭と連携した食育について研究することになった。

なお、子育て支援については、「保育所保育指針」第6章「保育所における保護者に対する支援の基本」⁵⁾において、①保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在すること等の保育環境など、保育所の特性を生かすこと、②保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること、③一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう適切に支援すること、④子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重することなどであると解説されている。

このことから、保育所における子育て支援は、保育の専門的知識と技術が必要であり、専門性に基づく質

の高い保育の提供が、保護者支援に繋がり、子どもの心身の健やかな育ちに寄与するものであるといえよう。

これらの経緯と背景から、本研究では、同保育園協会に所属する13ヶ園が連携し、日常の食育を通じた子育て支援の在り方について、検討したいと考えた。

2. 研究の目的・方法

本研究では、焼津市保育園協会に所属する保育部会員が、自園での食育活動について、子育て支援の視点から検証することで、保護者と保育所との連携や日常的な実践の効果と課題について、明らかにすることを目的とする。

研究方法として、1) 食育を通じた保護者への子育て支援の現状を明らかにするため、子育て支援の考え方を共有し、共通の視点から各園の食育実践の内容や効果について分析する。2) 保護者の食育に関する関心や悩み等を明らかにするために、アンケート調査を行う。3) 保護者へのアンケート調査で、明らかになった食育に関する子育て支援の課題について、保育の専門性を基に、対応方法を検討し、保育便りを作成する。4) 保育士と給食室が連携し、苦手な野菜料理を題材に、子育て支援の視点を取り入れた実践を行う。

3. 結果

1) 食育を通じた保護者への子育て支援の現状

保育所における子育て支援の在り方に関する研究では、概念や定義、活動、実態調査等に関する研究がある。^{6) ~9)} 本研究では、考え方を共有するため、筆者の一人である村松が研修を行った。この機会を通じて、「保育園は、日々、子どもが通う施設であり、連続的に保護者とやりとり出来るのが強みとなる。その強みを生かし、子育てのモデルを示すこと、悩みや困り感

に対して、保育室・給食室それぞれの専門性を生かした情報提供や助言等をしていくことが、保育者の役割となる。また、支援方法として提供した内容を保護者に強制するのではなく、保護者自身が選択出来るようにしていくことが大切である。そのような支援を行うことが、安定した親子関係を築くことに、子ども達の健やかな育ちへと繋がる。」という考え方を共有した。

次に、日頃の保育活動において、子育て支援につながる食育の取り組みを、保育所保育指針 第6章子育て支援の5項目に分類し、表1にまとめた。分析することで、子どもたちの様子をお便りや連絡帳、会話等を通じて伝えたり、保護者から情報を収集したり、参観会や食育行事などへの参加、個別支援の機会など、様々な取り組みを通じて、行っている事が理解できた。

表1 子育て支援につながる食育の取り組み

項目	主な取組例
①子ども(たち)の様子の伝達	保育便り・給食便り 連絡帳 送迎時の会話 面談
②保護者からの情報収集	連絡帳 送迎時の会話 保護者アンケート
③保育所保育の意図の説明	保育便り・給食便り 給食サンプル・献立掲示 参観会
④保育活動に対する保護者の積極的な参加	食育行事(給食参観、米作り、餅つき会)
⑤保護者の状況に配慮した個別の支援	連絡帳 送迎時の会話 面談 給食室等専門職の連携

参考資料：厚生労働省「保育所保育指針」平成30年

さらに、各園での食育計画に基づく食育実践の実態を明らかにするため、図1の食育に関する指針の「期待する子ども像」に基づき、食育の5項目に分類した。

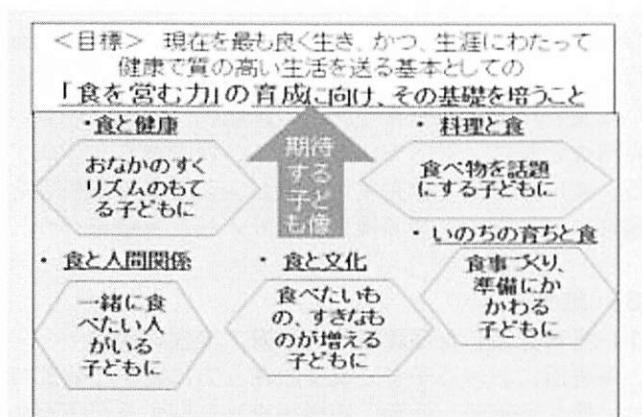


図1 保育所における食育に関する指針

資料： 厚生労働省：『楽しく食べる子に—保育所における食に関する指針—』 平成16年3月

表2は、日頃の実践を図1の食育5項目に分類し、表1の①～⑤の目的、活動内容をまとめたものである。

①の食と健康では、子どもたちの健康管理、②食と文化では保護者参加による活動などの項目に分類し、どのような目的を果たしているのかを検討した。健康や文化、人間関係など様々な項目に関係する食育活動が保護者への子育て支援に繋がることが理解できる。

表2 食育(5項目)における子育て支援の取り組み

項目	目的	内容
① 食と健康	保育に関する意図の説明	・給食サンプル・カミカミ給食・おやつ ・食育だより・なかよし給食(アレルギーのある子も同じものを食べる)
	個別支援	・離乳食相談の個別対応・連絡ノート・相談
	情報収集	・保育参加のアンケート調査
	健康習慣	・健康観察、視診(衛生習慣)・手洗いうがい・歯磨き
② 食と文化	保護者の参加	・田植え・栽培→収穫→クッキング
	保育に関する意図の理解	・季節に合った旬なもの(りんごの丸かじり、ぶどう狩り) ・マグロの解体ショー・異文化の食事とマナー
③ 食と人間関係	保育の意図の説明	・普段の給食の様子を写真と文章で伝える
	保護者の参加	・保育参加(同じ給食を食べる)
	個別支援	・保護者に保育者になってもらう体験をしている ・食に関する相談の個別対応(離乳食の作り方を給食の先生に教えてもらう)
④ 生命の育ちと食	保護者の参加	・田植え・栽培→収穫→クッキング
	保育の理解	・リンゴ狩りのりんご、収穫した芋の持ち帰り
⑤ 料理と食	保育に関する意図の理解	・カミカミ給食・おやつ・給食サンプル ・栽培→収穫→クッキング・食育だより ・食育フェア(人気メニューのレシピ配布)
	個別支援	・食に関する相談を個別に対応(離乳食の作り方を給食の先生に教えてもらう)

表2の実践例について、他園の参考となる効果的な実践について、意見交換を行い、次の5例を選んでまとめた。各実践では、保護者が保育に関する意図を理解し、保育室と給食室が連携し、保護者と共に取り組むことで、子育て支援の効果が上がる事が推察された。

① カミカミ給食・・・・献立に噛むことを意識したメニュー(根菜類の煮つけ等)を取り入れ、レシピと意図を給食だよりで、保護者に伝える。

② 田植え・・・・親子で田植えを行い、日本の文化に触れる機会を作る。

③ 保育参加・・・・午前中から活動に参加して、給食と一緒に食べてもらい、園での様子や量などを見てもらうことで、保育園での給食指導に関する理解を深める。

④ 給食のサンプルケース・・・登下園口に、その日の

給食（昼食・間食）の実物を展示し、献立や材料の説明を付けることで、給食の献立や量に関する親子の会話がはずむきっかけとなる。

⑤子育て支援センター・・・離乳食などで、悩む保護者に対して、ポイントや子どもに合った与え方などを助言することで、子育てのヒントとなるようにする。

2) 食育を通じた子育て支援のニーズと対応

昨年度、同部会では4・5歳児の保護者に、家庭での食生活に関するアンケート調査を行い、食育への関心、食事のリズムと内容、苦手な料理・食材等への対応、食具の使い方等について、明らかにしてきた。また、この結果を保育便りとしてまとめ、保護者への情報提供を行った。¹⁰⁾ 今年度は、保護者の食育に関する関心や悩みを明らかにすることで、子育て支援につながる食育の内容について明らかにするために、アンケート調査を実施した。

(1) 調査対象と調査内容

焼津市保育園協会の13ヶ園を利用する4,5歳児をもつ保護者を対象に、①回答者の基本属性 ②食育への関心、③保育園の食育で役立つもの、④家庭の食育で困っている事（自由記述）の4項目について、無記名自記式で実施した。

調査票の配布に当たっては、自園の保育部会員より、保育士に対して、調査票の目的と内容を説明したうえで、保護者への配布・回収を依頼した。

アンケート調査への保護者の協力では、文章による説明を行い、同意を得たうえで、提出は自由意思によるものとした。回収した調査票は番号処理を行い、Microsoft Excel 2018 を用いて集計し、プライバシー保護に十分配慮した。調査期間は令和元年9月1日～9月15日とした。回収率は80.3%で、553名（母親95.1%、父親3.6%）であった。回答者の属性は、表3のように、年代は30代が337人（60.9%）、40代が170人（30.7%）で30代が最も多かった。子どもの性別は男性290人（51.1%）、女性254人（44.8%）であった。

表3 アンケート回答者の属性

項目	カテゴリー	人(%)
問1 お子様との関係	父親	20 (3.6)
	母親	526 (95.1)
	祖父	1 (0.2)
	祖母	6 (1.1)
	その他	0 (0.0)
問2保護者の年代	20代	38 (6.9)
	30代	337 (60.9)
	40代	170 (30.7)
	50代	3 (0.5)
	60代以上	4 (0.7)
問3 お子様の性別	男性	290 (51.1)
	女性	254 (44.8)

問2「保護者の食育への関心」では、大変あるが239人（44%）、ややあるが271人（50%）で、両方を合わせると、関心のある保護者が9割を超える結果となつた。食育への関心が高い事が分かった。

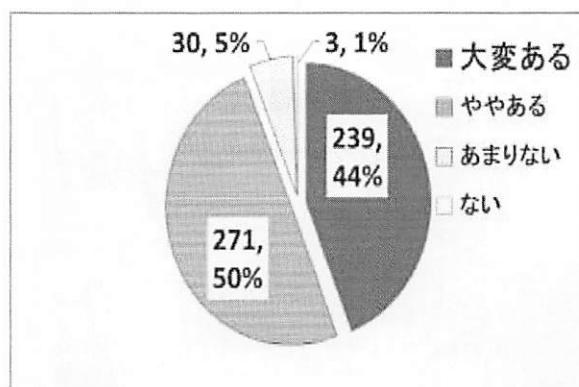


図2 保護者の食育への関心

問3「保育園の食育の取り組みで参考になるもの」では、図3のように、献立表356人（64.3%）、給食・食育だより272人（49.2%）、サンプルケース241人（43.6%）となった。約過半数の保護者が、これらを参考にしている事が分かった。

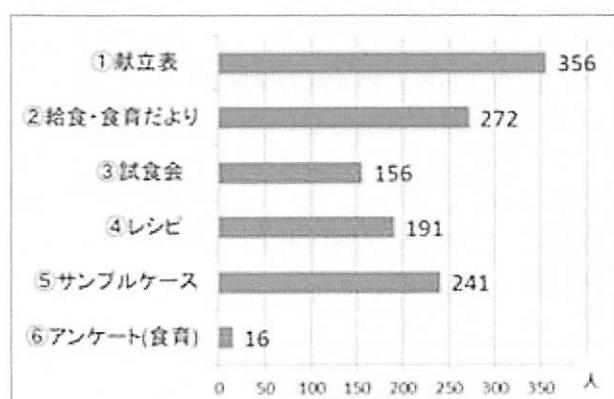


図3 保育園の食育の取り組みで参考になるもの

図4のように、献立表と給食サンプルケースを掲示する保育園も多く、家庭での食事の参考になると共に、昼食・間食の内容や量など分かる事で、親子の会話にも生かされる。送迎時に、保護者と園児が帰る際、給食サンプルケースの前で、楽しそうに給食の話をしている光景を目にする。その日の給食を見ながら、子どもたちは保育園での様子を伝え、保護者は子どもにとって望ましい食事の献立や量などを学ぶ機会となっており、子育て支援につながる効果が期待出来る。

また、ある保育園では、乳児クラスの中に、離乳食のサンプルケースを置くことで、保護者から離乳食の悩みや献立・レシピなどの相談があり、子育てのヒン

トとして、喜ばれているという報告があった。

献立表、当日の給食展示（サンプルケース）、相談対応、給食だより・保育だよりでの保護者との情報共有、試食会などの機会を、子育て支援としても捉え、保護者のニーズを意識することで、さらに有効な機会になると考えられる。



図4 献立表・給食のサンプルケース・3色食品群

問4「保護者が食育で困っていること」の自由記述について、キーワード分析を行い、その結果をまとめたものが図5である。約4割の保護者が、②集中しない251人(45.4%)、①好き嫌い214人(38.7%)をあげていた。「集中しない」を選んだ保護者について、具体的な記述内容をみると、①おしゃべりに夢中 ②時間がかかる ③出歩く・遊び出すの3つの項目に関する悩みが多くみられた。

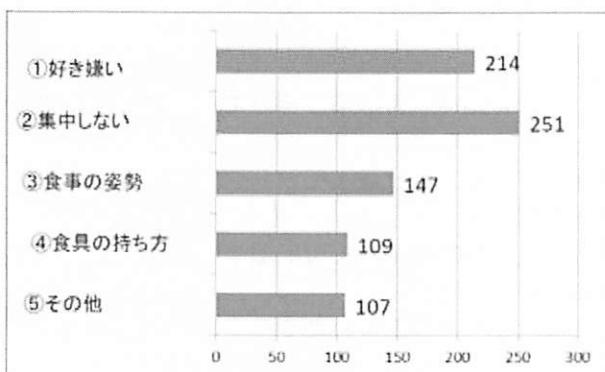


図5 食育で保護者が困っていること

保護者が困っている①好き嫌い、②集中しない、③食事の姿勢、④食具の持ち方について、保育部会員が日頃の保育実践から、対応方法に関するアドバイスを、検討し、まとめた。その結果の一例が、表4である。

表4 保護者の悩みへのアドバイス例

保護者の悩み例	保護者へのアドバイス例
食事に集中できない	①会話の中で、メニューに触れると、食べる事にも興味がわく。②保育園では食べる事に集中できるように20分位を食事の目安にしている。③会話も楽しみながら、楽しい雰囲気で食事をする。④一口ずつしっかりと噛むことが、消化を助ける事を伝える
野菜が苦手	子どもの味覚は、甘みやうまみをおいしいと感じやすく、苦みや薄くはっきりしない味が多い野菜が苦手です。味覚形成の第一歩の時期、まずは一口から始めましょう
白米が苦手	白米を食べない理由の一つに味のついているご飯や濃い味に慣れすぎている現状があるよう思います。保育園では、塩の量、調味料の種類など工夫したレシピを考えています。濃い味に慣れると、将来「生活習慣病」のリスクが高まると言われています。乳幼児期は、食材本来の味を味わえる味覚を育てていけるよう、毎日の食事でも薄味を心がけましょう。
出歩く、遊びだす	あらかじめ、約束として食事のルールを決めておくとよいのではないか。例…席を立たない食事中、目につく所に子どもが遊びたくなるものを置いてないかなど、周りの環境も気を付けてみる。
食わず嫌い	子どもの「きらい」には理由があります。おいい、食感、味、見た目等色々です。どのような理由で「きらい」なのか聞いて、甲子のぬめりが苦手な揚げるなど調理方法を工夫してみるとよい

保育部会員が互いに保護者の悩みを共有して、日頃の実践の中での対応を取りまとめる事で、食育の専門性に関わる取り組みについて、共有する事ができた。

アンケートの結果と表4の内容を保護者が楽しみながら読めるよう、最終頁の「資料：焼津市保育園協会 保育便り」にまとめて配布したので、参照いただきたい。保護者からは、「参考になった」「対応が分かった」などのコメントが寄せられると共に、具体的な相談例では、栄養士に調理方法を尋ねたり、保育士に子育てに関する悩みを相談する事例もあった。このような保護者の悩みに寄り添う双方向の交流が、子育て支援において、効果がある事を実感する機会となった。

4) 保育部会と給食部会の連携

昨年度の保育部会と給食部会で「子どもの苦手な食材を利用した保育園で人気のレシピ集」と野菜の出てくる「絵本リスト」を作成した。今年度はそのレシピリストを活用して、食育を通した保護者支援の実践を行うことにした。

具体的には、食育実践を言語化することを目指して、食育活動指導計画の形式を検討・作成した。計画の中

には、子育て支援の視点や給食室との連携、保護者からの評価項目を取り入れた。表5はその概要をまとめたものである。

レシピ集を使用した給食実践の際には、可能な範囲で、栄養士・調理員も保育室に入って、子どもたちと関わることで、給食室と連携した取り組みを行った。

実践を行った際には、保護者に対して、実践している写真の掲示、レシピの配布、送迎時に実践時の子どもの様子を伝えたりして、積極的に働きかけて、どのように受け止められているか反応をとらえていった。

研修会では、各園が食育実践を行った記録を持ち寄り、保育部会内で発表し、意見交換を行った。

実践を行うにあたり、保育活動を言語化することを目指して、食育活動指導計画の書式も統一した。

計画の中には、子育て支援の視点や給食室との連携を意識した項目を取り入れた。

レシピ集を使用した給食実践の際には、実際に調理員も保育室に入って子どもたちと関わることで、給食室と連携した取り組みを行った。なお、給食室の職員との連携が難しい園では、独自の方法で、より効果的な取り組みを行い、特徴ある取り組み5例を表5にまとめた。項目では、指導計画を基に、献立とねらい、保育内容を保育士と給食室（栄養士・調理士）に分けてまとめ、実践の評価を保育園と保護者の視点からまとめた。

食育活動の内容は普段行っている保育であるが、実践記録に保護者からの評価を盛り込んだことにより、普段の活動がきちんと保護者支援につながっているという実感を得ることができた。

また、各園の取り組みを発表し合うことで、様々な取り組み方があることや、保育者の食育活動の提供の方法によって似たような活動でも、結果の違いがある

表5 子育て支援の視点を取り入れた食育実践

番号	年齢	献立：ねらい	保育内容		保育園での実践の評価 (担当者等の評価)	保護者の実践に関する感想 (子どもの話、お便り等)
			保育士	栄養士・調理士		
1	2歳児	なす入りハンバーグ：苦手ななす料理に関心を持って食べる	野菜音頭を覚えて踊り、野菜に親しみを持つ。給食で出た野菜に関心を持って食事を楽しむ	2歳児が食べやすいよう献立を工夫し、食材で使った野菜を展示した	料理の中の野菜に興味を持ち、ハンバーグのなすも、美味しいと積極的に食べられた	家庭で野菜が食べない子どもが食べれた事に驚いた。料理の中の野菜に興味を持つようになった。野菜の名前を聞いた
2	3歳児	なす入りハンバーグ：苦手ななすに関心を持って、なす料理を食べる	特別メニューで、給食室から来ることを説明し、期待が持てる雰囲気を作る。栄養士の話を補足する	なすを見せて特徴や栄養、ハンバーグの作り方を説明する。園児と一緒に食べる	大好きなハンバーグになすが入った事で、全員が完食し、なすのイメージが変わった	苦手ななすを美味しく食べた事、なすに興味を持った事を聞いた。料理の材料に関心を持つようになった
3	4歳児	なすピザ：夏の野菜に興味を持ち、楽しく作って美味しく食べる	なすを収穫する。栄養士の話を聞いて、夏野菜に興味を持つ、ナスを使ってピザを作って食べる	なすの栽培を見守るクッキングの際に野菜の花クイズを行う。包丁の使い方や調理法を説明する。一緒に食べる	栽培、収穫したなすを調理する事を喜ぶ姿が見られた。給食で良く残る野菜を食べる姿が見られた	なすピザのクッキングを自宅でもしたいと話した。苦手だったなすをチーズで食べたといい一緒に調理した
4	5歳児	なす、ピーマンの肉味噌スパゲッティー：野菜の匂いを知る。苦手な野菜の栄養や働きを知る事で、積極的に食べる	クイズ：夏野菜と冬野菜苦手な野菜の栄養や働きを知って、関心を持って食べる	献立と食材を説明する苦手な野菜の栄養や働きを説明する 保護者に野菜料理レシピのプリントを配布する	野菜の種類や匂いを知って、興味をもつようになった。給食を楽しんで食べられた	レシピのプリントを見せながら、給食の話をしてくれた。野菜料理のコツがわかった。ナスなど苦手な料理を食べるきっかけとなった
5	3・4・5歳児	なすとピーマン、トマトのラタトウイユ：夏野菜の種類や栄養を知り、年長児がクッキングした野菜料理をみんなで食べる	食材を知る。年長児がクッキングを行う。年長児が作ったラタトウイユをみんなで食べる	調理前の食材を見せて、栄養の話をする。実際に作りながら、ポイントを説明する。クッキングのサポートをする	年長児の作った料理を異年齢で楽しく食べた。取り組みをお便りや写真で紹介したことで保護者の関心も高かった	体験を家で楽しそうに話してくれた。ラタトウイユを作り欲しいと言い、苦手な野菜が食べれた。夏野菜に興味を持った

ことに気づくことができた。子育て支援というと、何か新しいものをやらなければと考えがちったが、普段行っている食育に関する活動が、子育て支援に繋がる意識を持って、保護者と連携しながら、丁寧に行っていく事が大切だという共通理解を持つことが出来た。

4. 考察

本研究では、子育て支援の視点から食育を考え、部会員の研修会やアンケート調査・保育だより・食育実践による保護者と保育所の連携を実践してきた。

実践では、13ヶ園の食育に関する取り組みについて、子育て支援の目的や食育5項目に分類したことで、取り組みの特徴や子育て支援における効果について、改めて検証することができた。日頃の保育活動で、子育て支援の視点を意識し、取り入れることが大切であることを改めて認識出来た。

また、昨年度作成した苦手な野菜のレシピ集を活かして、保育士と給食室が指導計画を作成し、保護者との連携の視点を取り入れて、実践や評価を行ったことで、指導方法の効果についても実感することができた。

アンケート調査と保育だより、食育実践を通じて、「園の実践等で子育てのモデルを示すこと」「困っていることを一緒に考え、保育の特性を生かして寄り添うこと」等が子育て支援につながった。今後は、乳児を含め、様々な年齢の子どもを持つ保護者を対象に、より具体的な悩みに寄り添い、その悩みを保育士だけでなく、必要に応じて給食室など他の専門職と連携して保護者に返すこと、また、お便りや声掛け、以外にも保育園での様々な機会に、伝えることが保護者に寄り添った子育て支援につながることが認識できた。

食育活動は子どもの生活を通して育ちに繋がり、そこに心の動きが大きく関わっている。子育て支援に焦点をあてたことで、保育園と家庭との連携が重要であることが、改めて明らかとなった。各保育園が互いの活動を知り、共有、共感しあうことで、保育園協会としての連携による食育の更なる推進を図っていきたい。

謝辞

本研究は焼津市保育園協会が、静岡福祉大学産官学連携推進センターへ教育研修事業として依頼し、その支援を受けて実施できた事に、感謝の意を述べたい。

<引用文献・参考文献>

- 1) 厚生労働省:『 楽しく食べる子に 一保育所における食に関する指針一』 平成16年3月
- 2) 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会「食べることは生きること」
(<http://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/bo>)

ok/taberu.pdf)

- 3) 田崎 裕美・焼津市保育園協会・村松 幹子: 残食を視点とする食育における保育士と給食室の連携—「ごちそうさま、おいしかったよ」の声が聞こえる給食を目指してー、静岡福祉大学紀要第16号, 75-84, (2020年2月)
- 4) 村松 幹子・田崎 裕美・焼津市保育園協会・: 残食を視点とした食育における保育所と家庭の連携—「ごちそうさま、おいしかったよ」の声が聞こえる給食を目指してー、59-66、静岡福祉大学紀要 第16号 (2020年2月)
- 5) 厚生労働省:『保育所保育指針』第6章「保育所における保護者に対する支援の基本」、平成29年3月
- 6) 鈴木 秀子: 子どもから家庭へつなぐ食育：保護者の「学び」からの検討、会津大学短期大学部研究年報 (67), 129-147, 2010
- 7) 堤ちはる・高野 陽・三橋 扶佐子: 子どもの食生活支援に関する研究--子育て中の母親の食育について、日本子ども家庭総合研究所紀要 43, 111-130, 2006 、恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所
- 8) 白木 裕子: 幼児をもつ保護者の食生活と食育への取り組みとの関連、日本小児看護学会誌 21(3), 1-7, 2012 一般社団法人 日本小児看護学会
- 9) 小 嶋 玲 子: 保育所の特性を生かした子育て支援——保護者が支援されていると思わないところでの支援——、桜花学園大学保育学部研究紀要 第21号 pp. 61-73 2020
- 10) 再掲 4)

令和元年度 焼津市保育園協会 保育部会員

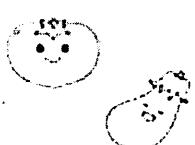
◎さくら保育園	是永 藍 (委員長)
小川保育園	小林 彩加
たかくさ保育園	山本 七未
旭町保育園	平野 幸至郎
ふたば保育園	増田 穂奈美
大井川保育園	後藤 もとみ
ゆりかご保育所	田中 恵理香
焼津南保育園	堀江 加奈
第三ゆりかご保育所	村松 玲奈
明星保育園	帰山 風香
なかよし保育園	櫻井 麻莉
なかよし大富保育園	近藤 亜衣
石津保育園	齋藤 里奈

資料： 2019.1. 焼津市保育園協会 保育だより 食育に関する保護者の悩みに応える

2. 好き嫌いについて

保育園では、子どもたちが将来に備って「食を喜む力」を身につける事をねらいに食育を進めています。

1. 野菜が苦手



子どもの味覚は、甘みやうまれをおいしいと感じやすく、苦みや薄くはっきりしない味が多い野菜が苦手です。味覚形成の第一歩の時期、まずは一口から始め、少しずつ野菜の味に慣れていくといいですね！

2. 白米が苦手

味のついていないごはん



白米を食べない理由の一つに濃い味に慣れすぎている現状があるように思います。保育園では、塩の量、調味料の種類など工夫したレシピを考えています。濃い味に慣れると、将来「生活習慣病」のリスクが高まると言われています。乳幼児期は、食材本来の味を味わえる味覚を育てていけるよう、毎日の食事でも薄味を心がけていきたいですね。

3. 食わざる者



子どもの「きらい」には理由があります。におい、食感、味、見た目等それは色々です。例えば、里芋のぬめりが苦手なら、揚げる事でぬめりがなくなって、食べやすくなります。お子さんがどんな理由で「きらい」なのか聞いて調理方法を工夫してみてもいいかもしれませんね！

3. 集中して食べられない

アンケートより「おしゃべりに夢中」「2時間かかる」「出歩く・あそび出す」の3つについて多くのご家庭が悩んでいるようです。

おしゃべりに夢中

美味しい雰囲気の中で食事ができているのは良い事だと思います。会話の中で、その日のメニューについて触れてみると、食べる事にも興味がわくかもしれませんよ！また、食事中しっかり寝ることでお腹の中の動きを助けることもできます。

お母さんはこの野菜が好きなんだ！一緒に食べてみよう！

こんなにくはお机の中をお掃除してくれるんだよ！

時間かかる

1 お子さんの食べている量は適切ですか？
保育参加やサンプル給食などの量を参考にしてみて下さい。
2 保育園では食べる事に集中できるように20分くらいを日安にしています。会話も楽しみながら食べ終わるといいですね！
ダラダラ食べやあそび食べをしてしまう時は、思いきって食事を終わりにしてみてもいいかもしれませんね！

出歩く、あそび出す



食事中、日につく夢に子どもが

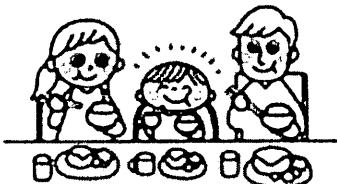
遊びたくなる物を置いていませんか？

ちょっとした工夫で環境を整えてみてはいかがでしょうか？



あらかじめ、お子さんと食事のルールを決めておくといいでしょう。

例…座を立たない
テレビを見ない等…



美味しい雰囲気の中で食事をするのが一番です！！！

4. 姿勢について

①足をバタバタさせる、足を立てる
足が床についていないので、落ち着かず
ぶらぶらしてしまう事がある。

POINT

足と床がついているかな？

ついていなかったら、こんな事をしてみよう！



足と床の間に踏み台を入れてみよう。
(踏み台がなかったら雑誌でもOK!!)

こんな声かけはいかがですか？

「足はどこにおくんだっけ？」
「足をしまえるとかっこいいなー」
できたらたくさん營めましょう！！

②姿勢が悪い、ひじをついて食べる

手のやり場にこまっているのかな？

集中していないのかな？

「こんな声かけはいかがですか？」

「お皿をもってみようね」

「背中をのばしてね」

「左手をお皿に添えてみよう」

かっこいい姿勢



ひじをついている姿勢



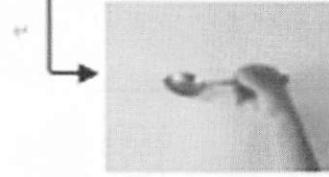
どっちがかっこいいかな？
お子さんと一緒に話してみて下さい！！

5. 食具の持ち方について

アンケートの結果から、箸の持ち方に悩んでいる方が一番多かった為、三直持ちについてご紹介します。
市内の公立小学校によれば、箸、スプーン、フォークの三直セットの中から自分で選択して、食事をしています。小学校までに”と思わず、お子さんに合わせてゆっくりと取り組んでいきましょう。

箸移しゲーム

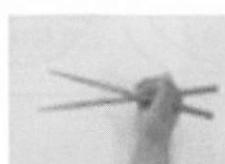
“三直持ち”って知っていますか？



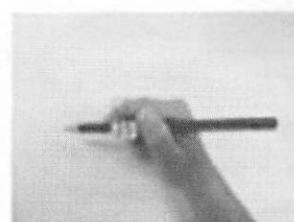
できると

できないと

親指、中指、人差し指で支えて持つ事



ダブルクリップ法
試してみよう！！



社会正義とソーシャルワーク

－北朝鮮拉致被害者の人権侵害をふまえて－

渡邊 英勝

Social justice and social work

-Based on human rights violations of North Korean abduction victims-

Hidemasa WATANABE

はじめに

1977年11月15日、新潟市立寄居中1年の横田めぐみさん=失踪当時（13）=が、下校途中に北朝鮮の工作員に拉致された。2020年11月15日で43年となる。北朝鮮による拉致被害者家族連絡会、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会（救う会）等の懸命な努力をしても、いまだ日本に帰ることはない。それ以外でも日本政府が拉致被害者として認定している17名も帰っていない。政府は、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くすとしている。さらに、認定者のほかに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者として883名（2018年10月現在）に関して、国内外からの情報収集や捜査・調査を続けている。

北朝鮮に拉致された横田めぐみさんの父、滋さんが2020年6月5日亡くなった。87歳だった。

1988年国会参院予算委員会の質疑において梶山静六国家公安委員長による「梶山答弁」により初めて北朝鮮による日本人拉致疑惑を認めた。しかし、この答弁がテレビニュースに流れることはなかった。滋さんはめぐみさんの実名報道で救出を訴えることを決意。1997年2月に報道と西村眞悟衆議院議員の国会での質問により表面化した1997年3月に、拉致被害者家族連絡会が発足すると代表に就き、早紀江さん（84）とともに夫妻で拉致被害者帰還を求める運動の中心的存在となった。

滋さんは、3年前の平成29年以降、足腰が急速に衰え、平成30年4月、体調を崩して入院する。食事がのどを通らなくなつたため、「胃ろう」を施す。

政府が認定している拉致被害者のうち、健在なのは、横田早紀江さんと、有本恵子さんの父親の明弘さんの2人だけになってしまった。

このように北朝鮮による拉致誘拐は、被害者的人権を著しく侵害し、その家族への悲しみやその後の人生などへ大きく影響し、社会正義に反するものである。

ソーシャルワークのグローバル定義は「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワーメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」とあり、社会正義、人権を原理としている。そして、「ソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持である。」と説明されている。

北朝鮮による日本人拉致は、ソーシャルワークの大原則である人権と社会正義にとって許されない行為である。そうであるならば、ソーシャルワーカーは、このような行為に対して抗議し、拉致解決を応援し動くこと、常日頃からこのような人権侵害・社会正義に反することに対し、絶対に許してはならないという意識を持ち、日々の実践をしていくことが重要なのではないかと考える。筆者は、令和元年2月「静岡福祉大学紀要第16号」にて、『ソーシャルワークにおける「正義」とは何か再考する』を執筆し、ソーシャルワーク

の社会正義について言及した。本論文では、北朝鮮による拉致事件・問題を通して、ソーシャルワーカーの社会正義についてさらに考察を深め、今後のソーシャルワーカーの実践活動に寄与することを目的とする。

拉致事件概要

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。1991年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起したが、北朝鮮側は頑なに否定し続けた。しかし、北朝鮮は、2002年9月の第1回日朝首脳会談において、ようやく初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国した。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、2004年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側から、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、未だに北朝鮮当局から納得のいく説明がなされていない。残された被害者たちは、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態で、現在も救出を待っている。

日本政府によると『日本国内では、1997年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が結成されるなど、被害者の救出を求める運動が活発に展開され、2018年10月現在で1200万筆を超える署名が総理大臣に提出されている。北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。日本政府は、これまでに、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、この他にも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、いわゆる特定失踪者（注）も含め拉致の可能性を排除できない事案がある。日本政府としては、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提に立ち、引き続き、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。政府としては、

引き続き、日朝平壤宣言にのっとり、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、「不幸な過去」を清算して国交正常化を実現すべく全力で取り組んでいく。

（注）特定失踪者とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が独自に北朝鮮による拉致の可能性の調査の対象としている失踪者のことを意味する。』（外務省 HP 北朝鮮による日本人拉致問題 問題の概要より）としている。

拉致事件は1970～80年代に発生しており、次の方々が拉致されたと認定されている。（）内は当時の年齢と失踪場所である。（出典：外務省HP）

1977年9月19日久米 裕（くめ ゆたか）さん（52歳・石川県）石川県宇出津海岸付近にて失踪。安否未確認。（北朝鮮は入境を否定）

1977年10月21日松本 京子（まつもと きょうこ）さん（29歳・鳥取県）自宅近くの編み物教室に向かったまま失踪。安否未確認。（北朝鮮は入境を否定）

1977年11月15日横田 めぐみ（よこた めぐみ）さん（13歳・新潟県）新潟市において下校途中に失踪。安否未確認。（北朝鮮は「自殺」と主張）

1978年6月頃田中 実（たなか みのる）さん（28歳・兵庫県）欧州に向け出国した後失踪。安否未確認。（北朝鮮は入境を否定）

1978年6月頃李恩恵（リ・ウネ）~~田口 八重子~~さん（たぐち やえこ）さん（22歳・不明）安否未確認。（北朝鮮は「交通事故で死亡」と主張）

1978年7月7日アベック拉致容疑事案

地村 保志（ちむら やすし）さん（23歳・福井県）
地村 富貴恵（ちむら ふきえ）さん（旧姓：濱本）（23歳・福井県）「二人でデートに行く」と言って出かけて以来、失踪。2002年10月帰国。

1978年7月31日アベック拉致容疑事案

蓮池 薫（はすいけ かおる）さん（20歳・新潟県）
蓮池 祐木子（はすいけ ゆきこ）さん（旧姓：奥土）（22歳・新潟県）蓮池さんは「ちょっと出かける。すぐ帰る」と言って外出したまま失踪。同様に奥土さんも外出したまま失踪。2002年10月帰国。

1978年8月12日アベック拉致容疑事案

市川 修一（いちかわ しゅういち）さん（23歳・鹿児島県）増元 るみ子（ますもと るみこ）さん（24歳・鹿児島県）「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。安否未確認。（北朝鮮は「心臓麻痺で死亡（市川さんは海水浴中）」と主張）

1978年8月12日母娘拉致容疑事案

曾我 ひとみ（そが ひとみ）さん（19歳・新潟県）曾我 ミヨシ（そが みよし）さん（46歳・新潟県）「2人で買い物に行く」と言って出かけて以来失踪。ひとみさんは2002年10月帰国。ミヨシさんは安否未確認。（北朝鮮は入境を否定）

1980年5月頃欧州における日本人男性拉致容疑事
石岡 亨（いしおか とおる）さん（22歳・欧州）
松木 薫（まつき かおる）さん（26歳・欧州）
欧滞在中に失踪。安否未確認。（北朝鮮は、石岡さんは「ガス事故で死亡」、松木さんは「交通事故で死亡」と主張）

1980年6月中旬辛光洙（シン・グアンス）事件
原 敦晃（はら ただあき）さん（43歳・宮崎県）
宮崎県内で発生。安否未確認。（北朝鮮は「肝硬変」で死亡と主張）

1983年7月頃欧州における日本人女性拉致容疑事
有本 恵子（ありもと けいこ）さん（23歳・欧州）
欧州にて失踪。安否未確認。（北朝鮮は「ガス事故で死亡」と主張）

なぜ北朝鮮は日本人を拉致したのか。1つの要因として、工作員の日本語教育係として日本人を拉致したのではないか、という推測がある。自国の工作員に日本語や日本の習慣を教える教育係にあてるという目的で日本人を拉致したと考えられているが、外務省拉致被害者の支援組織「救う会」の西岡力会長とジャーナリストの恵谷治氏は、目的に応じて3つのパターンがあるとした。その3つとは、「海上遭遇拉致」、「人定拉致」、「条件拉致」。海上遭遇拉致は、海上で漁船に見つかった際に工作員が摘発されるのを防ぐため、さらっていくもの。人定拉致は、拉致する対象者を工作員ら

がじっくりと選定した上で北朝鮮に連れ去る。

めぐみさんは『若い女性を連れてこい』という条件拉致だったのではないかとされる。しかし、女性一人であると、精神的に不安定になり、寂しいとかいろいろな問題があるのでカップルがねらわれることになり、日本ではアベックが連れ去られる拉致事件が頻発したという。

毎年12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

さらに政府の動きとして、平成18年6月、北朝鮮による人権侵害問題に関して、国際社会と連携しつつ人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されている。

国及び地方公共団体の責務等を規定するとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決など、北朝鮮による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めることを目的としている。

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の政府主催イベントとして、国際シンポジウムを毎年開催することや、「拉致被害者救出運動」写真パネル展を開催し、拉致被害に対しての普及啓発を行っている。

横田めぐみさんの事件を追う

以下、新潟日報社『緊急出版 横田滋さん追悼報道写真集 祈り 忘れるな拉致』に掲載された横田めぐみさん拉致失踪時の様子を使って事件を追っていく。
1977年11月15日。新潟市立寄居中1年のめぐみさんは、バドミントン部の練習を終えた午後6時半すぎ、友人2人と一緒に校門（図のP1）を出て、自宅へ向かった。友人A子さんはすぐに別れ（図①）、新潟大学理学部跡地前のバス通りの坂道を海岸方向へ約200メートル歩いた交差点（図P2）でもう一人の友人B子さんと家まで残り250メートルほどの交差点で別れた後、そこから日本海に向かって150メートルのT字路を左に曲がれば、家までは残りわずか100メートルのところで消息が分からなくなってしまった。失踪公開直後、巡視艇やヘリコプターが出動して捜索が行われた。ダイバーも海に潜ったが、何一つ見つかなかった。校

門から、めぐみさんのおいを追ってきた警察犬は自宅と目と鼻の先のT字路まで来て動かなくなった。同行した父・滋さんの頭には「犬が、交差点でくるくる回るんです。ああ、ここまでいたんだな」と浮かんだそうである。

めぐみさんと同級生の娘を持つ真保節子さんは、前日の昼過ぎ、不気味な車を目撃していた〈A〉。「曇りガラスで顔は見えないまま、ドアの窓から手だけ『おいでおいで』をしていました。恐ろしくなって、近くの友人宅へ走って逃げた」と証言している。

バドミントンの練習後、めぐみさんとダブルスを組んでいた佐々木広美さん（仮名）は、学校を出て最初のT字路で、右手に止まる白い乗用車に気づいた〈B〉。後部座席の白っぽい服の男が身を乗り出すように、こちらをじっと見た。「何か見てはいけないものを見た感じがしました」と証言している。また、女子高生がごつい顔の男二人に後をつけられた〈C〉という証言もあった。これらの証言とめぐみさん失踪との関係はわかつていない。

1977年11月当時のめぐみさん拉致の現場



『父横田茂さん追悼報道写真集祈り忘れるな拉致』P55 より

ソーシャルワークのグローバル定義と社会正義

ソーシャルワークのグローバル定義に掲載されている「注釈」は、定義に用いられる中核概念を説明し、ソーシャルワーク専門職の中核となる任務・原則・知・実践について詳述するものであるが、その中で、「原則」について言及している。それは、「ソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持である。

人権と社会正義を擁護し支持することは、ソーシャルワークを動機づけ、正当化するものである。ソーシャルワーク専門職は、人権と集団的責任の共存が必要であることを認識する。集団的責任という考えは、一つには、人々がお互い同士、そして環境に対して責任をもつ限りにおいて、はじめて個人の権利が日常レベルで実現されるという現実、もう一つには、共同体の中で互恵的な関係を確立することの重要性を強調する。したがって、ソーシャルワークの主な焦点は、あらゆるレベルにおいて人々の権利を主張すること、および、人々が互いのウェルビーイングに責任をもち、人と人の間、そして人々と環境の間の相互依存を認識し尊重するように促すことにある（アンダーラインは筆者による）としている。

定義では社会正義はソーシャルワークの中核であり、大原則は「人間の内在的価値と尊厳の尊重」「危害を加えないこと」「多様性の尊重」「人権と社会正義の支持」の4大原則である。人権と社会正義はソーシャルワークの大原則のひとつであり、重要かつ基本的なもので、絶対に守らなければならないものを意味している。

ソーシャルワーカーである社会福祉士は人権と社会正義を絶対に守らなくてはならない。

ソーシャルワークの新倫理綱領

2014年7月新グローバル定義を受け、日本ソーシャルワーカー連盟（旧社会福祉専門職団体協議会）の中で、倫理綱領改正に向けた機運・動きが高まった。2018年2月2日、連盟代表者会において、2005年の倫理綱領の改定を行なうことが正式に承認され、構成4団体からの代表者3名（合計12名）からなる「日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会」の発足と事務局を日本ソーシャルワーカー協会が担当することが承認された。

その後、倫理綱領委員会（委員長 保良昌徳）の名のも

とに、日本ソーシャルワーカー連盟代表者会議に「ソーシャルワーカーの倫理綱領」(成文)として報告され、2020年6月に採択された。

その中で社会正義について言及されたものをみていく。
【原理】Ⅲ「(社会正義) ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。」

【倫理基準】(Ⅲ 社会に対する倫理責任)

「2. (社会への働きかけ) ソーシャルワーカーは、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。」

「3. (グローバル社会への働きかけ) ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。」

ソーシャルワーカーとしての倫理観や、業務上発生する責任など、決め事を取りまとめて明文化したものが、「倫理綱領」であるが、常に原理原則に立ち返って、ソーシャルワーカーとして何をなすべきなのか、自分自身に問いかけることが重要である。

考 察

拙著『ソーシャルワークにおける「正義」とは何か再考する』(2019)において、筆者の考えるソーシャルワークの正義とは「人の苦しみがわかる心を持ち、人々が自立した生活ができる」とあり、社会正義とは「人の苦しみがわかる心を持ち、人々が自立した生活ができる、公正な社会を実現すること」と定義し、「公正な社会」とは、自由で、最善の生き方を選択できる社会である、とした。

これらを北朝鮮による拉致被害者の生活に照らし合わせてみると、ソーシャルワーカーが、拉致され自分の人生の大半を狂わされた苦しみがわかる心をもつこと。自分自身で決められず、よその国の命令に従って生きることは自立した生活とは言えず、自由を奪われ、最善の生き方を選択する機会を奪われている。このことに対して、ソーシャルワーカーは社会正義実現のために、常に忘れてはならないことであると考える。

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の【原理】Ⅲ「(社会正義) では、無関心、暴力、共生に基づく社会正義の実現をめざす、とあり、拉致被害に対する無関心は

ゆるされず、拉致という暴力もまた社会正義に反することである。

【倫理基準】(Ⅲ 社会に対する倫理責任) では、変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける、とあり、拉致問題解決に向けて社会に働きかけることも考えられる。

また、(グローバル社会への働きかけ) として、ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかけなければならない。

結 論

Think Globally、Act Locally (シンク・グローバリー、アクト・ローカリー)。「地球規模で考え、足元から行動せよ。」

日々、目の前のソーシャルワークから、地域のソーシャルワーク、日本全体のソーシャルワークを実践している数多くのソーシャルワーカーがいる。しかし、海外においても、今なおソーシャルワーカーの支援を必要とされている日本人が、異国の中日本による助けを待っている。その方は人権を侵害され、社会正義に反する行為によって、苦しめられ、自分の人生を歩めなくなっている。ソーシャルワーカーは、人権、社会正義の原理に基づき、共生に基づく社会正義の実現を目指し、社会に働きかけることが使命であるならば、目の前の問題解もさることながら、地球規模で考え、足元から行動することも忘れてはならないのではないだろうか。ソーシャルワーカーはこのような他の理不尽な行為についても、忘れずに、さらに社会正義実現のための行動をしていかなければならない。娘の奪還に人生のすべてをかけた横田めぐみさんの父、滋さんが逝去されたこの2020年に、北朝鮮による拉致問題を再考することで、再度、ソーシャルワーカーの社会正義という価値について私たちの行動を考えていくことが大切である。

文 献

- (1)荒木和博『日本が拉致問題を解決できない本当の理由』草思社 2009.7
- (2)荒木和博『北朝鮮拉致と「特定失踪者」救出できない日本に「国家の正義」はあるか』展軒社 2015.10
- (3)新潟日報特別取材班『祈 北朝鮮・拉致の真相』新潟日報事業者 2017.11

- (4)阿部正美『メディアは死んでいた 検証 北朝鮮拉致報道』産経新聞出版 2018.5
- (5)新潟日報社『父 横田茂さん追悼 報道写真集 祈り忘れるな 拉致』新潟日報事業者 2020.7
- (6)<https://www.niigata-nippo.co.jp/feature/rachi/page05.html> 新潟日報
- (7)https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/rachi.html 外務省
- (8)https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/jiken_jiko/ichiran_jiken/keihatsu.html 警視庁